

令和3年度 林野庁委託事業

「クリーンウッド」利用推進事業のうち
生産国リスク情報活用に向けた調査

報告書

下巻

(先進事例調査)

令和5年3月

林野庁

令和3年度 林野庁委託事業「クリーンウッド」利用推進事業のうち
生産国リスク情報活用に向けた調査報告書
下巻（先進事例調査）

目次

1	事業概要	1
1-1	事業の目的	1
1-2	事業実施体制	1
1-3	実施内容	1
1-3-1	調査委員会の設置、開催	1
1-3-2	合法性確認（デュー・デリジェンス）の手引きの作成	2
1-3-3	リスク評価に活用可能な統計情報やNGO等の調査結果のリスト化	4
1-3-4	先進事例追加調査	4
1-3-5	事業者向け報告会の企画、開催	4
1-3-6	「クリーンウッド・ナビ」の記載情報の整理及びコンテンツ作成	5
2	アメリカ合衆国	7
2-1	概要	7
2-2	違法伐採対策関連法令の更新情報	7
2-2-1	改正レイシー法の更新情報	8
2-2-2	その他の違法伐採対策関連法令の更新情報	9
2-2-3	森林減少防止に関する法令	10
2-3	違法伐採木材リスク低減に関する事例調査	20
2-3-1	改正レイシー法の実施状況	20
2-3-2	リスク低減に関する国等の取組の実施状況	27
2-3-3	事業者や業界団体によるリスク低減措置に関する事例	34
3	オーストラリア	49
3-1	概要	49
3-2	違法伐採対策関連法令の更新情報	49
3-2-1	オーストラリア違法伐採禁止法概要	49
3-3	違法伐採木材リスク低減に関する事例調査	57
3-3-1	違法伐採禁止法の実施状況	57
3-3-2	事業者や業界団体によるリスク低減措置に関する事例	59

4 欧州連合 (EU)	73
4-1 概要	73
4-2 違法伐採対策関連法令の更新情報	73
4-2-1 EU 理事会の決定	73
4-2-2 専門家グループのガイダンス	74
4-2-3 EUTR と FLEGT 規則の適合性評価	75
4-2-4 森林減少防止に関する規則案 (EUDR 案)	82
5 ドイツ連邦共和国	91
5-1 概要	91
5-2 違法伐採対策関連法令の更新情報	91
5-2-1 サプライチェーン法 (LkSG)	92
5-3 違法伐採木材リスク低減に関する事例調査	95
5-3-1 木材流通確保法 (Holz SiG) 法の実施状況	95
5-3-2 事業者や業界団体によるリスク低減措置に関する事例	97
6 英国	105
6-1 概要	105
6-2 違法伐採対策関連法令の更新情報	105
6-2-1 UK 木材規則	105
6-2-2 2021 年環境法付属第 17：商業活動における森林リスク商品の使用	111
6-3 違法伐採木材リスク低減に関する事例調査	112
6-3-1 UK 木材規則の実施状況	112
6-3-2 リスク低減に関する国等の取組の実施状況	113
6-3-3 事業者や業界団体によるリスク低減措置に関する事例	115
付属資料 6.1 2013 年に制定された旧 UK 木材規則仮訳	121
付属資料 6.2 木材・木材製品および FLEGT (EU 離脱) 規則 2018 年版仮訳	131
付属資料 6.3 木材・木材製品および FLEGT (改正) (EU 離脱) 規則 2020 年版仮訳	141
付属資料 6.4 OPSS のデュー・デリジェンス・ガイド仮訳	144

1 事業概要

1-1 事業の目的

TPP 協定「環境章」において、各国による違法伐採の抑止に働く行政措置の強化が規定されるとともに、日 EU・EPA の「貿易と持続可能な開発章」においても、各国が違法伐採及び関連する貿易への対処に貢献することが規定されている。これらに対応するために、我が国の違法伐採木材への対策として平成 29 年 5 月に施行された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（通称「クリーンウッド法」。以下「クリーンウッド法」という。）を着実に運用していく必要がある。

本事業は、林野庁ホームページ「クリーンウッド・ナビ」に掲載されている生産国リスク情報を、木材関連事業者等の利用者がより活用しやすくするための検討及び情報の整理を行うことを目的とした。具体的には、①リスク情報に基づく基本的な合法性確認（デュー・デリジェンス）の手引きの作成、②リスク評価に活用可能な統計情報や NGO 等の調査結果のリスト化、③米国等における先進事例調査の実施、④「クリーンウッド・ナビ」に掲載されている情報の整理を行った。

これらの活動のうち、①及び②については、報告書 上巻（合法性確認の手引きの作成等）に、③については、報告書 下巻（先進事例調査）に取りまとめた。

1-2 事業実施体制

本事業は、公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）が受託し調査等を実施した。事業従事者は表 1.1 のとおりである。

表 1.1 事業従事者

氏名	所属・役職
山ノ下麻木乃 （事業責任者）	公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES） 生物多様性と森林領域 ジョイント・プログラムディレクター
鮫島弘光	公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES） 生物多様性と森林領域 リサーチマネージャー
藤崎泰治	公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES） 生物多様性と森林領域 リサーチマネージャー
梅宮知佐	公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES） 生物多様性と森林領域／気候変動とエネルギー領域 リサーチマネージャー
山下一宏	公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES） 生物多様性と森林領域 研究員
角島小枝子	公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES） 生物多様性と森林領域 アシスタント

1-3 実施内容

1-3-1 調査委員会の設置、開催

学識経験者、業界団体等からなる 1-3-2 から 1-3-4 の調査方針及び調査結果への助言、評価の

ための調査委員会を設置した。調査委員会は、事業実施期間中3回開催した（表 1.2）。調査委員会の構成員（表 1.3）は林野庁担当職員と受託者が協議の上で決定した。

表 1.2 調査委員会の開催

	日時	議事
第1回	2022年6月4日 10-12時	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業概要の説明 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業概要 ・ DD 手引きの作成 ・ DD 仮想実施とリスク評価関連情報リスト化 ・ 先進事例追加調査 ● その他の事業内容
第2回	2022年11月18日 13-15時	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業進捗状況報告 <ul style="list-style-type: none"> ・ 先進事例追加調査（①米国 ②英国 ③オーストラリア ④EU ⑤ドイツ） ・ DD 手引きの作成 ・ リスク評価関連情報リスト化とDD 仮想実施 ● 今後のスケジュール等
第3回	2023年2月20日 10-12時	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業進捗状況報告 <ul style="list-style-type: none"> ・ 先進事例追加調査（①米国 ②英国 ③オーストラリア ④EU ⑤ドイツ） ・ DD 手引きの作成とリスク評価関連情報リスト化 ・ DD 仮想実施 ● 報告会について

表 1.3 調査委員会構成員

	氏名	所属・役職
学識 経験者	立花敏	国立大学法人筑波大学 生命環境系准教授
	岩永青史	国立大学法人東海国立大学機構 名古屋大学大学院 生命農学研究科准教授
業界 団体	岡田清隆	日本木材輸入協会 専務理事
	尾方伸次	公益財団法人 日本合板検査会 専務理事
	加藤正彦	一般社団法人 全国木材組合連合会 企画部長
NGO	相馬真紀子	公益財団法人 世界自然保護基金ジャパン（WWF ジャパン） 森林・野生生物室 森林グループ長

1-3-2 合法性確認（デュー・デリジェンス）の手引きの作成

クリーンウッド法において、木材関連事業者はリスクに基づき合法性確認（デュー・デリジェ

ンス、以下、「DD」という。)を行うことが必要であるが、そのための基本的な手引きの作成を行った。当初、仕様書の指示は、「クリーンウッド法の対象となる木材等（以下「木材等」という。）の合法性確認の手法は、原産国や加工状態、流通経路等によって大きく異なるが、本事業では同法施行規則で定める第一種木材関連事業者が行うべき合法性確認のうち、①国産丸太、②輸入丸太及び製材、③その他合板等受託者の提案による輸入物品（1～2種類を想定）について行うものとする。」であったが、その後、林野庁担当職員と事業受託者が協議した結果、DD実施において活用する書類等は製品ごとに異なる一方、DDの手法そのものは製品を通じて共通であるという考えとなった。なお、手引きは様々な木材関連事業者が利用することを想定し、基本的かつ汎用性の高いものとした。

合法性確認の手引き（以下、「DD手引き」という。）の作成とリスク評価に活用可能な統計情報や国際機関・NGO等の調査結果のリスト化、DDの仮想実施（上巻第2章、第3章）にあたっては、「デュー・デリジェンス手引きワーキンググループ（以下、「DD手引きWG」という。）」を設置した。構成員は林野庁担当職員と受託者が協議の上で決定した（表1.4）。DD手引きWGは、6回開催した（表1.5）。

表 1.4 DD手引きWG構成員

氏名	所属
内田敏博	北海道木材産業協同組合連合会
岡田清隆	日本木材輸入協会
御田成顕	国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所東北支所
金井誠	日本合板商業組合
中村有紀	Preferred by Nature
森田一行	木材流通専門家
柳澤衛	一般社団法人 日本ガス機器検査協会

表 1.5 DD手引きWGの開催

	日時	議事
第1回	2022年7月5日 10-12時	<ul style="list-style-type: none"> ● 概要説明 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の説明 ・ DD手引きの概要説明 ・ DD手引きの構成案
第2回	2022年8月22日 13-15時	<ul style="list-style-type: none"> ● DD手引き（ドラフト）概要の説明 <ul style="list-style-type: none"> ・ フロー図 ・ 各手順における確認シート
第3回	2022年10月4日 15-17時	<ul style="list-style-type: none"> ● DD手引きの検討 ● フローチャート案説明
第4回	2022年11月10日 15-17時	<ul style="list-style-type: none"> ● DD手引き（案）の検討 ● チェックリストの検討
第5回	2022年12月12日 15-17時	<ul style="list-style-type: none"> ● DD手引き（案）の検討 ● チェックリストの検討 ● 仮想実施の検討
第6回	2022年2月6日 13-15時	<ul style="list-style-type: none"> ● DD手引き（案）の検討

		<ul style="list-style-type: none"> • チェックリストの検討 • 仮想実施の検討
--	--	---

1-3-3 リスク評価に活用可能な統計情報や NGO 等の調査結果のリスト化

リスクに基づき DD を行うためには、リスクの評価が必要となる。このため、リスク評価に活用可能な統計情報や国際機関・NGO 等の調査結果のリスト化を行った。また、木材関連事業者がリストを活用して DD を行う際の参考とするために、上巻第 2 章の DD 手引きを踏まえつつ、上述したリストを活用し、第一種木材関連事業者が行う輸入木材等の DD を仮想的に実施（以下、「仮想実施」という。）し、事例として取りまとめた（上巻第 3 章）。仮想実施は、林野庁担当職員と受託者の協議の上、5 事例を選定した。1-3-2 と 1-3-3、1-3-5 を効率的・効果的に実施するために、調査内容・手法等の専門的な知見を有している認定 NPO 法人 国際環境 NGO FoE Japan に再委託を行った。

1-3-4 先進事例追加調査

違法伐採対策の関連法令が整備されている国・地域の違法伐採リスク低減に係る先進事例の情報を収集・分析した。林野庁担当職員と受託者の協議の上調査対象国は、アメリカ合衆国、オーストラリア、EU、英国、ドイツ連邦共和国の 5 か国とした。これらの国は過年度に調査が実施されたことがあったため、その調査結果を踏まえ、追加的な内容について調査を行った。調査内容は次のとおりである。

- 木材の流通等に関する法令等調査
 - 合法木材の流通（違法伐採木材の流通抑止）に関する法令等の概要及び執行状況
 - 森林の伐採に関する法令等の概要
 - 森林の伐採の合法性が確認できる書類の事例及びその発行条件
 - その他の木材の流通段階における法令の有無及び執行状況の事例
 - 木材・木材製品を輸入・輸出する際の法令及び執行状況の事例
- 違法伐採木材リスク低減に関する事例調査
 - リスク低減に関する国等の取組の実施状況の概要
 - 木材関連事業者や業界団体によるリスク低減措置に関する事例

文献調査に加え、英国、ドイツ連邦共和国については、現地調査を実施した。アメリカ合衆国、オーストラリア、EU については、オンラインやメールでインタビュー等を実施した。

1-3-5 事業者向け報告会の企画、開催

本事業において得られた情報について、事業者向け報告会をオンラインで 2023 年 3 月 3 日に開催した（表 1.6）。参加申込者は 321 名、出席者は 258 名であった。

表 1.6 事業者向け報告会概要

タイトル	林野庁委託事業成果報告会 クリーンウッド法における木材等の合法性確認手引き：リスクベースで考える木材のデュー・デリジェンス
------	--

日時	2023年3月3日14時～16時
プログラム	<ul style="list-style-type: none"> • 開会挨拶：林野庁 小島 裕章 木材利用課長 • クリーンウッド法における木材等の合法性確認手引きの概要説明：IGES 鮫島 弘光 リサーチマネージャー • 合法性確認の仮想実施事例紹介：FoE Japan 佐々木 勝教 森林チームリーダー • 質疑応答

1-3-6 「クリーンウッド・ナビ」の記載情報の整理及びコンテンツ作成

1-3-2 から 1-3-4 を踏まえ、その情報を追加するだけでなく、既存の情報の再整理を行うことに留意して、「クリーンウッド・ナビ」の掲載情報を木材関連事業者がリスクに基づく DD を行う際に利用しやすい形式に整理した。この整理に基づき、「クリーンウッド・ナビ」の整理を行うためのコンテンツの作成を行った。

2 アメリカ合衆国

2-1 概要

過年度の事業報告書「令和元年度林野庁委託事業「クリーンウッド」利用推進事業のうち海外情報収集事業報告書（以下、令和元年度版報告書）¹」は、2021年2月までの期間における木材の合法性に関する報告書である。本稿では、2021年2月以降の新しい情報に焦点を当てながらも、令和元年度版報告書に含まれていない過去の事例にも触れている。また、令和元年度版報告書の資料の一部を表形式で整理した。

違法伐採を減らし、輸出市場における米国産木材の価値を高め、林産業を活性化させることを目的として2008年にレイシー法が改正され、木材を含む植物及びその製品が同法の適用対象となった。2021年から改正レイシー法施行スケジュールのフェーズVIが開始され、対象製品が拡大した。

レイシー法違反に関する裁判事例は、令和元年度版報告書以降、3件増加し9件となった。レイシー法違反に関するいくつかの裁判の判決では、企業がレイシー法の遵守を確保するための最低限の手続きを定めているレイシー法遵守プログラムが、裁判所と企業によって合意された。米国連邦政府は、レイシー法を確実に遵守するためのデュー・ケアをどのように実行するかについて、業界に対して明確な指針を提供していないが、裁判の判例に含まれているレイシー法遵守プログラムは、輸入事業者によるデュー・ケア・システムの開発の指針と見なすことができると考えられる。

また、業界団体の支援でデュー・デリジェンスの国家規格「DHA（Decorative Hardwoods Association）規格」も開発されている。本事業では、米国大手フローリング卸売業者がどのようにレイシー法対応するための調達方針を実施しているかについて、オンラインインタビューを実施した。

さらに、米国では、木材や違法伐採の問題を超えて、農作物の貿易が森林減少を促進しているという懸念に対処することに関心が高まっている。2022年現在、米国の州・連邦議会には、森林減少に関連する商品（パーム油、大豆、ココア、木材・パルプ、牛肉など）の取引を回避するための法案（1）カリフォルニア州森林減少防止調達法（公共事業：木材・木材製品）案（California Deforestation-Free Procurement Act, public works projects: wood and wood products）、（2）ニューヨーク州森林減少防止調達法案（New York Deforestation-Free Procurement Act）、（3）2021年「海外法治と環境保全型貿易（FOREST）法案（Fostering Overseas Rule of Law and Environmentally Sound Trade（“FOREST”） Act of 2021）が提案されている。

2-2 違法伐採対策関連法令の更新情報

令和元年度版報告書にあるように、2019年2月に発表された米国議会調査局の報告書では、米国における違法伐採対策に関連する3つの法律、（1）改正レイシー法、（2）絶滅のおそれのある野生動植物の保護に関する法律、（3）熱帯林保護法、について明らかにされている。本報告書で

¹ https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/pdf/r2/r2report-overseas_vol2.pdf

は、これらの既存法制の概要と最新情報を提供する。

2-2-1 改正レイシー法の更新情報

レイシー法は、違法に捕獲された野生生物、魚、植物の密売を撲滅するために 1900 年に制定された。レイシー法の下では、輸入される植物及び植物製品が合法的に収穫、加工され、輸入されていることを確認する責任は輸入者にある。2008 年改正法の第 3372 条では、特定の植物及び植物製品の輸入者に対し、一般的な輸入申告書の提出に加え、同法が要求する項目の申告が義務づけられている。農務省動植物衛生検査局（The Animal and Plant Health Inspection Service 以下、APHIS）は、レイシー法の申告要件の実施と管理を担当しており、APHIS は、この申告のために紙ベースの書式「PPQ Form 505 - Plant and Plant Product Declaration Form（植物及び植物製品申告書）」を策定した²。また、2009 年 5 月 1 日からは、電子申告が利用できるようになっている。

2008 年の改正後、動植物検疫局は法的手続に係る混乱を回避するために、2009 年 9 月 30 日までの期間を三つのフェーズに分けた植物及び植物製品の輸入申告スケジュールの初期計画を公示した。その後、このスケジュールは改訂され、フェーズIV以降のスケジュールの発表は、施行する少なくとも半年前までに官報及びウェブサイトで公表されることになっていたが、APHIS は、2021 年 10 月 1 日から始まったレイシー法に基づく植物及び植物製品の輸入申告スケジュールのフェーズVIの実施を連邦官報に公告している。このフェーズVIで追加された輸入申告が必要な製品は以下の通りである。

第 33 章エッセンシャルオイル類

- 3301.29.5109-シダーウッドのエッセンシャルオイル
- 3301.29.5121-リナロエ又はボア・ド・ローズのエッセンシャルオイル
- 3301.29.5139-サンダルウッドのエッセンシャルオイル

第 42 章トランク、ケース、スーツケース類

- 4202.29.2000-木製トランク、ケース及びスーツケース
- 4202.99.2000-その他（木製、裏打ちしないもの）
- 4202.99.3000-その他（木製、裏打ちあり）

第 44 章木材及び木材製品類

- 4410.12-オリエンテッドストランドボード（OSB）
- 4415-ケース、箱、木箱、ドラム、コンテナ、パレット、ボックスパレットなど。

第 92 章楽器類

- 9205.90.2000-管楽器：バグパイプ
- 9205.90.4020-クラリネット
- 9205.90.4080-その他（木管楽器）
- 9205.90.4060-フルート、ピッコロ
- 9206.00.2000-ドラムス
- 9207.90.0040-音楽用楽器（フレット付き弦楽器）
- 9209.92-9202 類の楽器の部品及び付属品
- 9209.99.2000-バグパイプの部品及び付属品

² 書式については令和元年度版報告書を参照。

- 9209.99.4040-その他の木管楽器用部品及び付属品
 - 9209.99.8000-その他
- 第 96 章 雑多な製造品目類
- 9620.00.5500-一脚、二脚、三脚及びこれに類する木製品³

APHIS は輸入業者に対し、レイシー法の申告要件に関する最新情報を、ウェブサイトにおいて提供している⁴。レイシー法において申告が必要とされるすべての HTS コード番号と見出し、レイシー法の対象となった日付は、ウェブサイトを確認することができる⁵。

2-2-2 その他の違法伐採対策関連法令の更新情報

2-2-2-1 絶滅のおそれのある野生動植物の保護に関する法律

絶滅危惧種法（The Endangered Species Act, ESA）は、絶滅の危機に瀕した動植物とその生息地を保護するためのプログラムを提供するものである。本法により、絶滅の危機に瀕しているとされる種の輸入、輸出、州間及び外国との取引は、全般的に禁止されている。現行の新「候補」種リストには、オレゴン州とカリフォルニア州北西部のカスケード山脈の頂上以西の湿潤・針葉樹林に固有なアカハラダカ（*Arborimus longicaudus*）という生物種が記載されている⁶。

2-2-2-2 熱帯林保護法

熱帯林保護法（The Tropical Forest Conservation Act 以下、TFCA）は、対象となる途上国の債務救済と熱帯林保護活動を支援するために 1998 年に制定された法律である。本法は、保全プログラムという形で、生産国における違法伐採の摘発や森林法の執行のための制度の強化をサポートできるという意味において違法伐採と関連している。TFCA に基づき、一定の経済的・政治的基準を満たした国は、米国に支払うべき債務を現地の助成金基金に振り向けることができる。TFCA は、森林の保全と債務の軽減に加え、非政府組織（NGO）や地域社会への少額助成を行うことで、市民社会を強化することを目的としている。ネイチャー・コンサーバンシー（The Nature Conservancy 以下、TNC）は、TFCA により、ボツワナ、ブラジル、フィリピン、インドネシアなどの国々で、2700 万ヘクタール以上の熱帯林が保全されたと主張している⁷。令和元年度版報告書では、TFCA の内容や 2021 年初めまでの実施状況について記載されている。熱帯林保護プロジェクトのための 20 の協定によって、現地通貨建ての 3 億 3940 万ドルが生み出され、そのうち約 9000 万ドルは債務救済によるものである。TNC、コンサベーション・インターナショナル（CI）、世界自然保護基金（WWF）からの合計 2250 万ドルを含む様々な資金も集まっている⁸。

同法は、2021 年の熱帯林とサンゴ礁保全のための再認可法を経て、熱帯林・サンゴ礁保全法（以下、TFCCA）と改題された⁹。この再認可法は、元の法律の権限を 2026 年度まで延長するもので

³ <https://www.regulations.gov/document/APHIS-2008-0119-0329>

⁴ <https://www.aphis.usda.gov/aphis/ourfocus/planthealth/import-information/lacey-act>

⁵ <https://www.aphis.usda.gov/aphis/ourfocus/planthealth/import-information/lacey-act/implementation-schedule/hts>

⁶ <https://ecos.fws.gov/ecp/species/8830>

⁷ <https://www.nature.org/en-us/about-us/who-we-are/how-we-work/policy/tropical-forest-conservation-act/>

⁸ TNC（2020 年 04 月 06 日）

⁹ <https://www.congress.gov/bill/117th-congress/house-bill/241>

ある。また、連邦議会は 2013 年会計年度以降、予算の割当をしていなかったが、この再認可法により、各会計年度に 2,000 万ドルの予算が割り当てられる。再認可法は 2021 年 4 月 19 日に下院を通過し、2022 年 8 月 17 日現在、上院において第二読会に入っている。

2-2-3 森林減少防止に関する法令

2022 年 4 月 22 日、バイデン大統領は「国家の森林、コミュニティ、地域経済の強化」と題する大統領令に署名した¹⁰。同大統領令の第 3 項「国際的な森林減少の阻止」では、政権の「世界の森林を保全する計画」について述べており、2030 年までに天然林の減少を食い止め、少なくとも 2 億ヘクタールの森林とその他の生態系を回復させる、という世界的な目標達成についてコミットしている。さらに同項ではバイデン大統領が、近年森林減少が発生した土地に由来する商品の輸入に対処することにコミットする、とも述べている。

これを受け、政府は、大統領令から 1 年以内に、国際的な森林減少に対処するための政府全体による取組について、立法案の勧告を含む選択肢を評価する報告書が大統領に提出することにコミットしている。国務省もまた、大統領令に従い、国際的な森林減少に対処するための政府全体による取組のための法案の勧告を含む選択肢について、国民からの意見を求めた¹¹。

この大統領令に先立ち、米国の州・連邦議会には、森林減少に関連する商品（パーム油、大豆、ココア、木材・パルプ、牛肉等）の取引を回避するための以下の 3 つの法案が提出されている。

(1) カリフォルニア州森林減少防止調達法（公共事業：木材・木材製品）案（California Deforestation-Free Procurement Act: public works projects: wood and wood products、以下、カリフォルニア法案）、(2) ニューヨーク州森林減少防止調達法案（New York Deforestation-Free Procurement Act、以下、ニューヨーク法案）、(3) 2021 年「海外法治と環境保全型貿易法案（Fostering Overseas Rule of Law and Environmentally Sound Trade (“FOREST”) Act of 2021、以下、FOREST 法案)」。ただし 2022 年 8 月 23 日現在、いずれの法案もまだ成立していない。

カリフォルニア法案は、これらの法案において最初に議会に提出されたものである。ニューヨーク法案と FOREST 法案は、カリフォルニア法案の一部を反映しているものの、3 つの法案はそれぞれが独自の特徴的な要素を有している。

1) 法案条文及び対象製品・商品

3 法案の条文は、世界的な森林減少問題、気候変動や生物多様性などへの影響、そしてそれらを助長する森林減少由来の原材料を含む製品に対する米国内市場の需要等の要因を強調する一連の声明から始まっている。各法案の根拠は、新しい法律がなければ、米国内の需要が世界の森林減少を助長し続けるというものである。カリフォルニア法案とニューヨーク法案は世界的な森林減少のみならず森林劣化についても強調しているが、具体的に森林劣化を含めた条項を有するのはニューヨーク法案のみである。3 法案の対象となる製品の初期リストが提示されており、パーム

¹⁰ <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/presidential-actions/2022/04/22/executive-order-on-strengthening-the-nations-forests-communities-and-local-economies/>

¹¹ <https://www.federalregister.gov/documents/2022/10/18/2022-22541/request-for-stakeholder-input-on-options-for-combating-international-deforestation-associated-with>

油、大豆 (soyabean)、ココア、木材・パルプ、牛 (cattle) 等が対象となっており、他の製品が追加される可能性もある。

2) 法案の適用範囲

カリフォルニア法案とニューヨーク法案は公共調達を対象とし、FOREST 法案は輸入品を対象としているため民間調達と公的調達の双方に適用される。FOREST 法案では公共調達の契約事業者に対して、森林減少に由来する製品を避ける方針を策定している事業者に優遇措置を講じている。カリフォルニア法案とニューヨーク法案は、ともに森林減少に関連する商品を公共調達から排除することを目的としており、前者は熱帯林に限定しているのに対して後者は熱帯林と寒帯林（北方林）を対象としている。一方、FOREST 法案は森林の種類を限定していない。

また森林減少には合法なものや違法なものがあるが、FOREST 法案は違法な森林減少のみを対象とし、他の 2 法案より適用範囲を明確にしている。さらに FOREST 法案では、違法な森林減少に対する十分かつ効果的な措置や体制を有していない国に対して、その制度と違法な森林減少に対処する能力を構築するための「行動計画」を策定するよう米国通商代表部 (USTR) に求めていることが特徴的である。

3) 森林リスク商品

また 3 法案とも「森林リスク商品 (forest-risk commodities)」という概念を採用している。森林リスク商品とは、森林減少に由来する原材料を含む危険性のある商品、又は一般的に森林減少に由来する原材料で生産される商品と定義している。

4) 申告制

3 法案は、契約事業者や輸入業者による申告を基本としている。カリフォルニア法案とニューヨーク法案は、森林リスク商品を含む州との契約ごとに、その商品が決められた期日以降に森林減少が発生した土地（森林）に由来しないことを自己証明するよう契約事業者に求めている。一方、FOREST 法案は輸入業者に対し、特定の商品が違法伐採を伴う土地に由来するリスクを評価・低減するために「合理的配慮」を行ったという宣言書の提出を求めるものである。「合理的配慮」とは、米国の関税法に存在する原則である。

5) 森林方針又は指針策定

3 法案は、州あるいは連邦機関に供給する契約事業者に、森林減少に由来する原材料を含む製品の使用を避ける森林方針、又は指針を設けることを要求又は奨励し、その方針に関する最低要件も定めている。

6) デュー・ケア実施のためのガイダンス

デュー・ケアを実施するための決定的なガイダンスを伴わない改正レイシー法とは異なり、カリフォルニア法案は州政府に対して、デュー・ケアに関するガイダンスを含む「森林減少に加担しない行動規範」を策定し、契約事業者に提供するよう求めている。ニューヨーク法案も同様に、州政府がガイダンスを作成し、施行規則に含めるよう求めている。またニューヨーク法案では、

利害関係者によるアドバイザリーグループを設置して施行規則と承認された契約の評価に関して協議することが求められているのが特徴的である。表 2.1 は、3 法案の主な要素をまとめたものである。

本調査において、米国の NGO へのインタビューから得た情報によると、米国におけるこれらの森林減少防止に関する法的イニシアチブは、EU の貿易と森林減少の関連性に対処するための動きの一部と見ることができる、とのことである。FOREST 法案に取り組む米国の議員たちと、森林減少のないサプライチェーンに関する EU 規制に取り組む EU の議員たちとの間で、多くの意見交換が行われているようである。

表 2.1 米国で提案されている森林減少防止に関する法令の主な特徴 (2022 年 8 月 23 日現在)

法案名	カリフォルニア州森林減少防止調達法 (公共事業：木材・木材製品) 案	ニューヨーク州森林減少防止調達法案	2021 年「海外法治と環境保全型貿易 (FOREST) 法案
管轄区域	カリフォルニア州	ニューヨーク州	連邦
導入時期	法案 416 号：2021 年 02 月 04 日、法案 1979 号：2022 年 02 月 11 日	2021 年 3 月 23 日	2021 年 10 月 6 日
発効日	2025 年 1 月 1 日	2024 年 1 月 1 日	制定時
進捗状況	強力な支持を得て議会と上院を通過した が、知事により拒否権が発動された。現 在、議会に再提案されている。	上院委員会にて審議中	衆議院での委員会にて審議中
目的	国と契約している事業者が、直接又はそ のサプライチェーンを通じて熱帯林減少 に寄与していないことを確実にすること	国と契約している事業者が、直接又はその サプライチェーンを通じて熱帯林又は北方 原生林の減少又は劣化に寄与してはいないこ とを確実にすること	違法な森林減少が発生した森林 (土地) に由 来する原材料を一部又はすべてに使用した製 品の輸入を禁止することで、違法な森林減少 に対処すること
対象森林の種類	熱帯林	熱帯林と寒帯林 (北方林)	指定なし (全森林)
対象商品・製品	森林リスク商品 (パーム油、大豆、牛肉、 皮革、製材、紙、ゴム、ココア、コーヒー、 木材、木質パルプなど)。ただしこれらに 限定されない	森林リスク商品 (パーム油、大豆、牛肉、コー ヒー、木質パルプ、紙、丸太、製材など)。 その他追加される可能性あり。ただし熱帯 広葉樹を除く	<ul style="list-style-type: none"> 初期適用品目：パーム油、大豆、ココア、 牛 (cattle)、ゴム 初期適用製品：具体的な HTS コードで示 される 適用商品・製品の見直しは、少なくとも 年 1 回実施
適用範囲 (森林減 少・劣化)	森林減少	森林減少と原生林の劣化	違法な森林減少 (同法は、違法な森林減少を 違法行為として規定するために合衆国法典を 改正する)
適用範囲 (輸入/ 公共調達)	公共調達	公共調達	輸入 公共調達 (森林減少への対応方針を持ち、そ の他の関連措置を講じている事業者に対し、 調達契約において優遇措置を講じる)。
申告要件/証明要	<ul style="list-style-type: none"> 契約事業者は、森林リスク商品を含 	<ul style="list-style-type: none"> サプライヤーは、森林リスク商品を含 	<ul style="list-style-type: none"> 輸入事業者は対象製品に関して申告書を

件	<p>む州との契約ごとに、その商品が2023年1月1日以降に熱帯林減少が発生した土地（森林）に由来していないことを自己証明しなければならない</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約事業者は、自己証明書の内容確認を可能にするために、州に対してこれらの記録・根拠資料等へのアクセスを提供しなければならない。 下請事業者も自己証明書の要求事項を遵守しなければならない 	<p>む州との契約ごとに、その商品が2022年1月1日以降に熱帯又は寒帯林減少が発生した土地（森林）に由来していないことを自己証明しなければならない</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約事業者は、自己証明書の内容確認を可能にするために、州に対してこれらの記録・根拠資料等へのアクセスを提供しなければならない 下請事業者も自己証明書の要求事項を遵守しなければならない 	提出しなければならない
森林方針・指針	<ul style="list-style-type: none"> 森林リスク商品を州に供給する事業者は、森林方針を有し、その方針と関連データについて開示可能にしなければならない 森林方針については、最低限の要求事項が設定されている（表2.2） 	<ul style="list-style-type: none"> 森林リスク商品を州に供給する大手の事業者は、森林方針を有していないなければならない 小規模な事業者は、自主的に森林方針を採用することができる 森林方針とその実施に関する根拠資料等について、最低限の要求事項が設定されている（表2.2）。 	<ul style="list-style-type: none"> 連邦機関に供給する契約事業者は、森林方針の策定が奨励される 連邦政府機関は、森林方針を有する事業者に対して入札価格を10%引き下げ森林方針とそのモニタリング・報告に関して最低限の要求事項が設定されている（表2.2）
デュー・デリジェンスの要件	<ul style="list-style-type: none"> 契約事業者は、彼らの下請事業者が要求事項を遵守していることについてデュー・デリジェンスを実施しなければならない 森林方針には、森林リスク商品の伐採地を特定し、サプライチェーン上にリスクがある場合、方針の遵守を確認するためのデュー・デリジェンスの方法が含まれていない 	<ul style="list-style-type: none"> 請負業者は、彼らの下請事業者が要求事項を遵守していることについてデュー・デリジェンスを実施しなければならない 森林方針には、森林リスク商品の伐採地を特定し、サプライチェーン上にリスクがある場合、方針の遵守を確認するためのデュー・デリジェンスの方法が含まれていない デュー・デリジェンスに関するガイド 	<ul style="list-style-type: none"> 輸入事業者は、リスクを評価、低減するために「合理的な注意」を払わなければならない 対象商品が行動計画の対象国である場合、輸入事業者はサプライチェーン、伐採地、リスク低減措置に関する「十分な情報」を提供しなければならない

	<ul style="list-style-type: none"> デュー・デリジェンスに関するガイドランスは、州政府が策定した行動規範において示される 	<p>ンスは、施行規則において示される</p>	
免責事項	<ul style="list-style-type: none"> 2,500 ドル以下の商品をクレジットカードで購入する場合は、自己証明の要件は適用されないが、この免責は年間 7,500 ドルまでである 	<ul style="list-style-type: none"> 2,500 ドル以下の商品をクレジットカードで購入する場合は、自己証明の要件は適用されないが、この免責は年間 7,500 ドルまでである 	指定なし
追加要素			<ul style="list-style-type: none"> 米政府は、違法な森林減少に対する十分かつ効果的な措置や体制を有していない国ごとに行動計画を策定する 行動計画のベンチマーク等の達成を支援するための基金を設立する
違反の検出	<p>契約担当者又は機関は、違反の疑いがある事実について機関の長に照会することができる</p>	<ul style="list-style-type: none"> 契約担当者は、違反の疑いがある事実について機関の長に照会することができる 個人又は組織は、特定の契約や政府機関について苦情を申し立てることができる 利害関係者によるアドバイザリーグループは、すべての、又は一部の代表的な契約について評価し、契約違反について勧告を行うことができる 	<ul style="list-style-type: none"> APHIS 長官は、他の連邦機関の長と協力して、申告書を提出する輸入業者を無作為で監査する 対象商品が同法に違反して輸入されている可能性を示す情報を米国税関・国境警備局 (CBP) 以外の個人から入手するためのプロセスが確立される
実施・執行主体	<p>契約機関、総務局 (Department of General Services)、司法局 (Department of Justice)、行政審問所 (Office of Administrative Hearings)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 契約機関又は当局、総務局 (Office of General Services)、司法長官局 (Office of Attorney General)、環境保全局 (Department of Environmental Conservation) 施行規則に関する協議や承認された契約の評価のために、利害関係者による 	<ul style="list-style-type: none"> 税関国境警備局長官、農務長官、内務長官、司法長官、米国通商代表部、米国国際開発庁、動植物衛生検査局、財務長官 (The Commissioner of Customs and Border Protection, the Secretary of Agriculture, the Secretary of the Interior, the Attorney General, United

		アドバイザリーグループが設置される	<p>States Trade Representative, United States Agency for International Development, the Animal and Plant Health Inspection Service, and the Secretary of the Treasury.)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 同法の施行に関する助言と勧告を行うために、省庁間ワーキンググループと諮問委員会が設置される
ガイドランス／行動規範	州政府は、契約事業者が利用できる「森林減少に負担しない行動規範」を策定する	州政府は、請負業者が使用できるように、実施規則の中で「森林減少に負担しない行動規範」を策定する	米国税関・国境警備局 (CBP) 長官が、合理的配慮と十分な情報の構成、及びオプションとして認証スキームに関するガイダンスを提供する
制裁措置	<p>国に納入された製品のすべて、又は一部が森林リスク商品で構成されていることを知っていた、又は把握しておくべきだった契約事業者又は下請事業者に対して制裁が適用される。虚偽であることを知りながら偽証した者は軽犯罪に問われる。制裁には以下が含まれる</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約の解除 1,000米ドル又は製品代金の20%相当額のいずれか高い額の罰金 	<p>州に納入された製品のすべて、又は一部が森林リスク商品で構成されていることを知っていた、又は把握しておくべきだった契約事業者又は下請事業者に対して制裁措置が適用される。制裁措置には以下が含まれる</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約の解除 1,000米ドル又は製品代金の20%に相当する額のいずれか高い額の罰金 	<ul style="list-style-type: none"> 同法の規定に違反した輸入業者に対する制裁措置は、法案に明記されていない 米大統領は1年後に行動計画のベンチマークを十分に遵守していない国があれば、「適切な行動」をとることができる

出典：執筆者作成

表 2.2 米国で提案されている森林減少防止に関する 3 法令における請負業者の森林減少に対処するための方針に関する最低要件

	カリフォルニア州森林減少防止調達法 (公共事業：木材・木材製品) 案	ニューヨーク州森林減少防止調達法案	2021 年「海外法治と環境保全型貿易 (FOREST) 法案
デュー・デリジェ ンス	森林リスク商品の伐採地を特定すること、及びサブライチェーン・リスクが存在する場合には方針の遵守を確実にすることを満たす措置	森林リスク商品の伐採地を特定すること、及びサブライチェーン・リスクが存在する場合には方針の遵守を確実にすることを満たす措置	森林リスク商品の伐採地を特定すること、及びサブライチェーン・リスクが存在する場合には方針の遵守を確実にすることを満たす措置
加工・流通の連鎖	一次及び二次・三次サブライヤーのリストとサブライチェーンのトレーサビリティ情報を詳述した入手可能なあらゆるデータ	州に供給される可能性のある製品に含まれる各森林リスク商品について、精製所、加工工場、農場、プランテーション、及びそれぞれの所有者、親会社、農民、地図、地理的位置など、一次及び二次・三次サブライヤーの全リストとサブライチェーンのトレーサビリティ情報の詳述したデータ	一次及び二次・三次サブライヤーの全リストとサブライチェーンのトレーサビリティ情報を詳述したデータ
森林減少や森林劣 化に関連する製品 の回避	製品が熱帯林の減少に寄与していないことを保証するために取られた措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 製品が熱帯林又は寒帯林(北方林)の減少や原生林劣化に寄与していないことを保証するために取られた以下を含む措置 <ul style="list-style-type: none"> ● 熱帯又は寒帯(北方)原生林の開発が行われておらず、2022 年 1 月 1 日以降、商品の原材料生産が熱帯又は寒帯(北方)原生林から転換された土地に由来しないこと ● 高炭素貯蔵(HCS)林の開発が行われていない ● 保護価値の高い(HCV)地域の開発が行われていない ● 域内で火災は発生していない ● 既存のプランテーションにおける温室 	各商品が森林減少に寄与していないことを保証するために取られた措置

		<ul style="list-style-type: none"> 効果ガス排出量の継続的削減を確保するための取組 深さに関係なく泥炭地の開発は行われていない 泥炭地におけるプランテーションのための最善の管理・運営 実行可能な場合は泥炭の復元を指した活動 	
先住民族、地域社会、労働者の権利	先住民族及び地域社会が法的権利を有する土地での事業に対し、自由意志による事前の十分な情報に基づく同意 (FPIC) する、あるいは同意しない権利を尊重するための措置	<ul style="list-style-type: none"> 労働者や地域社会に対する搾取を防止し、彼らからの苦情に対処するために取られた以下を含む措置 契約社員、派遣社員、移民労働者を含むすべての労働者の権利を尊重し、認めること コミュニティの土地保有権の尊重と承認 先住民族及び地域社会が法的権利、地域社会の権利、慣習的権利を有する土地での事業に対し、自由意志による事前の十分な情報に基づく同意 (FPIC) する、あるいは同意しない権利を尊重するための措置 労働者や地域社会に対する暴力、脅迫、強要を防止するための明確な方針とプロセス すべての苦情や紛争に対処し、解決するための正式で、オープン、透明、かつ協力的なプロセス 	商品の生産によって直接影響を受ける先住民族及び地域社会の自由意志による事前の十分な情報に基づく同意 (FPIC) の取得プロセスを確保するために取られた措置
生物多様性の保護	すべての事業活動及び関連する地域にお	すべての事業活動及び関連する地域にお	すべての事業活動及びその商品生産に関連す

	ける生物多様性保護と絶滅危惧種の密猟防止のための措置	る生物多様性保護と絶滅危惧種の密猟防止のための措置	る地域における生物多様性保護と野生生物の密猟やその肉の取引防止のための措置
法令遵守	事業者のサプライチェーンにおいて、森林リスク商品が生産された国の法律の遵守を確保するための措置	事業者のサプライチェーンにおいて、森林リスク商品が生産された国の法律の遵守を確保するための措置	契約事業者のサプライチェーンにおいて、森林リスク商品が生産された国の法律の遵守を確保するための措置
人権擁護者		環境人権擁護者 (EHRD) に対する暴力、脅迫、嫌がらせを抑止するための対策。これには国際的に認められた人権基準を尊重し、EHRD が脅迫や報復なしに自らの意見を表明し、平和的に抗議し、業務を批判する権利について社員、請負業者、パートナーを教育することが含まれる	

出典：執筆者作成

2-3 違法伐採木材リスク低減に関する事例調査

2-3-1 改正レイシー法の実施状況

2-3-1-1 レイシー法違反に関する裁判事例

レイシー法違反に関する裁判は数多くあるが、そのほとんどは野生動物に関するもので、木材に関するものは比較的少なく、平均して年に1件以下である。表2.3は、改正レイシー法に伴う木材関連の違反行為により起訴された9件の事例をまとめたものである。違反の種類、意図的か非意図的か、違反の発見と捜査の方法などを記載した。情報のほとんどは、司法省のウェブサイトに掲載されている報告書をもとにしている。残念ながら、米国当局がどのように違反を疑い、認識し始めたかについての情報は限られている。

令和元年度版報告書では、改正レイシー法に関連する6つの裁判例が司法省(DOJ)のウェブサイトから収集された(表2.3の事例1~6)。2022年8月に司法省のウェブサイトを検索したところ、幾つかの新しい裁判事例が掲載されていた。これらの新たな裁判事例、及びレイシー法違反としては起訴されなかった国内の森林窃盗の幾つかの新しい事例を以下に紹介する(表2.3の事例7~9)。

1) 事例7：ペルー・アマゾンの違法木材を米国に輸入する際の注意義務の不履行¹²

2015年8月、米国の企業であるGlobal Plywood and Lumber Trading LLC(以下、グローバル・プライウッド社)は、ペルーの3つのサプライヤーから約1,135m³の広葉樹ブランク材を購入した。ペルー・アマゾンのロレート県産のVirola種からなる木材は、2015年9月27日にヒューストン港に到着した。税関・国境警備局(以下、CBP)職員が船に乗り込み、木材を押収した。2021年9月3日、グローバル・プライウッド社は、コロンビア特別区の米国地方裁判所において、ペルー・アマゾンで違法に調達された木材を米国に輸入した際に、適切な注意を払わなかったことを認め、レイシー法違反の罪を認めた。

ペルーでは、森林・野生生物資源監督局(以下、OSINFOR)が伐採現場を監査し、法律遵守状況を確認し、その結果をペルー政府が管理するオープンソースのウェブサイト「SIGO」で公開している。輸入業者はSIGOを見て、特定の伐採許可や森林旅行ガイド(Forest Travel Guides)で管理の連鎖を確認し伐採及び輸送される木材が合法であることを判断することができる。このような情報があるにもかかわらず、またペルーの林産業における違法伐採や不正行為が公に報告されていることを知りながら、グローバル・プライウッド社は、木材のソースに関する合法性の確認を行わなかった。

ヒューストンの国土安全保障省捜査局貿易執行グループとCBPは、ペルー当局の協力を得て調査を実施した。調査の結果、グローバル・プライウッド社が輸入した木材の約92%が違法に伐採又は輸送されたものであることが判明した。有罪を認めるにあたり、グローバル・プライウッド社は、(i) 輸入前に関連する伐採許可や森林旅行ガイドを取得・確認しなかったこと、(ii) 購入した木材に関連する不正をSIGOで確認しなかったこと、(iii) さらなる調査、現地訪問、その

¹² <https://www.justice.gov/opa/pr/us-corporation-sentenced-importing-illegally-sourced-wood-amazon>

他、真偽の確認をせずにサプライヤーによる発言を信用したこと、により適切な注意を払っていなかったと認めた。裁判所は、グローバル・プライウッド社に対し、ペルー環境省への20万ドルの返還と5,000ドルの罰金を支払うよう言い渡した。

2) 事例8：ブラックウォールナットの違法伐採

連邦大陪審は2021年5月20日、連邦保護林からウォールナット材を違法に搬出した疑いで、共謀罪、レイシー法違反、その他の罪で3人を起訴した。裁判文書によると、3人の被告は共謀して、バージニア州のブルーストーン・プロジェクト (the Bluestone Project) にあるブラックウォールナットの樹木を伐採・搬出し、州内の別の場所に輸送して販売しようとしていた¹³。ブルーストーン・プロジェクトとは、米国陸軍工兵司令部の洪水被害軽減プログラムであり、その実施場所(連邦政府が保護する8,500ヘクタールの土地を含む)において、ブラックウォールナットの樹木が違法に伐採されている。

3) 事例9：木材の密売

United States v. Quintana (S.D. Fla.) は、レイシー法及びその他の刑事法に基づいて違法と判断された木材の密売事件である。検察官は、フロリダの合板卸売業者が中国からの輸入木材に対する高額関税を回避するために、隠れ蓑となる会社を通じ、詐欺のテクニックを用いたことに関し起訴を行っている。本情報は、米国司法省環境天然資源局「2021年度実績報告書」(US DOJ Environment and Natural Resources Division "Accomplishments Report for FY2021") において報告されている¹⁴。

4) 国内における木材の盗伐事例

令和元年度版報告書では、ワシントン州内の国有林からメープルを違法に伐採・販売した二つのケースが、レイシー法違反として起訴された事例として紹介されている。司法省のサイトでは、ワシントン州内でメープルが盗伐された事例がもう一つ報告されている¹⁵。この事案では、2018年4月から8月にかけて、オリンピック国有林において、男性の一団により、メープルが違法に伐採された。DNA鑑定により、被告が販売した木材と国有林において違法伐採された3本の樹木が照合された¹⁶。これは、連邦刑事裁判において樹木のDNA鑑定を行った初めての事例である。被告人らは、製材所に対し、私有地での伐採許可を提示することで、違法に伐採されたメープルの木材ブロックを地元の製材所に販売していた。なお、起訴内容は米国連邦法違反に限定され、レイシー法違反は含まれていない。これは、違法に伐採された木材の取引が、その木材が伐採された州内で行われたためと思われる。

司法省のホームページで見つけた最近の国産材に関する他の事例では、例えば、ウィスコンシン州にあるメノミニエー・インディアン居留地から木材を盗むという米国家典に違反する共謀の罪を認めた5人が判決を受けている。被告人らはメノミニエー部族企業 (Menominee Tribal

¹³ <https://www.justice.gov/usao-wdva/pr/timber-thieves-indicted-large-scale-theft-government-land>

¹⁴ <https://www.justice.gov/opa/press-release/file/1496301/download>

¹⁵ <https://www.justice.gov/usao-wdwa/pr/timber-thief-convicted-following-6-day-triale>

¹⁶ <https://www.justice.gov/enrd/page/file/1467991/download>

Enterprises 以下、MTE) のために、メノミニー・インディアン居留地の指定区域において木材を伐採した。しかし彼らは、少なくとも 100 回以上、MTE が許可した以上の木材を、林業機械を使って伐採し、余剰な木材を居留地外の 2 つの製材所に運んでいる。捜査官は、被告人がスプレー塗料を使い、その木材が MTE によって伐採が指定されたように見せかけていた証拠を発見した。製材所に対する起訴は行われていない¹⁷。

アイダホ州とユタ州にまたがるソートゥース国有林では、無許可で木材の伐採を繰り返した個人による小規模な木材窃盗事件も報告されている¹⁸。被告は違法に伐採した木材を薪としてオンライン販売していた。同人は 2020 年 5 月 26 日に容疑を認め、1,680 ドルの返還を命じられた。また別のケースでは、ある個人が 2016 年 9 月から 12 月の間に、ミズーリ州に位置するマーク・トウェイン国有林から無許可でウォールナットを伐採したとして、18 ヶ月の禁固刑を言い渡された。同人はその木材を州内にある製材所に販売していた¹⁹。また、ウィスコンシン州にあるチェックワメゴン＝ニコレット国有林からライブオークの立木を盗んだとして、男性が連邦大陪審に起訴された。この男性は、米国森林局から木材伐採の契約を締結した会社を所有・運営している。起訴状では、契約上、伐採してはならないことになっているライブオークの立木を、この男性が伐採したとされている²⁰。

上記の国内における木材窃盗の新事例はすべて、被告人が違法に木材を伐採し、その木材を販売したものである。しかしながら、これらの事件の起訴にはレイシー法が絡んでいない。その理由は、盗まれた木材が、当該木材を伐採した州内において販売されたためと思われる。前述の通り、改正レイシー法は、州間及び海外との取引にのみ適用される。

¹⁷ <https://www.justice.gov/usao-edwi/pr/five-sentenced-roles-timber-theft-conspiracy-menominee-indian-reservation>。

¹⁸ <https://www.justice.gov/usao-id/pr/idaho-man-sentenced-timber-theft-sawtooth-national-forest>。

¹⁹ <https://www.justice.gov/usao-edmo/pr/st-roberts-man-sentenced-stealing-timber-mark-twain-national-park>。

²⁰ <https://www.justice.gov/usao-wdwi/pr/grand-jury-returns-indictments-120>。

表 2.3 2008 年のレイシー法改正に伴う違反の起訴概要

事例 No.	違反の内容	意図的 / 非意図的	違反の検出手段
1	ギブソン・ギター社は 2008 年 10 月から 2009 年 9 月までの期間にマダガスカルから、2010 年 8 月から 2011 年 6 月までの期間にインドから木材を輸入していたが、いずれの国でも輸出が禁止されている木材を輸入していたことが判明した。また、輸入申告書の記載を改ざんしていた。	意図的	疑わしい輸入申告書：2011 年に到着したインド産エボニーの輸入申告に問題があることを CBP 職員が発見し、野生生物局*に照会した。その後、野生生物局へ照会した*。 同社敷地内での調査：米国野生生物局はギブソン・ギター社の工場を調査を行い、同社が 2008 年から 2009 年にかけて、マダガスカルで輸出禁止となっているエボニーとローズウッドを輸入していたことを突き止めた。
2	2011 年 11 月と 12 月、2012 年 5 月、男性 3 名がワシントン州のゴフロード・ピンシヨ一連邦林でメープルを違法に伐採し、搬出した。	意図的	調査方法：米国森林局による調査。
3	2013 年、ランバー・リクイデーター社は極東ロシアから違法に伐採されたモンゴリナラを米国に輸入し、英国ウェールズ産オークと誤表示した。また、同社は、ミンマーから輸入したメルパウをインドネシア産マホガニーと虚偽の申告をした。	意図的	調査方法：米国魚類野生生物局及び米国土安全保障省による調査。
4	2012 年 4 月から 2014 年 3 月にかけて、ワシントン州の製材所が、メープル伐採に必要な特別林産物許可を取得していない伐採業者からメープルを調達し、メープル加工製品を州内において販売した。	意図的**	森林管理官による視察：米国農務省森林局執行官は、製材所のオーナーが特別森林製品許可証を持たない伐採会社から木材を調達していることを発見した。
5	2015 年 12 月、Popp Forest Products Inc は、輸出禁止樹種からなる木製パレットをペルーから輸入した。	非意図的	原産国別の届出：米国とペルーの税関相互援助協定 (CMAA) に基づき、ペルー政府は 2015 年 12 月に国土安全保障省に報告書で嘆願書を送付している。CMAA は、世界税関機構 (WCO) が推進する税関の協力に関する政府間の法的拘束力のある一般的な協定の一つである。米国とペルー間の CMAA はレイシー法には言及していないが、非常に関連性が高い。CMAA の下で、両国政府はあらゆる犯罪の防止、調査、制御において互いに協力

			することを約束している ²¹ 。一方の国の税関当局が他方の国に関税法の施行に関連する支援を要請した場合、他方の国は情報提供によって応じる義務がある。 追跡調査：農務省森林局の森林製品研究所がパレットのサンプルを分析した結果、パレットに使用されている木材樹種はペルーで伐採が禁止されていることが判明した。
6	ヤング・リヴィング・エッセンシャルオイル社は、2010年6月から2014年10月にかけて、ブラジリアン・ローズウッドから作られたエッセンシャルオイルを許可なく違法に輸入し、それを蒸留してペルーでエッセンシャルオイルを製造していた。一部のオイルは米国に輸出され、販売されていた。	意図的	会社から政府への通報：エッセンシャルオイルの違法輸入に従業員が関与していたことを知った同社は、独自に調査を行い、政府へ通報した。
7	グローバル・プライウッド社は、2015年8月にペルーのアマゾンから違法に調達された木材を米国に輸入した際、適切な注意を払うことを怠った。	非意図的***	輸入国、原産国の機関が関与する調査：調査は、国土安全保障省捜査局の貿易執行グループとCBPによって行われた。CBPはペルー当局の支援を得て調査を実施した。
8	米国連邦政府保護区でのウォールナットの伐採・搬出。	意図的	2022年8月29日現在、本件は、法廷において審議中。米国森林局と陸軍工兵司令部が調査中。
9	フロリダ州の合板卸売業者が、中国からの輸入木材製品の高額な関税を回避するために、隠れ蓑となる会社を通じて、詐欺のテクニックを用いた。	意図的	情報なし

出典：執筆者作成

* 申告書は、ギブソン・ギター社を荷受人として特定すべきだったが、代わりに他の会社の名前を荷受人として記載していた。また、ある貨物では、単板、指板、楽器完成部品と誤表示されていたが、実際は H.S.4407 類の製材であった。インドでは、すべての樹種で H.S.4407 類の輸出が禁止されている。

** 製材所のオーナーは、米国農務省森林局法執行官 (USDA Forest Service Law Enforcement Officer) からメープルの伐採には許可が必要であることを警告されたが、許可されていない伐採業者からメープルを調達し続けた。

***違反は、適切な注意を払わないことによるものであり、一見した限りでは意図的でないように見える。

²¹ chrome-extension://efaidnbmninnkpcjpcjclefndmkaj/https://2009-2017.state.gov/documents/organization/171259.pdf

2-3-1-2 改正レイシー法の実施における課題

1) APHIS が申告義務の実施において直面した課題

2013年、APHISは毎月4万件のレイシー法の下での申告を受け取っている（紙の申告は5千件）と報告したが、同時に申告義務の遵守に重大な問題があることを確認したとも述べている²²。提出された申告書の多くには誤りがあり、電子申告の約15%において、属、種、伐採国に関する情報が欠落していた。同様に、紙の申告書の32%では、少なくとも1つの情報（例：エントリー番号、属、種、伐採国）が欠落していたようである。属と種の情報は、少なくとも5%の申告書において、申告されていないか、不適切に申告されていた。いくつかの申告書では、表示された伐採国が明らかに報告された樹種が伐採された場所ではなく、製品が製造された場所である可能性がある。

このような誤りを発見した場合、APHISは企業と直接連携し、申告要件の説明を行い、質問に答え、申告書記入を支援するよう努めたと説明している。また、レイシー法の要件について企業に周知するために、業界や貿易に関する外部のイベントにも参加している。

樹種の申告に際し、属は明らかだが、多数の種が使用されている可能性のある特定の製品については、植物種の学名を報告することが難しいため、潜在的な問題があると認識されていた。この問題を解決するために、APHISはPPQ505輸入申告書に使用できる特別な用途コードを作成した。APHISは、スプルース・パイン・ファー（SPF）の特別用途コードを作成した。また、中密度繊維板、パーティクルボード、紙・板紙などの複合木材製品を構成する木材、及び再生材、再利用材、再生木材のための特別な使用コードも作成された。これらの特別な使用コードに関するガイダンスも公開されている²³。

2) 改正レイシー法の完全な実施を求める NGO・業界団体による書簡で指摘された課題

NGO・業界団体25団体による書簡「違法な木材取引を止めるための提言：超党派による2008年改正レイシー法の完全活用」は、2022年5月に発表された。この書簡は政府に対し、改正レイシー法のための十全な資金調達と実施を約束し、以下の行動をとることを求めている。

- ① 違法な木材輸入を阻止し、改正レイシー法の実施、遵守、施行を優先させるというホワイトハウスによる表明発表。
- ② 2022年末までにAPHISがレイシー法植物輸入申告の段階的導入を最終化させること。
- ③ 改正レイシー法のための人員、訓練、テクノロジー（申請を分析し、省庁間で執行を調整するためのテクノロジーの迅速な展開を含む）のために、議会が必要な監視を行い、資金を提供すること。
- ④ 生産者と他の国、他の市場との関係に政府が最大限に関与すること。

同書簡には、上記の対応を要請するに至った幾つかの懸念事項が記されている。世界自然保護基金、世界資源研究所、米国森林局により2019年に実施された、米国の小売業者から購入した

²² APHIS（2013年5月）。

²³ <https://www.aphis.usda.gov/aphis/ourfocus/planthealth/import-information/lacey-act/info-completing-la-declaration/sud>

73 の木材製品の樹種申告の正確性を木材解剖試験で判定した研究結果によれば、55%の製品に誤った樹種申告があることが示された。また、同書簡では、レイシー法の申告義務は、依然として米国に輸入される木材製品の約 42%（金額ベース）にしか適用されないことが指摘された。木製家具、パルプ・紙、パーティクルボード、ファイバーボードのほぼすべての輸入品について、植物申告が必要とされていない現状が強調されている。同書簡によると、2022 年に下院歳出委員会は、APHIS により「執行のペースが懸念されている」ことを指摘し、「残りの製品についても、米国による輸入量が多く、違法性のリスクが高い製品を優先した上で、段階的に導入するスケジュールの詳細を示す」ための報告を要求している。

2-3-1-3 デュー・ケア（適切な注意）の実施

米国の輸入業者がレイシー法に基づく訴追から身を守るための主な方法は、輸入された植物又は植物製品が合法的に収穫、加工、輸出されたものかどうかを判断する際に適切な注意を払うことである²⁴。デュー・ケアは、米国における法的概念である。1981 年のレイシー法改正に伴う上院報告書では、デュー・ケアとは「同一又は類似した状況下で、合理的に判断できる者が行う注意の度合い」と定義されている²⁵。2008 年に改正されたレイシー法では、デュー・ケアという言葉は使われていないが、この概念は同法違反の罰則において反映されている。罰則は、違反が故意か過失か、そしてデュー・ケアが行われたか否かによって大きく異なる。

連邦政府は、レイシー法を遵守するためのデュー・ケアに関する決定的なガイダンスを作成してはいない。各企業は、多くの要素を考慮しながら、どのようにデュー・ケアを行うかを決定しなければならない。このことは、司法省環境天然資源部部長による以下の声明において強調されている。

「企業は、自社のサプライチェーンに違法に調達された木材が存在することを知っていた場合、あるいはデュー・ケアの実施により知ることができた場合には、その責任を負う。この「デュー・ケア」の義務を満たすための唯一の手順というものは存在しない。「デュー・ケア」の義務における合法性の確認は事実に基づいて判断されるものであり、木材が合法であるという紙切れを入手するだけでは回避することはできない。むしろ、法的義務を果たすために、企業はその特定の分野とサプライチェーンにおいて、合法性を担保する最も効率的な方法を自ら決定することができる²⁶。」

レイシー法に内在するデュー・ケアの義務を満たす単一の手順が存在しないことは、レイシー法違反で起訴されたエッセンシャルオイルの製造・販売業者のレイシー法遵守プログラムでも明らかである（1-3-3-1 の事例 6 ヤング・リヴィング・エッセンシャルオイル社を参照）。裁判所と合意されたコンプライアンス・プログラムには、以下の記述がある。

「法律の定義において、どのような努力が十分な注意となるかに関する明瞭な線引きはない。

²⁴ <https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R42119>

²⁵ 米国議会、上院環境公共事業委員会、1981 年レイシー法改正、S.736 に付随する報告書、第 97 議会、第 1 会期、1981 年 4 月 27 日、S. Rept.97-123 (Washington: GPO, May 21, 1981), p. 10.

²⁶ <https://www.justice.gov/opa/speech/assistant-attorney-general-todd-kim-delivers-remarks-american-bar-association-s-national>.

レイシー法の遵守を保証する文書は存在せず、むしろ、遵守するためには、状況を総合的に判断して適切なデュー・ケアを行う必要がある。²⁷⁾

レイシー法の遵守を確実にするために、どのようなデュー・ケアを行うべきかのガイダンスを必要とする企業は、APHIS が提供する「レッドフラッグ」の基本リスト、及び米国司法省の首席弁護士により提示されたその他の「レッドフラッグ」とそれを避けるための取組（詳細は令和元年度版報告書を参照）を活用することができる。加えて、裁判所が定めた幾つかのレイシー法遵守プログラムも、デュー・ケア手続きのガイダンスとして利用することができる（1-3-3-1 を参照）。

2-3-2 リスク低減に関する国等の取組の実施状況

本項では、貿易関連協定の一部である米国への違法木材輸入リスクを低減する取組、違法伐採に関する二国間協定、違法木材の取引に関与した可能性がある個人の米国ビザを制限する方針について取り上げる。

米国・ペルー貿易促進協定、米国・メキシコ・カナダ協定、ベトナム・米国木材協定は、合法性に係るリスクの低減を目的としている点で改正レイシー法と関連性がある。また、3つの協定はすべて、出荷された木材及び木材製品の合法性に関して米国の要請に応じるよう相手国の義務を定めている。特にベトナムとの木材協定は、サプライチェーンの中間国であるベトナムが輸入し、加工されて米国に輸出される木材・木材製品の合法性に対する米国の懸念を反映している点特徴的である。

2-3-2-1 米国・ペルー貿易促進協定

米国・ペルー貿易促進協定（以下、PTPA）は、米国とペルー間における貿易障害の撤廃、物品・サービスへのアクセスの確保、民間投資の促進を目的とした二国間自由貿易協定であり、2009年2月1日付けで発効している。PTPAでは、第18章「環境」に、強制力のある労働・環境条項が含まれている。環境と労働権の保護に関する条項は、2007年5月10日付けで米国の議会指導者たちにより作成された貿易政策に関する超党派協定の一部として盛り込まれたものである。

ペルーから米国への木材（HSコード44類）の輸出は多くないが（2021年の合計で1000万ドル、米国の木材輸入総額の0.028%）²⁸⁾、米国はPTPAに森林ガバナンスに関する措置を含めるよう要求している。これらの対策は、第18章「環境」における「森林セクターのガバナンスに関する付属書（以下、森林付属書、Forest Annex）²⁹⁾」に記載されている。

森林付属書では、両国が違法伐採や野生動物の違法売買に関連した取引に対策を講じること、また、両国が森林セクターのガバナンスを強化し、木材製品の合法的な取引を促進することが記載されている。森林付属書では、PTPA発効後18ヶ月以内に、ペルーに対し以下を要求している。

²⁷⁾ https://cdn.ymaws.com/www.iwpawood.org/resource/resmgr/files/young_living_essential_oils_.PDF

²⁸⁾ <https://comtrade.un.org/data/>

²⁹⁾ https://ustr.gov/sites/default/files/uploads/agreements/fta/peru/asset_upload_file953_9541.pdf

- ① 実施メカニズムを強化する。
- ② ペルーの森林資源の持続可能な管理を妨げたり、損なったりする行為に対して、適切な抑止力レベルの刑事責任と民事責任を与える。
- ③ 木材・木材製品の伐採及び取引に関する法律、規制及びその他の法令の違反を抑止するために、刑事罰及び民事罰を科す。
- ④ 絶滅危惧種の国際取引に関する条約（CITES）を執行する。
- ⑤ 森林コンセッションの管理・運営を改善する。
- ⑥ 森林伐採と木材製品の取引に関する規制管理と検証メカニズムを補完・強化するツールを開発し、その利用を促進する。
- ⑦ 商業的な木材生産のために自らの土地を管理する先住民族コミュニティの能力を強化、保護、向上させる。
- ⑧ 保護地域とコンセッション地域を適切に分類する。

森林付属書には、検証及び執行措置が含まれている。ペルーは、米国に木材製品を輸出する生産者と輸出業者に対して定期的な監査を行い、それらの製品が合法であることを確認することが義務付けられている。森林付属書では、米国はペルーに対し、特定の生産者や輸出業者の合法性に関して監査を要求する権利を有し、ペルーは監査結果の要約を米国に提供する義務を負う。また、ペルーは、特定の出荷に対する合法性の確認を求める米国の要請に応じる義務もある。加えて付属書では、出荷を確認する目的でペルーが手配する現地訪問に、米国当局者が参加するための手続きも定められている。

森林付属書では、各政府に対し、一般市民が意見を提出するための手続きを設けることを求めている。また、森林セクターのガバナンスに関する小委員会を設置し、協力を促進し、意見と情報を共有する場を提供することも求めている。

米国では、ペルーからの木材製品の貿易に関する省庁間委員会（以下、木材委員会）が2009年に設立され、森林付属書の実施を監督している。木材委員会は、米国通商代表部（USTR）、米国司法省、国務省、農務省、内務省の高官により構成されている。

1) 改正レイシー法との関連性

PTPAは、2008年に改正レイシー法が導入された翌年に施行された。PTPAは、米国への違法木材輸入のリスクを低減し、違法木材の疑いがある場合の米国による調査要請にペルーが応じることを義務付けることで、レイシー法の改正の実施を後押しするものと考えられる。米国当局は、提出された植物申告書や、木材・木材製品の出荷の合法性に関するその他の事柄について懸念がある場合、ペルーに出荷の合法性を確認するよう要請することができる。これまでに既に2回の確認要請があったとされている。

2) 第一回目の確認要請

2016年、木材委員会はペルーに対し、Inversiones La Oroza SAC社からの木材の出荷1件に関

し、ペルーの適用法令全てを遵守していることを確認するよう要請した³⁰。木材委員会は、同社の出荷製品にペルーで違法に伐採された木材製品が含まれている可能性を示す公的な報告に基づきこの要請を行った。この要請に対し、ペルー政府は出荷製品の検証を実施している。この検証プロセスは、現地での伐採後検査、及び木材管理所、製材所、輸出港を通る木材の輸送の追跡を含む CoC のレビューで構成されている。検証を行った機関は、国立森林野生動物局 (SERFOR)、森林・野生動物資源監督局 (OSINFOR)、ペルー税務監督庁 (SUNAT)、ロレート州政府、通商観光省 (MINCETUR) であった。

当該木材は、ロレート県の 12 の林地権所有者にまで遡ることができた。現地調査の結果、一部の木材が無許可で伐採されたこと、加えて年次森林管理計画に記載された立木の一部が伐採地には存在していないことが判明した。検証の結果、同社の出荷量の 90%以上が、木材製品の伐採と取引に関する適用法令を遵守していないことが判明している。

2017 年 10 月 19 日、米国は、違法性に関し継続的な問題があると判断し、同社を米国市場から排除した。2020 年 10 月 19 日、USTR は CBP に対し、同社が関連法規を遵守していることを木材委員会に示していないとして、同社からの木材輸入を今後も阻止するよう指示している。

3) 第 2 回目の確認要請

2018 年 2 月 26 日、木材委員会はペルーに対し、2017 年に米国に出荷された 3 件の木材が、木材製品の伐採と取引に関する法律、規制、その他のペルーの法令の要件を満たしているかどうかを検証するよう要請した³¹。この要請に対するペルー当局の対応には、3 つの出荷に関するサプライチェーン全体のレビューが含まれていた。審査は、木材の供給元である 7 つの林地の現地視察に加えて、木材加工に携わる製材所、2 つの地方政府機関、木材管理所、輸出港への訪問が行われている。

ペルー当局は、2 件の出荷に対しては、法令の遵守を確認している。3 件目の出荷に対する伐採後検査では、樹木が許可された場所で伐採されていないこと、林地所有者の管理計画に不正確な点があることが判明している。2018 年、森林・野生動物資源監督局がこの土地権利に関して行政手続きを開始し、関連する地方政府を含む所轄官庁にこれらの不正を通知したことが報告された。この手続きは、現在保留中であると報告されている³²。

2-3-2-2 米国・メキシコ・カナダ協定

米国・メキシコ・カナダ協定 (以下、USMCA) が、2020 年 7 月 1 日付けで発効した。これは、先の北米自由貿易協定 (NAFTA) が刷新されたもので、NAFTA と北米環境協力協定 (NAAEC) で定められた環境義務を近代化・強化することを目的としている。

USMCA には、違法伐採木材の国境を越えた取引に影響を与える環境条項が含まれている。米

³⁰ <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2020/october/ustr-announces-enforcement-action-block-illegal-timber-imports-peru>

³¹ <https://ustr.gov/sites/default/files/Timber%20Committee%20Report%2009.17.18.pdf>

³² ペルーからの木材製品の貿易に関する省庁間委員会 (2018 年 9 月 17 日)。

国、メキシコ、カナダ間では大規模な木材取引が行われているため、これは重要な意味を持つ可能性がある（表 2.4）。

表 2.4 米国・メキシコ間、及び米国・カナダ間の木材貿易（HS コード 44 類）、2021 年³³

	取引額（\$）	世界全体に対する割合
メキシコによる米国からの輸入	991,068,130	42%
メキシコによる対米輸出	840,720,029	96%
カナダによる米国からの輸入	2,284,771,991	59%
カナダによる対米輸出	19,410,488,920	86%
カナダによる米国への再輸出	103,991,052	95%

出典：筆者作成

USMCA の第 24 章「環境」では、強制力のある環境規定が定められている。また、野生動植物の違法取引に関連する諸問題について、各国政府が情報や経験を共有し、検査能力を向上させることを求めている。第 24 条 23 項「持続可能な森林管理及び貿易」において、三か国は「違法伐採及びこれと関連する貿易に対策を講じる」ことの重要性を認めている。また、「各国は、持続可能な森林管理を促進するための政府の能力及び制度的枠組を維持又は強化し、合法的に伐採された林産物の取引を促進することを約束している。加えて三か国は、違法伐採及びそれに関連する貿易に対策を講じるためのイニシアチブを含む、持続可能な森林管理を促進するためのイニシアチブについて、適宜、情報を交換し協力することを合意している。

第 24 章では、三か国のいずれかに属する個人が、ある国が環境法の効果的な施行を怠っている場合に、不平申し立てができる手続きと、この提出物がどのように扱われるかが規定されている。三か国によって設立された環境協力委員会の事務局は、この申し立て書類を提示し、当該の国に対して回答を求めることができる。第 24 章では、環境問題を解決するための申し立てに関する各国間の協議と、協議が失敗に終わった場合の紛争解決のためのプロセスが定められている。

1) USMCA の実施

USMCA 実施法では、2020 年度から 2023 年度にかけて USMCA の環境義務を執行する目的で USTR に 4,000 万ドルが割り当てられている。USTR はこの資金の一部を、持続可能な森林管理を促進し、違法伐採を撲滅するための省庁間協定に充てている。具体的には、この資金は以下のために使用されている。

- ① メキシコ政府による木材の判別と検査、土地利用の監視、森林に関する環境規制の施行能力の向上。
- ② 米国レイシー法の申告において、不正取引・不正行為の特定を自動化するための機械学習モデルの開発。
- ③ メキシコ南部の木材生産地域と協力して、森林管理を改善し、合法的に伐採された林産物が

³³ <https://comtrade.un.org/>

取引できる機会を増やす³⁴。

2) 改正レイシー法との関連性

USMCA は、同協定の下で資金提供される幾つかのプロジェクトを通じて、違法伐採木材の輸入のリスクを低減することが可能であるという意味において、改正レイシー法と関連している。例としては、メキシコ政府による木材の判別と検査の能力を向上させることで、深刻な問題のひとつである植物申告において種を不正確に報告するリスクを大幅に減らすことができる（1-3-1-2 参照）。

環境協力委員会の事務局は、疑わしい木材の出荷に関する申し立てを受けることが出来るが、USMCA には、PTPA の森林ガバナンスの付属書にあるような検証を要求する権利と手続きはない。しかしながら、これらの権利と手続きは、USMCA と同時に交渉された米国とメキシコ間の環境協力・税関検証協定に記載されている。

2-3-2-3 米国・メキシコ間の環境協力・税関検証協定³⁵

2019 年 12 月 10 日、米国とメキシコは、「環境協力・税関検証協定（以下、CVA）」に署名した。CVA は、USMCA の第 24 章に明記された環境義務の遵守を促進することを意図し、第 24 章を遵守した物品及びサービスのみを取引させることを目的としている。

1) 改正レイシー法との関連性

PTPA の森林付属文書と同様に、CVA のセクション IV「林産物伐採に関連する検証」では、双方の国が相手国に対して、貨物の合法性を判断するのに役立つ情報の提供を要求できるとされている。また、情報を要求した国は、合法性の判断に役立つ追加的な手順に従い取組を行うよう相手国に要求することもできる。要求された国が現地訪問を計画する場合、要求する側の国は自国の職員が現地訪問に参加することの許可を求めることもできる。また、CVA では、検証の要請を含め、一般市民が意見を提出するための手続きを設けることを両国が約束している。

2021 年 3 月、USTR は CPA に基づく最初の要請を行っている。この要請に関する詳細は、USTR のウェブサイトでは確認できていない。その他の情報源によると、当該の要請は、コロンビアからの違法伐採木材のメキシコへの輸入と米国への再輸送の可能性に関連するものとされている³⁶。同じ情報源によると、USTR は、メキシコがこの要請に対して前向きに回答したと報告している。

³⁴ USMCA Environment Monitoring & Enforcement <https://ustr.gov/sites/default/files/files/agreements/usmca/USTR%20ENV%20USMCA%20IAAs.pdf>

³⁵ https://ustr.gov/sites/default/files/IssueAreas/Environment/Environment_Cooperation_and_Customs_Verification_Agreement_121019.pdf

³⁶ <https://www.opportimes.com/usmca-customs-inspection-and-the-environment/>

2-3-2-4 違法伐採に関する二国間協定

1) 初期の MoU

過去 20 年間、米国は違法伐採に関連するいくつかの二国間協定を結んできた。初期の協定には、米国・インドネシア間の「違法伐採と関連貿易の撲滅に関する覚書」(2006 年 11 月)と米中間の「違法伐採と関連貿易に関する覚書」(2008 年 5 月)がある。インドネシアとの MoU は、その後の協定に見られる調査の権利と手続きを定めたという点で重要であった。この MoU では、両国とも、木材及び木材製品が相手国に合法的に輸出されたかどうかについて、相手国に確認を求めることができた。また、この MoU では、一方の国の政府当局が、他方の国での違法伐採やこれと関連した取引に関連する犯罪の捜査に参加することも可能であった。米国は少なくとも一度、インドネシアから出荷された木材の合法性に関する情報を要求している³⁷。近年、これらの MoU に基づく記録を掲載したネット上の情報はない。

2) ベトナムと米国間の違法伐採及び木材取引に関する協定

ベトナム社会主義共和国政府とアメリカ合衆国政府との間の違法伐採と木材取引に関する協定³⁸(以下、木材協定)については、令和 3 年度林野庁委託事業「クリーンウッド」普及促進事業のうち違法伐採関連情報の提供(生産国における現地情報調査)報告書³⁹の 2 章に詳しく述べられている。本項では、木材協定の背景を含めた要約を行い、その実施状況に関する最新情報を提供する。

2020 年 10 月、当時のトランプ大統領の指示により、USTR は違法木材の輸入及び利用に関連したベトナムの法令、政策、事例に関し、通商法 301 条による調査を開始した。USTR は、ベトナムが米国に輸出する加工木材製品の多くが他国で違法に伐採された木材により製造されており、これが環境に悪影響を与えるのみならず、米国の労働者や企業にとっても不公平な状況をもたらしているとの主張に基づいてこの調査を実施している。2021 年、米国はベトナムから 9 億 8300 万ドル相当の木材・木材製品(HS コード 44 類)を輸入しており、これは同国の木材・木材製品の総輸入量の 2.8%を占めた⁴⁰。

上述した調査終了後に、両国は木材協定に署名している。米国はベトナムから米国に輸出される木材製品に関税を課さないことに同意し、ベトナムは違法伐採とそれに伴う木材取引に関する米国の懸念に対処することを約束した。

木材協定には、ベトナムが木材合法性保証システム(以下、VNTLAS)を強化するという誓約が含まれている。VNTLAS は、2019 年 6 月に発効したベトナムとの自主的パートナーシップ協定(VPA)に基づき、EU が推進してきたものである。VPA は、ベトナムから EU に輸出されるすべての木材及び木材製品が合法的な供給源によるものであることを保証することを目的としている。その中では、ベトナムが取組を進めるべき VNTLAS の要素として、合法性の定義、合法性遵守の検証主体、サプライチェーン管理、遵守状況の検証、ライセンス、内部検査とフィード

³⁷ <https://www.iges.or.jp/en/pub/enhancing-customs-collaboration-combat-trade/en>

³⁸ [https://ustr.gov/sites/default/files/files/Vietnam%20Timber/VN%20Timber%20Agreement%20Text%20\(9-30-21\).pdf](https://ustr.gov/sites/default/files/files/Vietnam%20Timber/VN%20Timber%20Agreement%20Text%20(9-30-21).pdf)

³⁹ https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/pdf/r3/r3report_3.pdf

⁴⁰ <https://comtrade.un.org/data/>

バックの仕組み、独立評価が挙げられている⁴¹。2020年9月、ベトナムはVNTLASの法的根拠となる政令第102/2020/ND-CPを発行した。

この木材協定を通じて、米国はVNTLASの計画にも影響を及ぼしている。木材協定の下、ベトナムはVNTLASを修正することを約束したが、そのためには政令第102号を修正する必要がある。

政令第102号では、低リスク国の基準が定められ、リストが公表されている。2020年11月、ベトナム農業農村開発省(MARD)は、51の低リスク国のリスト(「ポジティブ・ジオグラフィカル・リスト」)と、これまでにベトナムに輸入されたことがある木材樹種のリスト(322種)を発表した。高リスク国とは低リスク国リストに記載されていない国であり、高リスク種とは樹種リストに記載されていない種である。しかしながら、木材協定の第7条は、ベトナムに対し、違法伐採、違法木材取引、木材の合法性証明文書の不正利用のリスクを考慮し、低リスク国の選定基準の見直しを含めた政令第102号の改正を求めている。

木材協定の第5条では、ベトナムは輸入検査を強化し、リスクのレベルに見合ったものにする(例:高リスク木材に対する厳しい税関検査)を約束している。第6条では、ベトナムは、VNTLASにおいて使用されている企業分類システムを改訂し、サプライチェーンのすべての事業者(政令第102号の焦点である木材加工・輸出企業のみならず)が対象となるように、その他の措置を講じなければならないとしている。第8条では、ベトナムは、国内伐採木材とその木材を使った木材製品の輸出が、仕向け地に関係なく、全量を検証対象とすることを約束している。第6条、第8条ともに、政令第102号の改正を必要とする条項である。

第9条では、ベトナムは、米国やその他の市場への輸出が、FLEGT(森林法の施行・ガバナンス・貿易)ライセンスの取得に必要とされるものと同等以上に厳しく管理されるように努めなければならないとしている。第10条は、ベトナムが木材供給国と協力して、木材輸入の合法性を検証する文書を入手し、その文書の信憑性と正確性を評価することを約束するものである。ベトナムは、データ交換の形式化、共同の調査及び公訴の実施、生産者と輸出業者の定期的な監査を行うことを定めた覚書を通じて、高リスクの供給国と協力することを約束している。第12条では、ベトナムは、ベトナムに輸入される木材又は木材製品に対して行われた検査、デュー・デリジェンス、監査に関連する情報を、米国の要求に応じて提供することに同意している。

木材協定の実施を監督するため、USTRとMARDが共同議長を務める木材作業部会(以下、TWG)が設置され、年2回の会合が予定されている。TWGは、貿易データ、VNTLASの実施、高リスク輸入品の特定、違法伐採及びこれに関連する貿易イニシアチブ等に関する情報及びアップデートを交換するため、木材協定にとっての中心的な役割を果たすことになる。TWGは2022年4月20日に初会合を開催した。USTRはこの会合で、木材協定に基づく約束の実施に関するベトナムの進捗状況、現時点及び将来における技術的な支援や能力向上のためのアクティビティの可能性に焦点を当てた議論を行ったと報告している⁴²。

⁴¹ <https://ec.europa.eu/environment/forests/pdf/Vietnam.pdf>

⁴² <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2022/april/united-states-and-vietnam-hold-first-meeting-timber-working-group>

2-3-2-5 査証（ビザ）制限政策

2020年11月、米国国務長官は、移民国籍法（Immigration and Nationality Act, INA）の第212項（a）（3）（C）に基づき、野生動物、野生動物の部品や製品、木材、木材製品の密売に加担している、又は関与していると考えられる個人、及びそれら個人の親類を対象とした新たなビザ制限政策を承認した。この政策により、国務省は、野生生物及び木材の密売人、及びその直系家族の米国への入国を拒否することができる⁴³。

2-3-3 事業者や業界団体によるリスク低減措置に関する事例

2-3-3-1 レイシー法遵守プログラム

レイシー法違反に関する裁判のうち3つの判決には、裁判所と企業間でレイシー法遵守プログラムが合意されている。表2.3の事例1ギブソン・ギター社、事例3ランバー・リクイデーター社、事例6ヤング・リヴィング・エッセンシャルオイル社の3つのケースがそれにあたる。遵守プログラムは、裁判所と企業によって合意され、企業がレイシー法の遵守を確保するための最低限の手続きを定めている⁴⁴。表2.5は、それぞれのプログラムの主な特徴である。各遵守プログラムの間には違いも見られるが、共通する部分も多い。

⁴³ Eliminate, Neutralize, and Disrupt Wildlife Trafficking Act of 2016 P.L. 114-231, Sec. 301 (d) 2021 Strategic Review, <https://www.state.gov/wp-content/uploads/2021/11/2021-Strategic-Review-END-Act.pdf>

⁴⁴ 令和元年度版報告書では、これらの遵守プログラムのうち2つ（事例3ランバー・リクイデーター社、事例6ヤング・リヴィング・エッセンシャルオイル社）について詳しく説明されているが、残りの1件（事例1ギブソン・ギター社）については著者が入手できなかったため、詳しくは説明されていない。しかし、この遵守・プログラムは、以下のサイトで確認することができる。この遵守プログラムは、ギブソン・ギター社と政府間の刑事執行協定の付属書Bである。https://issuu.com/hfmag/docs/gibson_lacey_act_compliance_program

表2.5 ギブソン・ギター社、ランバー・リクイデーター社、ヤング・リヴィング・エッセンスシャルオイル社のレイシー法遵守プログラムの主な内容

事例番号	事例1：ギブソン・ギター社	事例3：ランバー・リクイデーターズ社	事例6：ヤング・リヴィング・エッセンスシャルオイル社
文書名	レイシー法遵守プログラム	レイシー法準拠のフレームワーク	レイシー法遵守プログラム
本文の容量	5 ページ	8 ページ	25 ページ
方針ステートメント	<ul style="list-style-type: none"> 違法に伐採、又は原産国から輸出された木材と知りながら購入することはありません。 当社は、レイシー法に違反する事業者との取引を停止し、必要に応じ、関係当局に通知します。 	<ul style="list-style-type: none"> 当社は、良き「企業市民」として、事業を行う地域において適用される法律、規則、規制を遵守することを約束します。 上記の約束を果たすために、第三者機関の専門家と相談しながら、関連する方針の更新・改訂を行います。 当社は、すべての従業員がレイシー法の要求事項を遵守する責任を負うことを確認するための業務行動・倫理規範を実施・維持します。 当社は、店舗で販売する商品及び当社が取引を行う個人・団体に関する関連情報を調査・検討・確認することにより、十分な注意を払い、入念な確認を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 当社はサプライヤーに対して、レイシー法をはじめとする植物保護法や植物製品の取引を規制する法律の遵守に協力するよう求めます。 当社は、植物及び植物製品が、自社の環境及び倫理的価値観を反映した、合法的かつ持続可能な供給源から得られるように努めます。
社内における デュー・ケア実施の 責任		<ul style="list-style-type: none"> あらゆる部門の当社従業員は、会社によるレイシー法遵守を保証するためのも最も重要な責任を負っている。 各部門のリーダーは、自らのチームと関係する第三者が、必要なすべての遵守手続きに従うことを保証する責任がある。 チーフ・コンプライアンス・オフィ 	<ul style="list-style-type: none"> 遵守プログラムの実施に関するチーフ・コンプライアンス・オフィサー (CCO) の責任には、中・高リスクのサプライヤーとの取引の承認、レイシー法監査・監視に関する年次計画の作成、改善・緩和策の実施、レイシー法及び遵守プログラムに関する研修とアップデートが含まれる。

		<p>サー（CCO）は、レイシー法遵守体制の監督に責任を負っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> • CCO は、最高経営責任者（CEO）及び取締役会へ報告を行う。 • 「レイシー班」が設けられ、CCO への報告を行う。レイシー班は、レイシー法により求められる要件にフォーカスする。 	<ul style="list-style-type: none"> • リスクの高い製品及びサプライヤーは、最高経営責任者（CEO）により承認される。 • 当社の調達担当者は、供給リスクを管理又は低減するための努力を行う。 • 部門管理者は、従業員が適切なトレーニングを受けることを保証する第一の責任を負っている。
<p>デュー・ケアの手順</p>	<p>同社では、7 つのステップからなる「デュー・ケア基準」を設けている。</p> <p>ステップ 1: 遵守プログラムを実施できないサプライヤーがないか、各サプライヤーとコミュニケーションを取る。</p> <p>ステップ 2: 遵守プログラムのために作成されたチェックリストを用いて、サプライヤー及びその木材の供給元について質問し、木材製品に関する最低限の法的要求事項を満たしているかどうかを判断する。</p> <p>ステップ 3: 高リスクな供給源を特定するために独自の調査を行う。本調査には、インターネット調査、米国又は外国の専門家又は当局との協議、サプライヤー／森林の現地訪問の手配、合法的な輸出に必要な文書及びサプライヤーから受け取った当該文書の有効性に関する現地当局及び／又は専門家との協議等によって行われる。樹種のリスク評価は、ワシントン条約に記載されている樹種、IUCN</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 同社のデュー・ケアにおける取組は、4 つのステップで構成されている。 <p>ステップ 1: リスク評価</p> <p>レイシー班は、サプライヤーのリスクを評価する際、8 つの要因を考慮する。そのうちの 1 つが製品リスクである。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 当社は、各サプライヤーを低リスク、中リスク、高リスクに分類し、各サプライヤーとの取引に関する具体的な制限を定める。 • 低リスクの場合は 3 年ごと、中リスクの場合は 2 年ごと、高リスクの場合は 1 年ごとに評価するものとする。 • 中・高リスクのサプライヤー、及び中リスクの製品を提供している低リスクのサプライヤーを対象に、少なくとも四半期に一度、現地監査を実施する。 • リスク評価手法の継続的な評価を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> • 同社では、5 つのステップからなる「デュー・ケア基準」を設けている。 <p>ステップ 1: サプライヤーの教育</p> <ul style="list-style-type: none"> • すべてのサプライヤーは、会社が作成した「サプライヤー向けレイシー法概要」を用いて、レイシー法及び会社の遵守プログラムについて周知される。サプライヤーへの教育は、毎年実施する。 <p>ステップ 2: サプライヤーの評価</p> <ul style="list-style-type: none"> • 「製品リスク」と「サプライヤーリスク」の要因にアクセスし、どの製品を調達するか、どのサプライヤーと提携するかを決定する。 • サプライヤーを評価するために必要な取組や方法は、入手可能な公開情報の量、サプライチェーンの複雑さ、植作物製品のリスクなどの要因に依る。 • 当社は、サプライヤー評価チェックリスト」及び「新規調達オイル・サプライヤーチェックリスト」を作成し、サ

	<p>絶滅危惧植物のレッドリスト、国内の絶滅危惧種又は絶滅危惧種のリスト、UNEP-WCMC 樹種データベースを用いて実施されるものとする。</p> <p>ステップ 4: 木材購入前にサンプル書類を要求する。木材が合法的に伐採されたものかどうかを確認し、書類の有効性を確認するのに役立てる。</p> <p>ステップ 5: 収集したすべての情報を検討した上で、決断を行う。</p> <p>ステップ 6: 合法性を確保するために実施したすべての取組を文書化し、記録を保持する。</p> <p>ステップ 7: 少なくとも年に一度、各サプライヤーに対するデュー・ケアを行い、違法行為に関する政府の監視リストに掲載されていないかどうかを確認する。実際のサプライチェーン、方針、手順の監査を毎年実施し、必要に応じて是正措置をとる。</p> <p>ステップ 8: 合法性に少しでも不安がある場合は、木製品を購入しない。</p>	<p>ステップ 2: 供給業者の検証・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 当社がレイシイ法の要件を含む事業を行う新しい供給業者と関わる場合、レイシイ班は関連するビジネス部門と協力し、供給業者が当社の基準を満たすことができように一連の手続きを完了させる。その手順は以下の通り。 リスク評価。 発注書レベルでの評価の試行。 レイシイ班のメンバー、第三者認証機関、又は業界経験のある第三者監査人による監査。 語学力の習得、及び提出される調達と合法性に関する書類の査定にそのスキルを活用すること。 CCO は、新たなサプライヤーとの取引を許可する前に、これらの手続きの検討を行う。 <p>ステップ 3: 発注書レビュー</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材製品の輸入に先立ち、レイシイ班のメンバーにより行われる。 伐採場所、伐採の合法性、木材の CoC を示すすべての書類を確認し、ファイリングする。 市場価格と提示価格を相対的に見直す。 過去に使用されたことのある文書かどうかを確認する。 発注書に記載された木材の数量を裏 	<p>サプライヤー評価の全ステップが実施されていることを確認する。</p> <p>ステップ 3: サプライヤー認証</p> <ul style="list-style-type: none"> 当社は、サプライヤーにレイシイ法の要求事項を伝え、会社の遵守プログラムをサプライヤーに提供し、サプライヤーがその情報を理解していることを確認した後、サプライヤーにレイシイ法遵守プログラムのレビューと実行を要求する。サプライヤーは、毎年同じことを行うよう要求される。 <p>ステップ 4: リスク評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 認証の一環として、各サプライヤーと植物製品には、カテゴリーが割り当てられ、当社のために植物製品を提携又は調達するのに必要とされる適切な承認プロセスが決定される。 製品リスクは、12 の要素を考慮して評価される。 サプライヤーリスクは、さらに 12 の要素を考慮して評価される。 当社は、製品及びサプライヤーのリスクに関するマトリックスを使用して、各要因に対するリスクと、植物製品又はサプライヤーに対する総合的なリスクコアを割り当てている。各リスク要因には、低、中、高のいずれかのリスクが設定されている。低、中、高リスクのサプライヤーや製品についての定義が示され、総合リスクコア
--	---	--	---

	<ul style="list-style-type: none"> • 付ける書類かどうかを判断する。 • すべての文書が、内部的に一貫性があり、合理的であるかを判断する。 • PPQ-505 宣言書を見直し、すべての情報が文書と整合しているか、また文書によって裏付けられているかどうかを判断する。 • 輸入時に PPQ-505 申告書を提出する。 • 発注書が、法的に根拠があると思われるかどうかの判断を、その判断根拠を含めて文書化する。 • ステップ4： 監査・モニタリング • 監査・モニタリングでは、現場監査及び机上監査、必要なら是正措置の確認、継続的なモニタリングが企業活動に組み込まれているかどうかを確認する。 	<p>には範囲が設定される。例えば、総合リスクコアが20点以下のサプライヤーは、低リスクと評価される。</p> <ul style="list-style-type: none"> • リスクカテゴリーごとに、取るべき行動が規定されている。例えば、リスクの高い植物及び植物製品（リスクコア合計28以上）については、購入の際に遵守に関する最高責任者、及び最高経営責任者の承認が必須となっている。 • 植物製品又はサプライヤーのリスクコアは、今後のリスク評価の頻度を決定する。 • 発注書レビューは、既存のサプライヤーに対して定期的を実施される。新規サプライヤーからの新製品については、発注書レビューにサプライチェーンに関する文書の作成と評価が含まれる。当社は、発注書レビューの手引きとなる文書「発注書レビュー手順書」を作成している。この手順書には、植物製品のリスク評価が反映されている。また、「発注書レビュー及び検証チェックリスト」と「リスク評価及び発注書レビュー手順に関するフローチャート」も作成している。 • ステップ5： 監査・モニタリング • 遵守に関する最高責任者は、レイシエ法の年次監査・モニタリング計画を作成する。監査には、伐採・加工の現地
--	---	---

製品リスクの評価要素		<ol style="list-style-type: none"> 1. 法的/規制上の要件（伐採禁止や輸出割当など）。 2. 違法又は非倫理的な伐採の報告例。 3. 樹種代替の可能性。 4. 樹種の保護状況。 	<p>調査、インタビュー、文書の確認、植物製品のサンプリングによる種の確認等が含まれる場合がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ワシントン条約やその他の植物保護リストに掲載されているかどうか。 2. 保護区など、植物の採取ができない場所。 3. 植物保護のための国、州、その他の法律。 4. ロイヤリティ、税金、又は立木代金に関する規制。 5. 法的に必要とされる伐採許可証やライセンス、その他の認可。 6. 採取及び植物の移動又は輸出に対して法的に課されている制限。 7. 違法又は非倫理的な採取の報告。 8. 他の植物との混同や代替の可能性がある。 9. 採取方法の持続可能性。 10. 種、属、生育地を決定し確認するための信頼性の高い試験と手法。 11. 採取場所及び/又は収穫者の直接的な監査又はその他の評価結果。 12. 採取される国別の汚職腐敗度指数
------------	--	--	---

<p>サプライヤーのリスク評価における評価要素</p>		<p>製品リスク評価</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 森林とサプライヤー間の垂直統合のレベル。 2. 第三者による国レベルの汚職格付け。 3. 民間団体や政府の第三者機関が指摘する合法性に関する懸念。 4. 通常とは異なる取引や販売方法。 5. 相対的な市場価格と売値。 6. レイシークラスメンバ、第三者認証機関、又は専門業界の専門知識を持つ第三者監査人により実施された、サプライヤーの事業所での対面監査の結果。 7. サプライヤーが、合法的な伐採とCoCの一貫性を実証するのに十分な文書を提供できること。 	<p>供給業者/サプライヤーの汚職腐敗度指数。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 収穫者、加工業者、輸出業者、輸入業者の垂直的統合。 2. サプライヤーが法的な採取要件に合致した文書を提供できること。 3. 収穫から始まる CoC を証明する文書を提供できること。 4. サプライヤーがリスクの高い植物を自社に販売しているかどうか。 5. 政府又は第三者から提起されたサプライヤーに関する法的又は倫理的な懸念。 6. 通常ではない取引や販売方法（例：キックバック）。 7. 相対的な市場価格と売値。 8. サプライヤーの敷地内及びサプライチェーン内における他者による、事前の対面監査又はその他の評価の内容及び結果。 9. 当社とサプライヤーの関係の長さ。 10. サプライヤーが植物製品の調達に関する方針及びこれをその実施した証拠を提供したかどうか。 11. 書面による契約の締結、監査への同意、研修への参加、及び書面による遵守プログラムの開発に対するサプライヤーの意欲。
-----------------------------	--	---	--

改善及び緩和措置	法令違反が発覚した場合、当該サプライヤーとの取引を停止し、必要に応じ関連当局に通知する。	<ul style="list-style-type: none"> もし、当該製品が自社の要求事項を満たしていないと判断した場合、発注を停止する。 当社は、原材料の属・種・産地などを確認するために、必要に応じて製品のDNA 検査や同位体検査を要求する場合があります。 中・高リスクの製品については、無作為に樹種を特定するプログラムを開発する。 	<ul style="list-style-type: none"> 会社の担当者は、追加情報入手し、リスクを低減する手段を実施することにより、製品又はサプライヤーのリスク要因を計画的に下げるために、サプライヤーと協力しなければならぬ。 リスク低減戦略は合理的、かつ十分に文書化されていなければならない。 当社の担当者が、製品が遵守プログラムの要件に準拠していないことを認識した場合、その出荷は停止される。
サプライチェーンとCoC (Chain of Custody)		<ul style="list-style-type: none"> 発注書審査では、森林レベルまでの書類を用いて、製品の出所までを遡り、切れ目のなく検証された CoC を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 理想的には、リスク評価の一環として行われるサプライチェーン文書のレビューにより、収穫場所から企業による受領まで、切れ目のなく検証されたCoCが確立されること。 偽造の危険性があるため、書類の信頼性を確認する。 原産地証明書を作成し、サプライヤーに提供する場合もある。
第三者認証	当社は、すべてのサプライヤーに対して、FSC などの第三者認証団体と協力して、伐採方法の合法性と持続可能性を検証することを推奨している。		
従業員の教育	当社は、毎年のサプライチェーンの監査に加え、遵守プログラムに関するトレーニングを担当の従業員に提供する。	<ul style="list-style-type: none"> 部署のリーダーは、従業員が適切なトレーニングを受けられるようにする責任を負う。また、CCO はレイシー法の要件に関連するトレーニングや最新情報を提供する責任を負う。 	<ul style="list-style-type: none"> 当社は、レイシー法違反の疑いや懸念がある場合に報告を行うための研修や仕組みを従業員に提供する。 レイシー法及び遵守プログラムに関して、毎年従業員への再教育を実施す

			<ul style="list-style-type: none"> レイシー法の影響により責任を負う従業員及び第三者を対象に、年1回の研修を実施する。 	<p>る。</p> <p>遵守プログラムの手続きに違反したことが判明した従業員は、懲戒処分の対象となる。</p> <p>5つのデュール・ケア業務のそれぞれを文書化し、その証拠書類を少なくとも5年間保管しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下に挙げる要因により、プログラムの完全な実施には時間がかかると考えられる。 当社のサプライヤーがレイシー法を認識していること、エッセンシャルオイル業界ではレイシー法遵守プログラムの経験がないこと、当社の取引には多くの植物や植物製品が含まれていること、デュール・ケア行使を支援している木材及び木材取引業界と比較できるようなエッセンシャルオイルに関するレイシー法関連の輸入申告がないこと。
内部統制	<p>当社は、遵守プログラムに違反した従業員を懲戒し、その懲戒に関する記録を保存する。</p> <p>当社は、遵守プログラムの記録を少なくとも5年間保存する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> レイシー法の影響により責任を負う従業員及び第三者を対象に、年1回の研修を実施する。 <p>当社のレイシー法遵守プログラムに含まれる手順のいずれかに違反したことが判明した従業員は、懲戒処分の対象となる。</p> <p>当社はレイシー法の遵守に関連するすべての記録を最低5年間保存する。</p>		
記録の管理	<p>当社は、遵守プログラムの記録を少なくとも5年間保存する。</p>			
実施スケジュール				

出典：筆者作成

2-3-3-2 合法木材の調達/ソーシングにおけるデュー・デリジェンスのための米国国家規格

令和元年度版報告書では、「合法木材の調達/調達におけるデュー・デリジェンスのための米国国家規格 ANS LTDD 1.0 2015」について紹介しているが、同規格の背景、内容、木材関連事業者による導入状況及び導入されていない事例については触れていないため、本報告書で補足説明する。

同規格は、後に DHA (Decorative Hardwoods Association、以下、DHA) に名称が変更された広葉樹合板・単板協会の資金提供により作成されたものであり、一般に DHA 規格と呼ばれている。DHA はバージニア州スターリングに本拠を置き、米国の広葉樹合板、広葉樹単板、広葉樹の集成フローリング業界を代表する団体である。北米で製造される広葉樹合板のストックパネルと広葉樹単板の 90%が会員企業により生産されている⁴⁵。2022 年の会員一覧は、ウェブページで見ることができる⁴⁶。

DHA 規格はデュー・デリジェンスに関する規格であり、森林の持続可能性、合法性の検証、CoC、製品ラベリングなどの認証規格ではない。同規格は、米国国家規格の開発手続きの下で開発され、2015 年 3 月 17 日付けで米国国家規格協会によって承認されており、ひとつの業界団体によって提唱されたものだが、任意でありながらも国家的な合意に基づく規格である。同規格は、企業が自己認証を行う場合、あるいは第三者機関に依頼してデュー・デリジェンス手順の監査を受ける際にも利用できる。DHA の一部である Capital Testing and Certification Services (旧 HPVA Laboratories) では、この規格への準拠を証明するサービスを提供している。

DHA 規格の目的は、企業がサプライチェーンに違法木材及び木材製品が混入するリスクを大幅に低減するために、適切な品質保証プログラムを確立し、リスク管理におけるデュー・デリジェンスの実証を支援することにある。同規格は、ギブソン・ギター社とランバー・リクイデーターの遵守プログラムを参考に、EU 木材規制、オーストラリアの違法伐採禁止法、レイシー法、及び違法木材の伐採・購入・利用に関する法的要件を有する他の国の政策を考慮して作成された。同規格の基本要件は以下の通りである。

1) 品質保証プログラム

事業者は、デュー・デリジェンスプログラムを実施するために、購買方針、プログラムの管理責任を負う有資格者、インフラと管理システム、文書管理プログラムから成る品質保証プログラムを確立しなければならない。

2) リスク評価の工程

事業者は、供給元が違法木材の供給リスクが高い国かどうか、また、その樹種の伐採や取引が特定のライセンスを必要とするものか、あるいは法的に制限されているかどうかを判断するために、樹種のレベルでのリスクを評価する必要がある。高リスク国からの調達や法的に制限された

⁴⁵ <https://www.decorativehardwoods.org/about>

⁴⁶ <https://www.decorativehardwoods.org/sites/default/files/2022-02/DHA%202022%20Where%20to%20Buy.pdf>

樹種の調達には、より高度なデュー・デリジェンスが必要となる。DHA 規格では、サプライチェーン全体におけるガバナンス、合法性要件、樹種の特定、リスクの分析をどのように行うべきかに関する指示が示されている。サプライヤーのリスクを評価する際、同規格では、大幅な値引き、現金取引、過去の違法行為、警察や NGO の報告、評判、新規参入等の「危険信号」についての情報を検討するように求めている。

3) デュー・デリジェンスプログラム—輸入業者及び製造業者

DHA 規格では、樹種に関する不確実性と国別リスクのレベルを考慮し、リスクを評価したデュー・デリジェンスに関するマトリクスを提供している（図 2.1）。同規格では、A、B、C、D の各領域において、事業者が実施すべきリスク低減措置を明記している。例えば、D の領域は、最高レベルのデュー・デリジェンスを必要としている。この場合、事業者は、(1) アンケートによるサプライヤーからの情報収集、(2) ワシントン条約の確認、(3) 現地及び国内での監査、(4) サプライヤーとの改善プログラムの策定、(5) 事業者が木材の間接的な購買であり、森林管理区域での直接的な監査ができない場合には、パススルー契約によりサプライヤーに上記の要件を課す、又は当該の木材製品が独自に CoC 認証を受けていること、(6) 森林認証や合法性確認による CoC の証明などの確認が必要とされる。

		樹種に関して不確実性はあるか？	
		いいえ	はい
リスクの高い国かどうか	はい	A 伐採国まで追跡できる製品 <ul style="list-style-type: none"> 木材の保護と輸出に関する適用法令の基礎調査 サプライヤーは、サプライチェーンにおいて、当該の段階に対応した規格文書を使用している サプライヤーが危険信号を発していない 補足：第三者による合法性確認、森林認証、調達先や CoC が確認された製品 	B 収穫国まで追跡できる製品 <ul style="list-style-type: none"> 木材の保護と輸出に関する適用法令の基礎調査 サプライヤーは必要な樹種に関連した許可を得ている サプライヤーは、サプライチェーンにおいて、当該の段階に対応した規格文書を使用している サプライヤー危険信号を発していない 補足：第三者による合法性確認、森林認証、調達先が確認された製品
	いいえ	C 森林管理区域まで追跡された製品 <ul style="list-style-type: none"> 第三者機関により CoC が認証を受けたサプライヤー又は製品とのパススルー契約* サプライヤーが危険信号を発していない 第三者による製品の合法性検証、又は CoC 認証 	D 森林管理区域まで追跡された製品 <ul style="list-style-type: none"> サプライヤーは必要な樹種に関連する許可を得ている 第三者機関により CoC 認証を受けたサプライヤー又は製品とのパススルー契約 サプライヤーが危険信号を発していない 第三者による製品の合法性検証又は CoC 認証

図 2.1.DHA 規格のデュー・デリジェンスのマトリクス
出典：筆者作成

*注：パススルー契約とは、買い手が直属のサプライヤーに契約上の要件を課し、直属のサプライヤーがそのサプライヤーに同じ要件を課すなど、サプライチェーンの上流で行う契約のこと。

4) 文書管理プログラムの確立

文書の保管・更新方針、機密保持方針、管理手順、改善プログラムなどを含む、文書管理プログラムを実施しなければならない。

5) 検査・検証・監査手順

事業者は、上記のプログラムのための品質管理システムを開発・実施し、事業者とすべてのサプライヤーの目的・目標に関する進捗を年次報告書に記録しなければならない。監査プログラムは、実施されたすべての手続きを文書化するものである。監査は、自己監査と第三者による監査で構成される場合がある。不備に対する是正措置は、特定された上で実施されなければならない。

なお、国際木材製品協会（以下、IWPA）は、2022年5月17日付けでDHAに書簡を送り、規格改訂の努力を認めつつも、規格自体には反対している⁴⁷。IWPAはその書簡の中で、米国政府がレイシー法遵守のための決定的なガイダンスを提供していないことを理由に、同法の遵守を保証する規格を策定することは不可能であると述べている。これに対し、DHA規格側は主張自体には異論を唱えてはおらず、「本規格はデュー・デリジェンス遵守のための法的助言を構成するものではなく、この規格への適合は、法令を管轄する機関により、法の執行に対する絶対的な防御として受け入れられることを保証するものではない」と述べている。IWPAは同書簡の中で、米国の木材生産者と国内木材製品メーカーにとって、DHA規格の導入は非常に困難である可能性も主張している。IWPAは、（自らの取組を反映した）教育とトレーニングが、レイシー法の適切な遵守プログラムの開発に向けた最も現実的な道であると主張している。次項で説明する通り、IWPAはデュー・デリジェンスに関する幾つかのトレーニングコースを提供している。

2-3-3-3 国際木材製品協会（IWPA）

IWPAは、北米の国際的な木材製品産業のための業界団体として1956年に設立された。IWPAの使命は、「持続可能な方法で管理された森林から生産されたグローバルな木材製品が、北米において受容され、需要が高まるようにすること」である⁴⁸。IWPAは、広葉樹と針葉樹の輸入に携わる167の企業及び業界団体を代表している。2020年の売上高は72万ドル、職員は4名である⁴⁹。

IWPAは、自らのウェブサイトにおいて、世界中の木材製品の合法的かつ持続可能な伐採を支援することを表明している。また、違法伐採に関する立場表明も行っている。この声明において、IWPAは違法伐採を非難し、会員やサプライヤーが事業を行う木材生産国の国内法に基づいた上で、適用される法的要件を遵守することを会員に求めている⁵⁰。

IWPAは、会員の利益を擁護するために政府への働きかけを行うと同時に、国際熱帯木材機関（ITTO）やAPECの違法伐採・関連貿易に関する専門家会合（EGILAT）などの内部フォーラムにおいて積極的に活動している。政治活動委員会（PAC）は、IWPAの会員の利益を支持する米

⁴⁷ https://cdn.ymaws.com/www.iwpawood.org/resource/resmgr/docs/IWPA_Comments_to_Updated_DHA.pdf

⁴⁸ <https://www.iwpawood.org/page/1>

⁴⁹ <https://www.datanyze.com/companies/international-wood-products-association/20005446>; <https://projects.propublica.org/nonprofits/organizations/941371133>

⁵⁰ <https://www.iwpawood.org/page/54>

国上院・下院の候補者を支援している。

IWPA は、会員が自主的に活用することができる環境方針と、木材・木材製品に関する環境に配慮した調達方針を提供している。環境方針は企業が持続可能な森林管理を約束するものであり、木材・木材製品に関する環境に配慮した調達方針は、企業がすべてのサプライヤーに対し、優良な慣行と森林管理に関する証拠を求めることを約束するものである。

IWPA は、コンプライアンスとデュー・デリジェンスに関する以下の 3 つのコースを提供している。デュー・デリジェンス研修コースは、2015 年に USAID からの資金提供を受けて世界資源研究所と共同で開発された。

1) 木材貿易コンプライアンス研修とデュー・デリジェンス・ツール

この 1 日コースでは、レイシー法及び木材製品の貿易に関連するその他の法律の要求事項の分析、リスク評価と文書レビューの実践方法を提供している。本コースでは、参加者が自社の市場に合わせたコンプライアンス・システムを構築できるよう、リソースと手順について説明している。

2) 木材貿易コンプライアンス上級編

このコースでは、調達戦略、リスク評価方法、サプライチェーン管理、サプライヤーのコンプライアンス検証について学ぶことができる。また、最新の規制や施行措置に関する最新情報も提供している。

3) 木材貿易プロフェッショナルのための監査

この半日コースでは、木材貿易のプロフェッショナルに対し、コンプライアンス監査、不適合と是正措置への対応、机上監査と現地監査に関する一般的な手法を紹介している。

2-3-3-4 企業によるレイシー法を遵守した合法木材の調達方針

本事業では、大手企業のレイシー法担当者にオンラインインタビューを実施した。以下はインタビューの結果である。

A 社は、米国の大手フローリング卸売業者であり、ハードウッド・フローリングの輸入業者の一つである。米国内で 36 店舗を展開し、400 人以上のスタッフを雇用している。2021 年の売上高は推定 3 億 3500 万ドルである。

A 社は、レイシー法を遵守し、合法的な木材を調達するという方針を表明している。この方針において、同社は、出所が不明な木材製品を故意に購入しないこと、また原産国で違法に生産された木材製品や、サプライチェーンの一部で違法に取引された木材製品を故意に購入することはないと述べている。また、製品戦略担当副社長や環境コンプライアンス・マネージャーなど、レイシー法の方針と手続きを実施する責任者が任命されている。

合法性リスクを最小化するための同社の手順における主要なステップは、(i) 情報収集、(ii) リスク評価、(iii) リスク管理と低減、(iv) 継続的な実施、である。また同社は、国別リスク、サブ

ライヤーリスク、製品リスクのそれぞれを評価している。リスクは「高」「低」のいずれかに分類される。以前は「中」というカテゴリーも使用されていたが、カテゴリー分けが複雑になりすぎるという理由で使用が停止されている。

1) 国別リスクの評価

各国の合法性リスクの評価には、汚職腐敗度指数に加え、FSC（森林管理協議会）や Preferred by Nature の国別リスク評価が参考にされている。A 社では、幾つかの国をリスクが高すぎると判断し、たとえ合法性や持続可能性が独自に証明された木材であっても、その国からの輸入を行わないことにしている。アフリカ諸国、ロシア、ウクライナはリスクが高すぎると判断されている。ロシア産オーク材は違法に伐採され、中国の工場で加工された後、米国で販売され、しばしば「ヨーロッパ産オーク」と表示されるリスクが高いため、A 社はロシアからのオーク材を購入していない。また、A 社はブラジルからの調達における重大なリスクを認識しているため、合法性リスクを低減する強力な内部システムを持つブラジルのサプライヤーからのみ床材を調達することとしている。

2) サプライヤーのリスク評価

サプライヤーのリスク評価については、インターネットを含む様々な情報源から独自に情報を収集し、サプライヤー社内の内部手順をチェックすることで合法性を確認し、すべてのサプライヤーに工場製品申告書（Mill Product Declaration）の記入を要求している。また、独立したチェックとして、サプライヤーが過去に違法伐採木材を使用したことがあるかなど、高リスクを示し得る要因についての情報を収集している。他方、サプライヤーは「工場製品申告書」において、自社が扱うすべての製品に使用している木材の樹種と伐採地に関する情報を提供している。後日、サプライヤーが、工場製品申告書に記載されていない国から調達した樹種・木材を含む製品を同社に送ろうとした場合、製品を発送する前に A 社の承認を求めなければならない。

A 社は、海外のサプライヤーや他の米国の輸入業者から直接フローリングを購入している。後者の場合には、リスク評価を行う際に、輸入業者のデュー・ケア手順を確認することとしている。

3) 樹種リスクの評価

樹種のリスク評価について、A 社はワシントン条約の付属書を参照し、天然林からの木材と人工林からの木材を区別している。A 社は、天然林の木材だけでなく、人工林からの木材にも合法性のリスクがあることを認識しているが、サプライヤーの工場が様々な森林から木材を調達している場合があるため、すべての人工林からの木材の出所を追跡することも非常に困難であることを認識している。それ故に、合法性リスクを可能な限り低減するため、ビジネスとして現実的な手段を講じるというのが、同社のアプローチである。

A 社は、追加的なリスク評価として、英国の研究所に毎年、サプライヤーの荷物のごく一部に対し同位体分析を依頼している。この同位体分析により、木材の産地が特定できる場合もある。また、A 社は毎年、検査計画を発表しており、検査結果もサプライヤーすべてに共有している。その目的としては、木材の伐採地について虚偽の情報を提供した場合、摘発されるリスクがあることをサプライヤーに認識させ、正確な製品申告を行うよう促すことにある。この同位体分析に

より、あるサプライヤーが、極東ロシア産の木材をフランス産と偽って申告していたことが判明した例もある。その後、同社はこのサプライヤーとの関係を断ち切っている。

4) リスク評価を依頼する

A社は、出荷ごとに、全ての木材の原産国と樹種を記載した「出荷書類申告書 (Shipment Document Declaration)」の作成をサプライヤーに依頼している。A社のリスク低減のための手順は、製品が高リスクに分類されるか、低リスクに分類されるかにより異なる。高リスク製品の場合、出荷ごとに定期的に抜き打ち検査を行い、法的に必要とされる書類を幅広く要求している。しかしながら、合法性リスクの評価を書類だけに頼っているわけではない。サプライヤーから提供された書類に虚偽の記載があるケースが確認されているためである。

5) レイシー法遵守方針に対するサプライヤーの反応

A社によると、海外のサプライヤーは、ほとんどの場合、合法性リスクを最小化するための情報や文書の要求に応じることが確認されている。改正レイシー法が導入された当初は、サプライヤーはこのような情報・文書の提出要求に対する準備ができていなかったため、これらの要求にはあまり応じなかった。しかし、時間の経過とともに、多くの大手サプライヤーはこのような要求に慣れ、今では各出荷製品について、合法性を証明するためのあらゆる文書を提供できるようになっている。中小のサプライヤーは、このような要求に慣れていない場合もあるが、A社のような大企業とビジネスを行う機会を得るために、喜んで応じる企業も多いと考えている。

A社がフローリングを購入している他の米国輸入業者のケースでは、A社が要求する情報を提供しない業者がいることが判明したことがあり、その結果として取引を解消した。これらの輸入業者がA社の情報提供に応じようとしない理由は、仕入先を明らかにすることで、仕入先を「盗まれる」可能性があるためであったようである。

3 オーストラリア

3-1 概要

オーストラリアの違法伐採対策については、令和元年度「クリーンウッド」利用推進事業のうち海外情報収集事業において情報収集が行われ、報告書（以下「令和元年度報告書」）が林野庁「クリーンウッド・ナビ」で公開されている⁵¹。本事業では、令和元年度報告書以降のオーストラリアの違法伐採対策に関する情報の更新を行った。

オーストラリアの違法伐採対策は、2012年11月28日に制定、2014年11月30日に施行された「2012年違法伐採禁止法（Illegal Logging Prohibition Act 2012）」（以下、「違法伐採禁止法」）と、デュー・デリジェンス要件を含む運営上の規則を定める「2012年違法伐採禁止規則（Illegal Logging Prohibition Regulation 2012）」（以下、「違法伐採禁止規則」）によって定められている。

令和元年度報告書では、違法伐採禁止法と違法伐採禁止規則の詳細が解説され、規制対象事業者である木材輸入事業者と国産材加工業者にどのようなデュー・デリジェンスを求めているのかについて明らかにしている。

違法伐採禁止法は、オーストラリアの法律に基づき、2022年に見直し、改正予定となっていたが、オーストラリア政府のウェブサイト⁵²によると、2023年1月現在、法律の見直しは完了していない。このため、本報告書では、法律見直し作業の経過状況を報告するとともに、オーストラリア政府の違法伐採禁止法の執行状況及び業界団体が事業者向けに作成したデュー・デリジェンス・マニュアルにおける輸入木材のリスク評価やリスク低減措置の取扱いについて取りまとめた。

3-2 違法伐採対策関連法令の更新情報

3-2-1 オーストラリア違法伐採禁止法概要

オーストラリアの違法伐採対策については、令和元年度報告書に詳細が掲載されている。「違法伐採禁止法」は、2012年11月28日に制定、2014年11月30日に施行された。本法の目的は、「オーストラリアにおける違法伐採された木材製品の輸入・販売を制限することで、違法伐採が環境、社会、経済に与える有害な影響を低減する」ことである。本法は、以下の2つを定めている。

- 違法に伐採された木材や規制木材製品を故意にオーストラリアに輸入したり、違法に伐採された国内産の原木を加工したりすることを犯罪行為とする
- 規制木材製品をオーストラリアに輸入したり、国産の原木を加工したりする前に、構造化されたリスク評価と低減プロセスを行うこと（デュー・デリジェンスの実施）

2014年11月30日に施行された「違法伐採禁止規則」には、主にデュー・デリジェンスの詳細

⁵¹ https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/pdf/r2/r2report-overseas_vol2.pdf（「7-6 木材・木材製品の合法性の確保に関する法令等とその実施状況」章）

⁵² https://haveyoursay.agriculture.gov.au/illegal-logging-sunset-review?_gl=1*kb4yil*_ga*MTcwMjE3MDg4Ny4xNjU4MjA2NjY0*_ga_EFTD1N73JJ*MTY3MjgwOTc2NC4yNC4xLjE2NzI4MDk4MTUwMC4wLjA

が示されている⁵³。規制対象者はまず、デュー・デリジェンス・システムを構築する必要があるが、それには、「情報収集・リスクの特定と評価・リスク低減・記録」の4ステップが含まれている必要がある。リスクの特定と評価ステップに対しては、①「木材合法性枠組（Timber Legality Framework）」と称された森林認証を活用する場合、②オーストラリア政府と木材生産国との協議によって作成された「国別ガイドライン（Country Specific Guideline）」を活用する場合、③「規定されたリスク要素（Regulated Risk Factors）」を使用する場合（①と②に当てはまらない場合）に対して、それぞれリスク評価の手順が示されている⁵⁴。

3-2-1-1 レビュー（見直し）の概要と進捗

オーストラリア政府は、違法伐採禁止法と違法伐採禁止規則のレビュー（見直し）をすでに2回実施している⁵⁵。1回目のレビューでは、違法伐採禁止規則が中小企業に与える影響が調査された。これは「違法伐採禁止対策による企業負担が大きい」という業界の声に応えたものである。政府は、2017年に「規則の影響に関する声明：違法伐採禁止規則の改正」という報告書を発行し、その分析に基づき、違法伐採禁止規則の改正案（森林認証をみなし遵守とすること）を国会に提出したが、上院で否決された⁵⁶。2回目は、違法伐採禁止法第84条に「最初の5年間の運用のレビューの実施ができる」と記されていることから「法定レビュー」が行われ、本法の政策目標の達成度合いがレビューされ、2018年に「違法伐採禁止法の法定見直し報告書」が公開された。この報告書では、法制度の運用上の問題点を明らかにし、改善策のオプションを提案しているが、法律の安定性が必要であることを考慮して、法律の改正は追求せず、さらに5年後より実質的な情報が得られてから再検討をすることが提案されている。

オーストラリアの2003年法律制定法（Legislation Act 2003）には、法律が連邦立法登録簿に登録されてから10年後に法令を廃止（sunsetting）するという規定がある。この規定は、政府が、既存の法律を現在の政府の政策と整合させ、より明確な法律を実現するためのものである。サンセッティング・レビューの目的は、対象の法令の必要性について明確な判断を下し、国民と議会に対してその判断の正当性を説明することである。対象法令の規則制定者は、その制度が今後も必要であるかどうかを検討し、制度をより効率的にする方法を検討することになっている。

違法伐採禁止規則は、このサンセッティング規定に従って2023年4月1日に失効するため、サンセッティング・レビューの対象となっており、2022年12月現在、見直し作業が進んでいる。一方、違法伐採禁止法は、上述した2018年の「法定レビュー⁵⁷」によって、本法が必要であると判断されたため、今回のサンセッティング・レビュー対象となっていない。

違法伐採禁止規則のサンセッティング・レビューでは、規則制定者である農業・漁業・林業省（Department of Agriculture, Fisheries and Forestry, DAFF）が、パブリック・コンサルテーションを通じて収集した規制対象者からの意見、他の関連する法的枠組、違法伐採対策に関する国際

⁵³ 詳細は令和元年度報告書 7-6-1-1-5章参照。

⁵⁴ 詳細は令和元年度報告書 7-6-1-1-5章参照

⁵⁵ 詳細は令和元年度報告書 7-6-1-2-3章参照。

⁵⁶ 「その理由の1つは、森林認証制度は必ずしも合法性を担保するものではなく、みなし適合とするのは問題があるという意見があったためである（オーストラリア政府インタビュー）。」（令和元年度報告書 7-6-1-2-3-1章）

⁵⁷ 詳細は令和元年度報告書 7-6-1-2-3-2章参照。

的な動向等を検討した上で、最終提言を作成し、農業・干ばつ・緊急事態管理担当大臣（Minister for Agriculture, Drought and Emergency Management）と林業・漁業担当大臣補佐官（Assistant Minister for Forestry and Fisheries）に提出する最終提言を作成することになっている。サンセッティング・レビューのスケジュールはパブリックコメント収集のために設置された DAFF ホームページ内の「Have Your Say」と題されたウェブサイト⁵⁸に示されているが（表 3.1）、2022 年 12 月現在で、最終提言は公表されていない。DAFF の担当者へのインタビューによると、2022 年 10 月現在、規制改革オプションの分析の最終段階にあるとのことであった。また、最終提言は「規制影響ステートメント（Regulatory Impact Statement）」として、「Have Your Say」ウェブサイトで公開されるとのことであった。このウェブサイトには、パブリックコメントの結果の要約も掲載されている。

表 3.1 違法伐採禁止規則のサンセッティング・レビューのスケジュール

時期	
2021 年 7 月－9 月	パブリック・コンサルテーション： コンサルテーション・ペーパーの公表と意見募集、ウェビナー開催、ウェブサイトからの意見受付
2022/第 1 四半期	最終提言の公表（2022 年 12 月現在未公開）
2022/初旬～中旬	政府による最終提言の検討

出典：筆者作成

3-2-1-2 改革案の概要

違法伐採禁止規則のサンセッティング・レビューでは、まず DAFF が改革案（「コンサルテーション・ペーパー⁵⁹」）を作成し、DAFF のウェブサイト「Have Your Say」で公開し、改革案に対する意見（パブリックコメント）を募集した。募集期間は、2021 年 7 月から 2 か月間であった。以下は改革案の概要である。

1) 違法伐採禁止規則の改革の必要性

違法伐採禁止法と違法伐採禁止規則は、違法伐採による環境、経済、社会的コストを削減しつつ、合法的な木材製品の取引を促進することを目的としている。本法は、木材の輸入業者と国産材加工業者に、違法伐採木材を特定し、それを回避する義務を課している。輸入業者と国産材加工業者は、製品の原産地に関する情報を収集し、違法伐採リスクを評価し、「リスクが低い」と結論できなかった場合はリスク低減措置を講じなければならない。このプロセスは「デュー・デリジェンス」として知られている。デュー・デリジェンスは、規制対象の木材製品を輸入する前、又は国内で生産された原木を加工する前に行わなければならない。違法伐採対策規則で定められている事項は以下の通りである。

- デュー・デリジェンスの要求事項
- デュー・デリジェンス要件の対象となる製品の種類
- デュー・デリジェンスの免責事項

⁵⁸ https://haveyoursay.agriculture.gov.au/illegal-logging-sunseting-review?_gl=1*1ka15ot*_ga*MTcwMjE3MDg4Ny4xNjU4MjA2NjY0*_ga_EFTD1N73JJ*MTY2ODI4NzU2Mi4xNi4xLjE2NjgyODg1MDUuMC4wLjA

⁵⁹ <https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/documents/illegal-logging-sunseting-review-consultation-paper.pdf>

- デュー・デリジェンスの要求事項の一部を満たすシステム又はプロセス

このため、違法伐採禁止規則を改革せず廃止（サンセッティング）することになると、違法伐採禁止法のデュー・デリジェンス要件が存在しなくなり、法律の実効力もなくなってしまうことになる。また、これらの要件があることで、オーストラリアの輸出業者には、合法性の確認を重視する海外市場へのアクセスの機会も生まれている。つまり、この違法伐採禁止規制は違法伐採禁止法の運用と有効性にとって重要で、改革が重要である。

2) 改革案の内容

(1) 政府に対するデュー・デリジェンス情報提供

違法伐採禁止規則は、輸入業者に対し、規制対象木材製品を国内に持ち込む前に情報を収集し、リスク評価することを求めているが、現状では、輸入業者は、商品が国境に到着する前にこの情報を当局に提供することではなく、後日当局から要求された場合にのみ、28日以内に提出する義務がある。そのため改革案では情報の事前提供を求めている。規制対象木材製品の樹種、伐採地、違法伐採リスクなどの重要情報が事前に提出されれば、政府のコンプライアンス活動の的を絞ることが可能になる。米国のレイシー法では、輸入業者は輸入に先立ち、伐採地、樹種、違法伐採リスクの評価に関する情報を含む申告書を提出することが求められている。現状でも、輸入業者は、事前にこのような情報を収集することが義務づけられているため、情報の事前提供を要求することは、輸入業者にとっても最小限の負担にしかならないと想定される。統合貨物システム（Integrated Cargo System）など既存のシステムを適応させることで、事業者はより合理的に情報提供ができるようになる。デュー・デリジェンス情報を事前に提供するために、委託貨物1件あたりの入力に平均7.5分の時間コストがかかると仮定すると、1貨物あたりの規制対応のためのコストは、188豪ドルから197豪ドルに増加すると見積もられている。

(2) 国境での権限強化

米国、欧州連合、英国、韓国の違法伐採対策では、「国境措置」権限が導入されている。この権限によって、規制当局は、国境に到着する前に懸念のある輸入製品を体系的又は重点的に検査し、必要な場合にはさらなる措置のために商品を留置することができる。

違法伐採禁止規則にサンプリングの権限を追加することで、輸入製品の樹種や伐採場所に関する事業者の申請を検証することができるようになる。これにより、当局は規制対象事業者と協力して問題を突き止め、対処することができるようになる。木材を特定するための技術（木材ID技術と呼ばれる。表3.2）は世界的に進歩しており、他国ではすでに違法伐採対策関連法令の下で使用されている。また、輸入業者も独自にこれらのツールを使用していることもある。サンプリング検査の結果を待つ間、6500豪ドル（輸入製品ラインの平均的な価格）相当の商品を2週間留め置くことは、その事業者に20豪ドルの遅延コストをもたらすと推定されている。

違法伐採禁止規則に押収・留置の権限を追加すれば、DAFF職員が法令遵守の目的で国境での調査に介入することが可能になる。これらの権限は、高リスクの輸入品を対象として、非常に限定的に使用されることを想定している。商品が押収又は留置される可能性があるということは、

輸入業者がデュー・デリジェンスを行い、低リスクの経路から調達を行う強い動機付けになる。国境での 2 週間の商品の留置は、輸入製品ラインあたり 93.05 豪ドルの規制コストとなると計算されている。サンプリング権限と、押収・留置の権限を組み合わせることで、懸念がある製品のリスクを検証している間に商品が販売されるのを防ぐことができる。

表 3.2 サンプリング検査で使用が想定される木材 ID 技術リスト

木材 ID 技術	内容
植物解剖学的解析	肉眼又は顕微鏡で、木目や解剖学的特徴を比較的短時間で評価できる。世界最大の木材サンプルの参考ライブラリー（Xylotheque）を持つのは米国の US Forest Products Laboratory で、ベルギーの Royal Museum of Central Africa、ドイツの Thünen Institute がそれに続く。オランダの Naturalis Biodiversity Centre は、税関職員やその他の関係者のための木材識別ツールを構築するため、黒檀の木材解剖学参考ライブラリーを開発中。
DNA 解析	DNA を解析することで、種の識別、集団の識別、個体識別に使用することができる。通常、未処理の製材された木材製品から十分な品質の遺伝物質を抽出できると、適切な参照データベースが利用可能であることに依存する。International Barcode of Life Consortium、Global Timber Tracking Network、アデレード大学、などで様々な取組が行われており、ドイツの Thünen Institute、英国の TRACE Wildlife Forensics Network は違法伐採対策で活用している。
安定同位体検査	環境中の安定同位体の分布やパターンは地理的に異なるため、木材サンプルの起源（伐採地）を特定するために使用することができる。英国の Agroisolab は 10 年の分析の実績がある。
繊維分析	紙、パルプなど、製造に重い処理が行われると DNA や同位体による分析はできないが、繊維分析によって製品内の繊維が針葉樹か広葉樹か、属（場合によっては種）、使用されたパルプ化工程を特定することができる。
TSW トレーステクノロジー	西オーストラリアの Source Certain International (SCI) は、TSW Trace Technology と呼ばれる製品の伐採地を確定する科学的手法を開発した。科学捜査のツールとして、サプライチェーンの完全性の確認でよく使用されており、木材製品にも適用できる。
リアルタイム質量分析法 (DART-TOFMS) による直接分析	DART-TOFMS 装置を使い、木材サンプルに加熱したヘリウムイオンを照射して化学物質を揮発させて化学組成を得る。最小限のサンプル前処理で済み、サンプルをその場で分析することができる。米国の National Fish and Wildlife Forensic Laboratory はワシントン条約記載種や商業的に重要な木材種の同定に重点を置いた、現在最大の参照ライブラリーを有している。将来的に活用が期待される。
Xylotron プラットフォーム	米国の US Forest Products Laboratory が開発した、木材の生物学的構造を分析するシステム。特定の処理アルゴリズムを使用して、木材の参照データベースを形成する。将来的に活用

	が期待される。
WorldForestID	Agroisolab（英国）、Royal Botanical Gardens, Kew（英国）、Forest Stewardship Council（ドイツ）、US Forest Service International Programs 及び World Resources Institute からなるコンソーシアムにおいて、グローバル森林試料コレクションを開発中。

出典：筆者作成

(3) 追加の法的権限

コンプライアンス違反を繰り返し行っている事例を公表する権限を法律に追加することが提案されている。違反が繰り返されるような深刻なケースにのみ、この権限が適用されることが想定されている。多くの場合は、規制当局と事業者の建設的で積極的な関与によって、事業者名公表の行使は回避されると考えられる。実際の樹種と伐採地を輸入業者の記載と比較した結果も、事業者名を特定せずに公表することも提案されている。これは、市場に出回っている問題のある製品について、規制対象者の認識を高めるのに役立つ。コンプライアンス違反の事例を公表することは、是正措置を促すことにつながる。このような権限は、オーストラリアの他の法律でも、プライバシーや情報保護関連の法律に従って採用されている。また、公表される情報は、事業者が完了したコンプライアンス活動を反映したものであるため、このような権限追加による事業者負担の増加はないと想定されている。

違法伐採禁止法では、上述した権限を 2014 年規制権限法（Regulatory Powers Act 2014）⁶⁰の下で発動することになるが、例外は、差止め命令と「強制力のある約束（enforced undertakings）」で、これらについては違法伐採禁止法に規定が追加される可能性がある。強制力のある約束とは、規制対象事業者がコンプライアンス違反を犯した際に、法廷で問題にする代わりに事業者が行動方針の改善を約束することである。その約束が守られない場合は裁判所の強制執行が可能である。

(4) 法律の効率性の確保

現状では、木材の輸入をほとんど行わない輸入業者や国産材の加工をほとんど行わない事業者に対しても、規制対象事業者として、大量に取引する業者と同じ義務が課せられているが、規制対象事業者の輸入や加工の頻度の違いを考慮して義務の内容を調整することが提案されている。例えば、規制対象製品を一定数以上輸入・加工する事業者に対してのみデュー・デリジェンス・システムの確立を義務付け、さらに、頻度の高い輸入業者や加工業者に対しては、より強力な要件を課すことが想定される。より強力な要件とは、高頻度に輸入・加工する事業者が最新のデュー・デリジェンス・システムを導入していることを確認するために、第三者監査制度や政府による許認可制度を追加することである。

⁶⁰ <https://www.ag.gov.au/legal-system/administrative-law/regulatory-powers#:~:text=The%20Regulatory%20Powers%20Act%20provides,notices%2C%20enforceable%20undertakings%20and%20injunctions.>

規制権限法の標準規定は、効果的な監視、調査、または執行の規制体制に必要な権限の許容ベースラインであると同時に、適切な保護手段を提供し、重要な慣習法上の特権を保護する。連邦制定法の監視、調査、執行に関する規定の数を削減するだけでなく、異なる規制制度間の一貫性を高め、異なる規制権限を行使する機関や規制当局の管理負担を低減する。

規制対象木材製品が、FSC と PEFC の森林認証プログラムで認証されていれば、輸入業者や国産材加工業者は追加のデュー・デリジェンスを実施不要とする「みなし遵守」を追加することは、事業者の負担を低減する機会となる。なお、これは 2018 年に実施された「違法伐採禁止法の法定レビュー」において提案されたが、上院で不採択となっている。さらに、「みなし遵守」に CITES 認証を追加することの検討も可能としている。

(5) 規制対象製品の見直し

現状では、楽器、プリントメディア製品、木炭など一部の木材製品は規制対象製品になっていないため、輸入時のデュー・デリジェンスは不要である。一方で、これらの製品に使用される国内で加工されたオーストラリア産原木については、デュー・デリジェンスが求められている。このことは国内産業にとって不平等な競争条件となりかねないため、見直しの余地がある。

(6) 免除要件の見直し

木材の含有率が低い木材製品については、米国の違法伐採対策関連法令のように、木材含有率 5%未満の製品を法律の規制から免除することも検討できるが、今のところ、このような規制改革がどのような影響を及ぼすか（規制対象製品のうち違法伐採禁止法の対象外となる割合等）は不明である。なお、米国では、10-20%の製品が規制対象から除外されると推定されている。

現在、1,000 豪ドル未満の貨物はデュー・デリジェンス要件から免除されている。この免除の閾値を 5,000 豪ドル又は 1 万豪ドルに引き上げると、規制対象となる輸入貨物数はそれぞれ 6%又は 12%減少する。輸入品の価格が低いからといってリスクが低いわけではないが、規制当局の負担とコストの低減という利点がある。

(7) その他

現状の違法伐採禁止法では、「加工」、「原木」、「木材」の定義が定められていない。これらの用語を明確にすることで、生木の加工に関する義務がどの段階で適用されるのか、規制対象者や管理者がより理解しやすくなると考えられる。

伐採国で原木の輸出禁止が定められているかどうかを輸入事業者が確認し、そのような国からの原木輸入を禁止するように法律を改正することも提案されている。その場合、輸入事業者が原木輸出禁止国に関する情報を簡単に入手できるように支援する必要がある。

現在、国別ガイドライン・州別ガイドラインが更新されるたびに、違法伐採禁止規則を修正しなければならないが、頻繁な修正を避ける記述に変更することが提案されている。

3) パブリック・コンサルテーションの結果

DAFF は、このような改革案を「Have Your Say」ウェブサイト上で文書として公開することに加え、説明会を開催し（ウェビナーで開催、その録画も公開されている）、改革案に対する意見を収集するパブリック・コンサルテーションを実施した。これは、オンラインフォーム、E メール、ウェビナーの質疑応答を通じて 2021 年 7 月-9 月に行われた。その結果は、同ウェブサイトによ

約されている。参加者は、業界団体 10、木材輸入事業者 7、通関業者 5、NGO11、その他 14（うち外国政府 2）であった。受理した意見は、オンラインフォームから 30 件、文書 20 件、ウェビナー参加者は 53 名であった。同ウェブサイトによれば、受理した意見の概要は次の通りである。

(1) 政府に対するデュー・デリジェンス情報提供

樹種や伐採地など、規制対象木材製品に関する重要なデュー・デリジェンス情報を、政府が輸入前に受け取れるようにする改革については、高いレベルの支持があった。ほとんどの利害関係者は、事前にデュー・デリジェンス情報を提出するためには、既存の輸入手続きとリンクした専用システムを活用することが好ましい方法であるとしていた。一方で、これによる負担増大の可能性について懸念する意見もあった。

(2) 国境での権限強化

当局の国境での権限を強化し、サンプリングや押収を可能にする改革には、全般的な支持があった。多くは木材検査の導入を支持していたが、それによって遅延が生じないことを重要視していた。また、製品が留め置かれたり検査される可能性は、事業者のデュー・デリジェンス要件遵守を促すことになるという意見があった。

(3) 追加の法的権限

差止命令と強制力のある約束の導入、木材試験結果と不適合、不遵守事例の公表権限の導入については、一般的な支持があった。

(4) 法律の効率性の確保

高頻度の輸入事業者のデュー・デリジェンス要件軽減（例えば、同一経路の輸入の場合には、年間 1 回だけデュー・デリジェンス評価を要求する等）を検討することには支持があったが、デュー・デリジェンス・システムを構築することの負担が最も高く、デュー・デリジェンス評価の負担は比較的低いことから、この改革は必要ないという意見もあった。高頻度の輸入業者と国産材加工業者のデュー・デリジェンスのプロセスに第三者監査を導入することについては、一般的な指示があったが、政府による許認可制度の導入の支持は低かった。低頻度の輸入業者の負担低減については支持されなかった。その理由として、低頻度の輸入業者が規制対象事業者の大部分を占めているため、違法に伐採された製品を輸入するリスクが高い可能性があるという意見が多かった。しかし、低頻度の輸入業者は、デュー・デリジェンス義務を適切に理解するのに十分なほど法律に関与しないので、除外してもよいとの意見もあった。認証製品の「みなし遵守」への支持は様々であった。この改革により抜け穴が生じる可能性を示唆する意見もあれば、リスクの低い製品のデュー・デリジェンスの負担が低減されるという意見もあった。

(5) 規制対象製品の見直し

この改革に対する支持は様々であった。ほとんどの利害関係者は、現在の法律の規制対象製品の範囲を支持していた。木炭や楽器などの潜在的にリスクの高い製品を追加することを支持する

意見もあったが、この改革によって影響を受ける可能性が高い利害関係者からの情報提供はなかったため、これらのグループとの協議が必要である。紙製品は違法性のリスクが低いと認識されていることから対象から除外されるべき、という意見もあった。

(6) その他

用語の定義の明確化、丸太輸出禁止の確認、国別ガイドライン・州別ガイドラインの修正手続きの簡素化については一般的な支持があった。

3-2-1-3 政府のその他の取組

オーストラリア政府 (DAFF) 担当者へのインタビューによれば、サンセッティング・レビューにおいて規制改革の選択肢を検討することに加え、米国のレイシー法の宣言のような例から学びながら、規制対象事業者からより多くの情報をタイムリーに収集し、この情報を使ってコンプライアンス活動をより良く方向付けるための IT ソリューションの可能性を検討している。また、今後 1、2 年を目途に、科学的分析技術の試験的利用を実施し、法的枠組に統合する計画を策定する予定である。

オーストラリアの違法伐採対策における科学的分析技術の活用については、「オーストラリアの輸入木材における伐採地表示の 4 割が誤り」という 2020 年の報道⁶¹がある。オーストラリア政府は、消費者の信頼を築くことを目的に、違法に収穫された製品を取引する人を特定する調査を実施した。市中で販売されている木材製品（様々な国からのオーク、メルバウ、メランティ、アカシア、ユーカリ、マツ、ローズウッド、マホガニー、チーク）をサンプルとして購入し、アデレード大学が DNA 検査を実施した。分析を担当したアデレード大学の研究者に、この調査の詳細を問い合わせたが有用な情報は得られなかったが、この調査結果は、サンセッティング・レビューでも検討されているように、オーストラリア政府が木材の科学的調査に力を入れることを決めた要因の一つであろうと推察される。オーストラリア政府は、2021 年に、アデレード大学を中心とするグループに対し、世界の木材サプライチェーン向けの科学的伐採地検証ツールの開発のための助成金を提供している⁶²。オーストラリア政府担当者へのインタビューによると、オーストラリア政府は、この他にも次の内容の研究・調査の実施や委託をしている。

- オーストラリアが現在及び将来的に違法伐採木材の輸入にさらされる可能性
- 違法伐採された木材製品がオーストラリアの産業に与える影響
- 違法伐採禁止法の効果として違法伐採木材取引は減少したか

3-3 違法伐採木材リスク低減に関する事例調査

3-3-1 違法伐採禁止法の実施状況

違法伐採禁止法の実施状況は公表されていないため、違法伐採禁止法を管轄する DAFF の担当者にインタビューを行った。以下はインタビューの結果である。

⁶¹ <https://www.timberbiz.com.au/dna-testing-shows-40-of-imported-timber-incorrectly-labelled/>

⁶² <https://www.adelaide.edu.au/newsroom/news/list/2021/09/20/developing-dna-testing-methods-for-timber-supply-chain-verification>

オーストラリア政府は、規制対象者が長期的かつ持続的な遵守を達成することができるよう、教育と指導を優先しており、より広い規制対象者へのコミュニケーションし、彼らの意識を高めるよう努力し続けている。また、規制対象者が効果的なリスク評価を実施することを支援するための情報も引き続き公表していく。DAFFの違法伐採コンプライアンス・アプローチ⁶³では、オーストラリアの違法伐採禁止法の遵守を促進するために、すべての規制対象者に明確なガイダンスとアドバイスを提供することを目的としている。そして、規制対象者がデュー・デリジェンスの要件や責任を誤解しているために、うっかり遵守しなかったというような場合には、明確な遵守が確立されるまで、その企業に対する監査を強化することがある。事業者が意図的に違法伐採禁止法に違反した場合にはより強力な措置で対応することになる。

当局が実施する違法伐採デュー・デリジェンスのコンプライアンス評価（監査）の数は年によって異なるが、年間40～60件の新規コンプライアンス評価を実施することを目標としている。コンプライアンス評価は、違法伐採禁止規則要求事項の9～16項目を包括的に対象として行っており、これには、輸入業者が示したリスク評価の結論の見直しも含まれている。コンプライアンス評価は輸入品が到着した後に行われるため、輸入業者に対して輸入品のリスク評価を再考するよう指示することはないが、提供された情報に基づく結論が不合理である場合はそれを特定し、今後の輸入品のデュー・デリジェンスに適用するよう提案し、輸入者がこのアドバイスを適用していることを確認するために、フォローアップ監査が実施される。重大な規則違反はすべて、さらなる調査と罰則（違反通知）の適用を決定するために、当局の責任者に照会する。コンプライアンス違反件数は、公表することができない。

インターネット上には、2019年に違法伐採禁止法に関する最初の違反通知が出されたことに関するニュースが掲載⁶⁴されていたため、この件について質問したところ、次のような回答を得た。この件は、2018年11月に、ある輸入事業者がデュー・デリジェンス要件への継続的な非遵守を理由に違反通知を受け、12,600豪ドルの罰金を課されたものである。しかし、違法伐採禁止法と違法伐採禁止規則に違反し、調査、起訴された他の事例については、オーストラリアの法律におけるプライバシー及び情報共有の要件により、詳細を開示することはできない。

国際的な議論において、木材輸入業者に適切なデュー・デリジェンスの実施を促すためには、起訴などの厳しい罰則、高額の罰金の適用が不可欠であるとの主張がある一方で、実際には、各国の当局が起訴することは困難であるとも言われている。オーストラリア政府の考え方について質問したところ、次の回答を得た。オーストラリア政府が採用しているコンプライアンスモデルは、事業者の自発的なコンプライアンスを促進するための教育や指導に重点を置いているが、厳しい罰則もコンプライアンスを促進することは理解している。実際に、違法伐採禁止法を改正し、デュー・デリジェンスやその他の義務の不遵守の具体例を公表できるような権限を追加することを検討している。この改正の目的は、教育や意識向上活動を支援し、コンプライアンス違反を抑制し、規制対象事業者に責任ある行動を促すことである。刑事罰は、当局が利用できる最も厳しい罰則となっている。違法伐採された木材製品の輸入や加工に対しては、最高5年の禁固刑及び

⁶³ 詳細は令和元年度報告書7-6-1-2章参照

⁶⁴ <https://ausfpa.com.au/first-prosecution-under-australias-illegal-logging-act-welcomed/>

／又は最高 500 罰金単位（111,000 豪ドル）の刑事罰が科せられ、規制対象木材製品や国産原木のデュー・デリジェンスの要件を遵守しなかった場合にも、罰金という形で刑事罰が科せられる。このような罰則は、一般的には、輸入業者や加工業者が法律違反であることを知りながら、故意に何かをした、あるいは何かをするのを怠った、あるいはそのリスクに対して無謀であった場合に適用される。法律改正案には、違反を特定し、適切かつタイムリーな強制措置を講じ、潜在的な訴追を裏付ける情報を得るための当局の能力を向上させることを目的とした措置の追加も含まれている。これらの改革には、以下のような権限の追加が含まれている：

- 規制対象木材製品に関する主要な情報（例えば樹種や伐採地など）を、事後ではなく、輸入や加工の前に提供することを規制対象者に要求する。
- 木材検査技術を使用して樹種、伐採地、合法性の主張が検証される間、規制対象木材製品のサンプリング、押収、留置を行うことを可能にする。
- コンプライアンス問題に対処するために、追加的な罰則、執行オプションの追加。

3-3-2 事業者や業界団体によるリスク低減措置に関する事例

3-3-2-1 ATIF のデュー・デリジェンス・マニュアルにおけるリスク低減措置の考え方

オーストラリアの木材輸入事業者の業界団体である ATIF（Australian Timber Importers Federation Inc）⁶⁵は、2014 年に輸入事業者向けのデュー・デリジェンス・マニュアル（Legality Compliance Toolkit⁶⁶）を策定し（2016 年に改定）、デュー・デリジェンスを実施する事業者への多くのアドバイスを提供している。このマニュアルで、デュー・デリジェンスの実施方法（情報収集、リスク評価、リスク低減措置）が次のように解説されている。

1) 情報収集

ATIF は、情報収集は、まずは簡単に収集できる範囲の情報を入手する必要があり、デュー・デリジェンスに使用する情報は、既存のビジネス慣行でやり取りする書類等から相当量を収集可能としている。また、情報の量が多ければ良いというものではない、としている。デュー・デリジェンスで重要なことは、文書の正確性と信頼性を評価することであり、文書が増加するほど、その正確性と信頼性を評価する作業が増えることになるからである。マニュアルでは、政府が要求する情報収集の項目に対して、具体的な解説を提供している（表 3.3）。

表 3.3 ATIF による情報収集に関する解説

要求されている情報	解説
輸入製品の種類と商品名	製品の種類の説明と製品の取引上の説明、つまり「ハードウッドデッキ」や「パイン材フレーム」など、製品の販売名称を記載する。同じ製品が複数のサプライヤーから提供されることがあるため、商品名には製品番号やカタログ番号、あるいは製品とサプライヤーを結びつけるその他の識別情報を含めることもできる。
輸入製品の数量（数量、	購入・輸入数量は、インボイスや船荷証券のような従来の文書にすでに

⁶⁵ <https://atif.asn.au/>

⁶⁶ <https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/australias-forest-policies/illegal-logging/legality-compliance-toolkit.pdf>

重量又は個数)	記載されているはずである。
輸入製品が製造された国	多くの場合、輸入業者は製品が特定の国で製造されたことを証明する原産地証明書を持っている。しかし、製品が製造された国が伐採国とは限らないこともある。
木材が伐採された国、地域、伐採区域	木材がどこで伐採されたかという情報は、「合理的に実行可能」な限り収集しなければならない。サプライヤーによっては、伐採区域までの情報を提供できることもあるが、ほとんどの場合はこの情報を提供することができず、伐採国が唯一の情報かもしれない。丸太の伐採地リスクを評価するには、ほとんどの場合、伐採国が明らかになれば十分である。
木材の樹種名（一般名称又は学名）	1つの樹種が複数の一般名称を持つことがあるため完全な学名を要求するべきである。製品が複数の樹種から作られる場合、輸入者は使用される可能性のあるすべての樹種の名称を収集するよう努めるべきである。これには、パーティクルボード、MDF、合板に使用される樹種が含まれる。完全な学名を収集することが「合理的に実行可能」でない場合は、属名又は一般名もしくは取引名を収集することが必要である。
仕入先の詳細（名前、住所、商号、事業者識別番号など）	サプライヤーの詳細（名前、住所、商号、事業や会社の登録情報など）は、従来の取引で使用する文書で確認できる。
製品購入の際にサプライヤーから提供された書類	オーストラリアに製品を輸入する場合、商慣習において、インボイス、パッキングリスト、出荷書類、原産地証明書、検査証明書、植物検疫証明書、輸送と保険関連書類など、相当量の書類が必要とされている。この要求は、これ以上のものを求めようとするものではない。
木材が合法的に伐採されたことを証明する資料や書類	<p>認証や「国別ガイドライン」に示されている書類。輸出許可証（ソロモン諸島からの輸入の場合）、SVLK 証明書と V-legal 文書（インドネシアからの輸入の場合）のような単純なものである場合もある。</p> <p>証拠とは、その木材が違法に伐採された可能性が低いという結論を正当化するのに役立つ文書やその他の形の情報である。例えば、サプライヤー訪問の記録と実施した観察、特定の種に関する試験結果の分析、会話の記録、現地又は森林監査・検証監査の記録、サプライヤーの宣言書、CoC⁶⁷証明書、納入された木材の請求書などがある。サプライヤーの自己宣言は、十分な証拠によって裏付けされるべきである。</p> <p>丸太伐採に関する情報が追加的に必要な場合もある：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 有効な森林コンセッションライセンスのコピー ● 森林管理局やその他の政府当局からの伐採許可証や承認書 ● 丸太の輸送/配達に関する文書 ● ロイヤリティ支払いに関する文書・情報 <p>サプライヤーが多くの供給元から複数の木材製品を受け取っている場合、数量と日付の「マスバランス」をとる必要があるかもしれない。例えば、搬入量と搬出量を記録した情報を要求し、数量と日付が一致しているか確認する。サプライヤーはそのような要求の十分な証拠を提供することができるはずである。</p>

出典：ATIF Legality Compliance Toolkit を翻訳

⁶⁷ Chain of custody

2) リスク評価

ATIF は、リスクを伐採地と製品のサプライチェーンレベルの両方のリスクによって総合的に評価する考え方を提示している（図 3.1）。伐採地のリスクとは、原木伐採に関連したリスクを指しており、違法伐採の頻度が高い樹種リスク、伐採地で違法伐採が発生しやすいリスク等を含んでいる。一方、サプライチェーンレベルのリスクとは、製品加工の各段階において、違法な木材が混入するリスクである。伐採地と製品のサプライチェーンレベルでのリスクが両方とも低いと考えられる場合、総合的にリスクは低いとみなすことができる。表 3.4 は、事業者の伐採地のリスク評価を支援するための情報である。

製品の複雑さ サプライチェーンリスク	高	潜在的なリスク	潜在的なリスク
	低	低リスク	潜在的なリスク
		低	高
		伐採地リスク 違法伐採の有無、樹種の違法伐採の頻度、 地域内の武力紛争	

出典：ATIF Legality Compliance Toolkit を翻訳

図 3.1 ATIF のリスク評価におけるリスクマトリクス

表 3.4 ATIF の違法伐採リスクの評価（伐採地レベル）のクイックガイド

木材の種類・起源	リスク	リスク低減措置
FSC 又は PEFC の CoC 認証施設から購入した木材・木材製品で、購入製品が認証範囲内であり、購入時の請求書・納品書に認証が記載されているもの 例： <ul style="list-style-type: none"> ● 米国/カナダで伐採されたトウヒ、マツ、モミ（spruce, pine, fir, SPF）で、FSC CoC 認証の製材所から購入した木材製品が FSC100%又は FSC ミックスである場合 ● チリで伐採されたラジャータパインで、PEFC CoC 認証の製材所由来で、購入した木材製品が PEFC 認証であるもの ● ウルグアイで伐採されたユーカリ属の木材を FSC CoC 認証の卸売業者から FSC 管理木材として購入したもの 	低リスク	不要
FSC 又は PEFC の承認する森林管理基準を満たした森林から 100% 産出された木材を使用したもの。	低リスク	不要
政府から「国別ガイドライン」が提供されており、入手可能なエビデンスがガイドラインの内容と一致している国の木材	低リスク	不要

<p>例：</p> <ul style="list-style-type: none"> インドネシアで伐採されたメルbau (Merbau) を、SVLK 証明を持つ会社が製造し、その委託品に対して有効な V-legal 書類を持つ輸出業者が輸出した場合 ソロモン諸島で伐採され、有効な輸出許可を得て輸出された Vitek 属。 カナダで伐採されたあらゆる樹種の木材 		
<p>CPI (汚職腐敗度指数)⁶⁸が 50 以上で、EU-FLEGT-VPA の施行や交渉実施おらず、武力紛争がない国で伐採されたことがわかっている樹種</p> <p>例：</p> <ul style="list-style-type: none"> チリ又はニュージーランドで伐採されたラジアータパイン カナダで伐採されたダグラスファー フィンランドで伐採されたノルウェースプルース 	低リスクの可能性 ⁶⁹ あり	ほぼ不要
<p>現在の CPI が 50 以下で、武力紛争のない国の植林地から伐採された針葉樹又は広葉樹の既知種すべて</p> <p>例：</p> <ul style="list-style-type: none"> ベトナムで伐採されたユーカリ インドネシアで伐採されたマンゴー材 (Mangifera indica) 	低リスクの可能性あり	ほぼ不要
<p>竹、籐、木材/プラスチック複合材、ポストコンシューマーリサイクル材、コルク、木製パレット、木箱のすべて</p>	規制対象外	—
<p>樹種や伐採国が不明な木材や伐採国が不明なもの</p>	低リスクの可能性は不明	必要
<p>現在の CPI が 50 以下の国で、EU と VPA の実施又は交渉段階にある国、又は武力紛争が知られている国で伐採された在来針葉樹種又は広葉樹種</p> <p>例</p> <ul style="list-style-type: none"> ブラジル産イペ (Ipe, Tabebuia spp) ロシア極東部で伐採されたエゾマツ (Jezo Spruce) 又はモンゴルナラ (Mongolian Oak) パプアニューギニアで伐採されたクウィラ (Kwila, Itsia spp.) マレーシア産メランティ (国別ガイドラインで示される文書がない場合) ソロモン諸島産ヴィテックス属 (国別ガイドラインで示されている文書がない場合) 	低リスクの可能性は不明	必要

出典：ATIF Legality Compliance Toolkit を翻訳

ATIF はリスク評価を行う上で、各質問項目に個別に回答する方法を提示しており、回答する上での確認事項を説明している (表 3.5)。質問に対する回答が「はい」(確認事項を満たす) の場合は次の質問に進み「いいえ」(満たさない) の場合は、具体的なリスクを特定し、そのリスクを低減する必要がある。

⁶⁸ <http://www.transparency.org>

⁶⁹ 「低リスクの可能性」とは、製品やサプライチェーンの複雑さのリスクを考慮した結果、違法伐採を示す他の要因がない場合のみ全体として低リスクという結論が適用されるという意味である。

表 3.5 ATIF が提示するリスク評価方法

質問	リスク評価の内容	解説
<p>原木の伐採国・地域は、違法伐採活動がほとんどないと考えられるか？</p>	<p>CPI が 50 未満であれば、伐採地レベルでの違法伐採のリスクが高いとみなされる。EU-FLEGT-VPA 交渉中の国は、違法伐採のリスクが低くないとみなされる。</p> <p>Global forest registry⁷⁰ のカテゴリー1 (合法性) で「低リスク」と記載されている国は、違法伐採の活動レベルが低い国である。(注：一部の地域のみが違法伐採と関連している「不確定リスク」として記載されている国もある)。</p> <p>Global witness⁷¹ は、森林セクターにおける違法伐採活動に関連する限られた国についての報告書を発行している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 世界には、違法伐採の発生が無視できるほど少ない地域が多くある。違法伐採の蔓延を評価することは、多くの輸入業者にとって困難であろう。推奨されるのは、既存の情報源と、CPI や供給業者、政府、独立した団体から提供される情報など、より一般的なリスク指標を用いることである。 EU-FLEGT-VPA 交渉中であることは、その国、特に在来種の違法伐採リスクが低いとは言えないことを示す指標と見なされている。
<p>製品に含まれる木材の樹種は、違法伐採のリスクがほとんどないものか？</p>	<p>製品に使用されている木材の一般名及び樹種名をウェブ上で検索し、その樹種が伐採された地域における違法伐採の問題を追跡する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 多くの種は違法伐採とは無縁であるが、違法伐採の対象となる樹種があり、リスクの指標となりうる。ただし、樹種だけではリスクの状態を結論づけることはできないかもしれない。例えば、チーク (Tectona grandis) はミャンマーのいくつかの地域で違法伐採されている。しかし、チーク材は一般的に植林地でも栽培されており、その場合は違法伐採とは無縁である。違法伐採リスクのある地域は常に考慮する必要がある。 一般的に、先進国で伐採される広葉樹・針葉樹は、原生林であれ植林地であれ、違法伐採の発生率が非常に低いため、精査する必要はない。木材資源が通常厳しく監視され、多くの場合個人所有であるプランテーション、農林業企業、森林地帯から伐採される広葉樹と針葉樹は、違法伐採に関連する可能性は低い。 伐採地の固有種で、発展途上国であり、

⁷⁰ www.globalforestregistry.org/

⁷¹ <https://www.globalwitness.org/>

		森林認証、合法性保証システムが存在しない場合は、より注意する必要がある。
伐採地での武力紛争はあるか？	Global witness 等で検索を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 武力紛争が起こっている国から木材を調達することは可能である。独立した認証や検証を受けた製品のみを調達することで、武力紛争に関連する木材がサプライチェーンに侵入するリスクを低減すると同時に、短く透明性のあるサプライチェーンを持つことを検討する必要がある。
低リスクと評価されていない木材が混在する可能性は低いのか？	主張が正当とみなされるような情報を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> 様々な産地から及び／又は、様々な種類の木材を使用する木材製品の場合、サプライチェーンが複雑になり、それに起因するリスクはより高くなる可能性がある。 木材製品に添付された情報や証拠に整合性がない場合、出所不明の材料や違法に伐採された材料と混合されたり、置き換えられたりしているリスクがある。 認証又は検証された製品を要求するというリスク低減措置が必要となる場合がある。これが実行不可能な場合、特定されたリスクをさらに検討することが推奨される。例えば、使用される木材製品のうち、違法伐採が疑われる地域からのものが占める割合。製品に使用される樹種の一つだけが全体のリスクを高めているだけかもしれないからである。
樹種、数量、質の分類は合っているか？	<p>以下の事項を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 製品の種類、品質、数量に関する記述が、サプライヤーから受け取ったすべての関連文書に記載されているか？ すべての関連文書において、製品の種が同一種であることを確認し、特定することができるか？ 	—

出典：ATIF Legality Compliance Toolkit を翻訳

3) リスク低減措置

違法伐採禁止法では、輸入者がどのようなリスク低減策を実施する必要があるかについては規

定されておらず、リスク低減措置が「リスクレベルに適切かつ比例している」ことを要求している。ATIF はこれを、「輸入者は自らの知識、経験、状況に基づき、リスクの性質に適した行動をとり、必要と思われる低減措置を採用する」と解釈し、リスク低減措置を提示している（表 3.6）。例えば、特定されたリスクを低減するために、輸入者はサプライヤーに木材が合法的に伐採されたという追加の証拠を求めたり、第三者から追加の情報を得たりする。製品が違法伐採材を含むという重大なリスクが残っている場合、輸入者は審査中の木材製品の委託を輸入しないことを選択する。ATIF は、これらは完全に輸入者の判断によるものであるとしている。

表 3.6 ATIF が提示するリスク低減措置

リスク低減措置	説明	相対的なリスク低減強度
伐採区域の監査： 伐採区域における法令遵守の確認は、机上監査、実地監査、又はその両方の組み合わせで行う。また、最も適切な方法は、その国で一般的な合法性リスクや違反の種類によって異なる。	<p>文書ベースの机上監査： 机上監査により法令遵守に関する追加情報を収集することは、合法性の評価に貢献する可能性がある。 この措置の実施は、伐採区域に関連するステークホルダー（公的機関やその他の利害関係者）とコミュニケーションする能力に依存する。また、ステークホルダーとのコミュニケーションは、遠隔で実施可能かもしれない。机上監査を選択するか否かは、その国で一般的な法令違反の種類と、最も効果的な確認方法は何かについての考察に基づく必要がある。多くの場合、以下のような情報は遠隔で収集することが可能である。</p> <ul style="list-style-type: none"> • コンセッションライセンスと伐採許可証 • 森林管理計画書類 • 輸送許可証及び輸送書類 • ロイヤリティ及び税金の領収書 • 土地所有権及び伐採区域の適切な法的登録 	<p>弱い ステークホルダーから法令遵守に関する情報を収集することで、文書に関連する特定のリスクを低減することができるかもしれない。 これは、法的側面に関するコンプライアンスを確認するための最良の方法である可能性がある。伐採区域の机上監査は、現地訪問監査より弱いと考えられる。文書と実際の資料との関連付けができることが重要である。</p>
	<p>現地訪問監査 現地監査では、伐採が関連法規に準拠しているかどうかを評価する。このプロセスには、特定されたリスクに応じて、現場での文書管</p>	<p>強い 現地訪問監査と検証は、森林レベルで特定されたリスクに対する最も強力な低減措置と考えられる。</p>

	理、利害関係者との協議、現場での検証などが含まれる。	
机上でのサプライチェーンマッピング（追加資料の請求）	<p>サプライチェーンマッピングには、木材の供給元に関する情報をサプライヤーに要求することが含まれる。追加情報を収集することで、サプライチェーン全体の概要と、サプライチェーンの事業体の材料の流れを管理・制御する能力を把握することができる。</p> <p>収集する書類には以下が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 販売書類及び税関申告書 • 輸送及び搬出許可証 • 輸出入許可証 	<p>弱い</p> <p>サプライヤーから追加情報を収集することは、特に購入する材料と文書との関連性が確立されていない場合、リスク低減効果は弱いと考えられる。</p>
現地訪問によるサプライチェーンマッピング（CoCに注目）	<p>サプライヤーが適切かつ最新の情報を提供し、加工を経た製品を追跡する能力を持つこと（CoC）を直接観察できる。審査する文書には以下のものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> • CoC システムに関する文書及びその概要 • 販売書類及び税関申告書 • 輸送・搬出許可証 • 輸出入許可証 	<p>強い</p> <p>サプライヤーの現地確認は、サプライチェーンに起因するリスクに対する強力な低減措置と考えられる。</p>
認証・合法性検証の資料の要求	<p>現地監査が実行不可能な場合、信頼できる認証又は合法性検証スキームの下で認証された製品を要求することを検討する必要がある。</p>	<p>強い</p>
サプライヤー・製品の変更	<p>リスクが低いと特定できるサプライヤーから製品を入手できない場合や認証／検証されたサプライヤーから調達できない場合、別のサプライヤーや代替品への置き換えを検討するべきである。新規サプライヤーに対しては、購入前にリスクアセスメントを実施し、対象</p>	<p>強い</p>

	製品のリスクが低いことを確認すべきである。	
--	-----------------------	--

出典：ATIF Legality Compliance Toolkit を翻訳

3-3-2-2 AFA のデュー・デリジェンス・マニュアル

オーストラリア家具協会⁷² (Australasian Furnishing Association, AFA) は、オーストラリア唯一の家具の業界団体で、デザイナー、メーカー、サプライヤー、輸入業者、小売業者等の企業や個人を含む 1 万人以上の会員を有している。AFA は、デュー・デリジェンス・マニュアル (70 豪ドル) と書き込み可能なテンプレート (輸入業者用と国産材加工業者用、それぞれ 545 豪ドル) を「Timber Due Diligence Toolkit」として、ウェブサイト上で販売している⁷³。デュー・デリジェンス・マニュアルの前文には、「家具は、違法伐採が問題となっている地域からの輸入製品への依存度が高く、サプライチェーンも複雑であることから、デュー・デリジェンス・システムの導入が重要である」としている。デュー・デリジェンス・マニュアルの内容は、政府のガイドラインを要約した基本的な内容となっているが、家具のデュー・デリジェンスの注意点や、デュー・デリジェンスのケーススタディを提示している。

1) 情報収集

AFA のマニュアルでは、「違法伐採禁止規則が求める情報は、現地訪問、電話、電子メール、アンケートへの記入など様々な方法で収集することができ、情報収集の試みと得られた情報を書面で記録することが重要である」としている。製品が違法に伐採されていないことを示す証拠の例として下記が示されており、情報の「合理的な実行可能性」を考慮して収集するとしている。

- 製品に含まれる樹種の伐採が、伐採地で禁止されているか (例えば、ローズウッド、サンダルウッド、その他のワシントン条約記載種)
- 伐採国での木材の伐採が法律で許可されている場合、その法律の要件が満たされているか
- 木材を伐採する権利に支払いが必要な場合、その支払いが行われたか
- 木材が伐採される場所に関する使用权及び保有権の法的権利を有する場合、その木材の伐採がそれらの権利を確立又は保護する法律と矛盾していないか。

2) リスク評価

AFA のデュー・デリジェンス・マニュアルでは、「木製家具、調度品などの複合製品など、複数の供給元からの木材を含む場合、それぞれのサプライヤーについてリスク評価を実施する必要がある、製品が組み立てられた状態で輸入される場合でも、それぞれの部品が低リスクであることを確認する必要がある」とし、複数の部材からなる製品のデュー・デリジェンスのプロセスを示すフローチャートを提示している (図 3.2)。製品のすべての構成要素について低リスクであることが確認できない場合、潜在的リスクを有するとみなし、適切なリスク低減措置が実施されなければならない。さらに、リスク評価の際に考慮すべき指標 (表 3.7) とリスクの分類や判断の参考例 (表 3.8) が提供されている。リスク評価において、入手可能な情報に潜在的なリスクの指標が 1 つでも示されていた場合、全体的なリスクを低いと判断することはできず、特定されたリスクを

⁷² <https://australianfurniture.org.au/>

⁷³ 発行年は不明、最終更新は 2021 年である。 <https://australianfurniture.org.au/timber-due-diligence/>

調査してリスクを低減する必要がある。

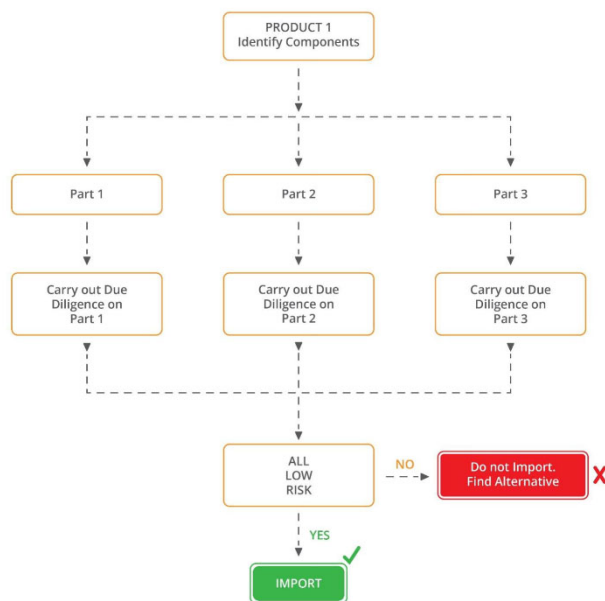


図 3.2 複合製品のデュー・デリジェンスのフローチャート
出典：AFA Timber Due Diligence Toolkit

表 3.7 リスク評価の際に考慮すべき指標

リスク	指標
伐採地及びサプライチェーンに関する低リスクの指標	<ul style="list-style-type: none"> 「木材合法性枠組」(PEFC や FSC 等の森林認証制度)の下で認証された製品で、違法伐採を示唆する他の情報がない 「国別ガイドライン」に規定された情報又は文書によって裏付けられ、違法伐採を示唆する他の情報がない 「規定されたリスク要素」のそれぞれに対して低リスクと評価され、違法伐採を示唆する他の情報がない
伐採地に潜在的リスクがある場合の指標	<ul style="list-style-type: none"> 伐採地に関する情報の欠落 伐採国の CPI が 50 未満 (CPI が低い国からの書類には特別な注意が必要) 武力紛争が多発している国 森林ガバナンスのレベルが低いことが知られている国・地域 その樹種が違法伐採にさらされていることが知られている 違法伐採を示唆するその他の情報がある
サプライチェーンレベルで潜在的リスクがある場合の指標	<ul style="list-style-type: none"> 製品に異なる樹種、又は異なる国からの複数の部品が含まれている 構成部品に関するすべての情報が入手可能でない サプライチェーンへの参加者が特定できない

	<ul style="list-style-type: none"> 製品/木材の伐採地が特定できない 木材の種が特定できない サプライヤー又はサプライチェーン参加者による違法行為の証拠がある
--	---

出典：AFA Timber Due Diligence Toolkit を翻訳

表 3.8 リスク評価の参考例

収集すべき情報	リスク要因	低リスクである場合の例	潜在的リスクがある場合の例
製品の木材部材の説明。木材が生産された木の商品名又は一般名及び/又は属名と学名を含む。	高リスク樹種の木材	アジア産のアカシアなど、植林樹種として知られているもの。	サンダルウッドなど、保護されている樹種。
製品の木材部材が伐採された国、地域及び森林又は植林地の伐採区域	高リスク地域で伐採された木材	レベルの高い森林がバナンスを持つ地域で伐採された（例：ニュージーランド）。	高リスク地域で伐採された（例：カンボジア）。
製品の木材部分が加工された国	高リスク国で加工された製品	低リスク地域で加工された（例：ニュージーランド）。	高リスクのサプライチェーン地域で加工された（例：中国）。
製品サプライヤーの情報の詳細、製品の出荷数量（容積、重量又は個数）	不正な出荷	過去に木材の合法性に関する問題がない。出荷数量が一致している。	木材の合法性に関する問題がある企業である。出荷数量が一致しない。
製品が違法に伐採されていないことを示す証拠 例：製品に含まれる樹種の伐採が、伐採国で禁止されているか。 伐採国での木材の伐採が法律で許可されている場合、その法律の要件が満たされているか	保護種の伐採	一般的に入手可能で、CITES リストにはない樹種である。	保護樹種やワシントン条約に登録されている樹種（例：ローズウッド、サンダルウッド、その他のワシントン条約掲載種）。 図面や許可証がない。
木材を伐採する権利に支払いが必要な場合、その支払いが行われたか	違法な伐採	伐採計画・許可証がある。	領収書がない。
「木材合法性枠組」が製品に適用される場合、その基準や要件に準拠していることを	違法な伐採	支払い領収書がある。	書類が不十分。 PEFC/FSC の登録簿に記録がない。

証明する、製造者に発行されたライセンスや証明書のコピー（納品書又は請求書含む）			
「国別ガイドライン」を適用する場合、ガイドラインが要求する製品に関する情報や証拠（証明書、ライセンスなど）	木材の伐採国	「国別ガイドライン」で指定されたすべての文書が入手可能であり、違法伐採に関するその他のリスク情報が存在していない	「国別ガイドライン」で指定された文書が入手できない、書類に不備がある

出典：AFA Timber Due Diligence Toolkit を翻訳

3) リスク低減措置

AFAのマニュアルでは、リスク低減措置として以下を挙げている。

- 製品に関する詳細な情報を入手する
- サプライチェーンの机上監査の実施
- サプライチェーンの現地監査の実施
- 第三者によるサプライチェーン監査の実施
- 森林伐採区域の現地監査の実施
- 第三者による森林伐採区域の現地監査の実施
- 低リスクのサプライヤーに変更
- 低リスクの製品に変更

AFAは、「最終的にリスクを低く抑えることができない場合は、製品を輸入してはならない。リスクの低い代替サプライヤーや製品を探さなければならない」と明記している。リスク低減措置は、それぞれのリスクに対する低減強度ごとにまとめられている（表3.9）。

表 3.9 低減強度ごとのリスク低減措置

リスク	低減強度		
	低	中	高
製品に高リスク樹種が含まれている（例：ローズウッド）	<ul style="list-style-type: none"> • 木材が合法的な供給源由来かどうかを確認する • 許可証の情報を求める 	<ul style="list-style-type: none"> • 輸出時に CITES 許可証を得るよう依頼する • 合法性証明書を提示できる代替サプライヤーを探す 	<ul style="list-style-type: none"> • 森林認証製品を要求する • リスクの低い代替種に置き換える
高リスク国で加工された製品	<ul style="list-style-type: none"> • サプライヤーの詳細情報を求める • 許可証に関する情報を求める • サプライヤーの信頼性をチェッ 	<ul style="list-style-type: none"> • 該当国の合法性制度の対象となる木材に変更する 	<ul style="list-style-type: none"> • 森林認証製品を要求する • 低リスク国のサプライヤーに変更する

	クする		
製品に絶滅危惧種が含まれている（例：エボニー）	<ul style="list-style-type: none"> CITES 許可証を要求する 	<ul style="list-style-type: none"> 現地監査を実施する 現地当局にコンタクトし、CITES 許可証の確認を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> 低リスク樹種に変更する
生産国に武力紛争がある	<ul style="list-style-type: none"> 伐採地域が紛争と関係しているかを確認する 	<ul style="list-style-type: none"> 森林認証されたサプライヤーを探す 	<ul style="list-style-type: none"> 他の地域からの製品に変更する
複数の部品、樹種を含む複雑な製品（例：家具）	<ul style="list-style-type: none"> それぞれの部品のサプライチェーンに係る追加情報の収集 	<ul style="list-style-type: none"> より単純なサプライチェーンの製品と代替する 	<ul style="list-style-type: none"> 森林認証製品に変更する

出典：AFA Timber Due Diligence Toolkit を翻訳

4) ケーススタディ

AFA のデュー・デリジェンス・マニュアルでは、「ケーススタディ」を 3 件紹介している。デュー・デリジェンスになじみのない事業者に対して、デュー・デリジェンスで何を実施するのかという全体像を端的に示す例である。

(1) ケーススタディ 1：複合製品のリスクアセスメント

フレダ氏は、会社が新しく輸入する予定のテーブルのリスク評価を行うよう依頼された。サプライヤーから必要な情報を収集した後、彼女はリスク評価実施の準備を開始した。この製品には 2 種類の木材が使われていた。1 つは骨組みに使われている木材、もう 1 つは外装に使われている化粧板ベニア材であった。彼女はそれぞれの樹種についてリスク評価を実施する必要があると判断した。この製品は、オーストラリア政府が提示する「木材合法性枠組」や「国別ガイドライン」の対象ではないため、「規定されたリスク要素」を使用してリスクを評価した。彼女は、その地域での違法伐採の蔓延や存在する種、伐採地での武力紛争など、両方の樹種に関する入手可能な情報を検討し、必要な情報はすべて見つけることができた。また、業界内の知人にも相談したが、このテーブルに違法伐採材が含まれていることを示唆するような問題は見つからなかった。会社のリスクマトリックスを参照した結果、サプライチェーンと伐採地に関するリスクは低く、製品全体のリスクは低いと結論した。彼女はその結果を記録し、購買部門にテーブルの輸入を許可するよう伝えた。

(2) ケーススタディ 2：マレーシア製の椅子のデュー・デリジェンス

ABC 社は、オーストラリア市場で販売するために、マレーシアから椅子を輸入することを決定した。同社は違法伐採禁止規則を認識しており、文書化されたデュー・デリジェンス・システムを構築している。コンプライアンス・マネージャーのブライアン氏はこのシステムの管理を担当し、マレーシアの Mr Big Chair 社の椅子に関するデュー・デリジェンスを実施するよう依頼された。彼はまず、その椅子が規制対象木材製品であるかどうかを、製品の関税コードを調べて、違

法伐採禁止規制の別表 1 から判断した。関税コードは 9401.61.00 で、規制対象木材製品であるため、輸入前に製品に関するデュー・デリジェンスを行う必要があった。

デュー・デリジェンスの第一歩として、彼はマレーシアの Mr Big Chair 社に、オーストラリアの規制を遵守する必要性を伝える手紙と、サプライヤー・アンケートを送付した。3 週間後、彼はアンケートの回答を受け取り、評価を開始した。まず、アンケートのすべての項目に回答があることを確認した。次に、違法伐採禁止規則で提供されているリスク評価経路のうち何を使用するかを検討した。この製品は「木材合法性枠組」(FSC や PEFC) の下では認証されていないが、Mr Big Chair 社が購入する木材の合法性書類を所持していたことから、マレーシアの「国別ガイドライン」を使用することにした。それによれば、この椅子の合法性を証明する重要な文書は、マレーシア木材産業委員会 (Malaysian Timber Industry Board, MTIB) への登録書と適切な税関申告書、税関からの輸出許可書である。彼が Mr Big Chair 社に連絡すると、彼らは喜んで書類のコピーを送ってくれた。彼は、リスク評価を完了させるために、他のすべての情報を検討した。この製品は、違法伐採が懸念される樹種とはみなされていないゴム材から作られていたが、しかし、マレーシアの CPI が 47 であるため、合法性文書の有効性に問題がある可能性があると考えた。このリスクを低減し、登録が有効であることを確認するため、彼は MTIB に連絡し、Mr Big Chair 社がオーストラリアへの製品輸出のために登録されていることを確認した。他のすべての情報も検討した後、彼は会社のリスクマトリックスを参照し、この椅子が違法伐採材を含むリスクは、伐採地とサプライチェーンにおいて低く、全体的なリスクは低いという結論に達した。彼は、リスクが低いという結論に至る過程と根拠を文書化し、リスク評価を完了させた。

(3) ケーススタディ 3：ハイリスク製品

ハリー氏は、輸入を検討している新しいキャビネットのリスク評価を実施している。サプライヤーから記入済みのサプライヤー質問表を受け取り、リスク評価を開始した。サプライヤーはキャビネットに使用されている樹種の情報を完全に提供しておらず、木材の伐採地の詳細も提供していなかった。サプライヤーを訪問し不足している情報を確認すると、サプライヤーは「サプライチェーンには多くの段階があるため木材の伐採地は分からない」、「ランダムな樹種の混合ロットであるため木材の樹種は不明である」、「これ以上の情報収集の手助けできない」と告げた。さらに、そのキャビネットが製造されている場所の周辺地域で、違法伐採の事例があることが明らかになった。ハリー氏は、他にこれ以上の低減措置を講じることができないと考え、自社のリスク評価マトリックスを参照し、「伐採地とサプライチェーンに高いリスクがある」と評価した。ハリー氏は、最終的に、「このキャビネットには違法伐採木材が含まれている可能性があり、違法な製品を輸入した場合に適用される重大な罰則のリスクを会社に負わせることはできない」と結論し、その結果を記録し、購買担当に輸入を行わないよう伝えた。

4 欧州連合 (EU)

4-1 概要

過去の林野庁によるクリーンウッド法関連の情報収集事業において、欧州連合 (EU) に関する情報は、令和 2 年 (2020) 年に公表された「平成 30 年度林野庁委託事業「クリーンウッド」利用推進事業のうち追加的措置の先進事例収集事業報告書報告書」⁷⁴ (以下、平成 30 年度報告書) にまとめられ、林野庁「クリーンウッド・ナビ」で公開されている。

EU 木材規則⁷⁵ (EU Timber Regulation, EUTR) は、木材の合法性を確保するための EU 加盟 27 か国及びノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン (欧州経済領域、EEA) 共通の政策枠組であり、木材・木材製品を EU 域内市場に最初に出荷する事業者の義務、並びに取引業者の義務を定めている。加盟国は EUTR に従い、国内で法制度と体制を整備し施行している。

EUTR の制度の詳細については平成 30 年度報告書で解説されており、本事業ではその更新状況について調査を実施し、2022 年 12 月末現在の情報に更新したものである。EUTR については、変更点はなかったが、本章では以下の 3 点について報告する。

- EU 理事会の決定と世界の森林保護と回復に関する専門家グループによるガイダンス
- EUTR と FLEGT 規則の適合性評価
- EUTR に代替する規則として審議が進んでいる「森林減少防止に関する規則⁷⁶ (以下、EUDR⁷⁷)」の審議状況と法案内容

4-2 違法伐採対策関連法令の更新情報

EUTR には修正や更新は確認されなかったが、EU 理事会 (Council of European Union) によって、ロシア材とベラルーシ材の輸入禁止措置に関する決定が行われた。また、世界の森林保護と回復に関する専門家グループによって、ブラジル、ミャンマー、ウクライナからの輸入木材のデュー・デリジェンスに関するガイダンスが公表された。以下は、それぞれのガイダンスの要約である。

4-2-1 EU 理事会の決定

4-2-1-1 ロシア材の輸入禁止措置

ロシアに利益をもたらし、ウクライナ情勢を不安定にすることから、EU 理事会は 2022 年 4 月 21 日に、ロシア原産及びロシアからの CN44 類⁷⁸ (木材、木材製品、木炭) の EU への直接・間

⁷⁴ <https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/pdf/r1/r1report-tuika.pdf>

⁷⁵ Regulation (EU) No 995/2010 of the European Parliament and of the Council of 20 October 2010 laying down the obligations of operators who place timber and timber products on the market. <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32010R0995>

⁷⁶ Regulation on the making available on the Union market as well as export from the Union of certain commodities and products associated with deforestation and forest degradation and repealing Regulation (EU) No 995/2010.

⁷⁷ EUTR に倣って、EUDR (EU Deforestation Regulation) と呼ばれることが多い。

⁷⁸ CN (Combined Nomenclature) : EU 内で使われる合同関税品目分類表で、HS コードに相当する。

接的輸入、購入及び輸送の禁止を決定した（EU 理事会規則 2022/576 of 8 April 2022⁷⁹）。ただし、2022 年 4 月 9 日以前に契約が結ばれ、2022 年 7 月 10 日までに実施されるのであればこの禁止の適用外とされた。

4-2-1-2 ベラルーシ材の輸入禁止措置

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻にベラルーシが関わっていることから、EU 理事会は 2022 年 3 月 2 日に、ベラルーシ原産及びベラルーシから CN44 類（木材、木材製品、木炭）の EU への直接・間接的輸入、購入及び輸送の禁止を決定した（EU 理事会規則 2022/355 of 2 March 2022⁸⁰）。ただし、2022 年 3 月 2 日以前に契約が結ばれ、2022 年 6 月 4 日までに実施されるのであれば、この禁止の適用外とされた。

4-2-2 専門家グループのガイダンス

EU 各国と欧州委員会が連携し、EUTR の遵守と、EU 内での EUTR と森林法の施行・ガバナンス・貿易（FLEGT）規則の均一な実施を図るため、EU 各国の EUTR 管轄官庁⁸¹（Competent Authority, CA）などをメンバーとする「世界の森林保護と回復に関する専門家グループ⁸²（以下、専門家グループ）」が組織されている。専門家グループでは、加盟国の管轄官庁による進捗状況等の情報交換や、EUTR 実施のためのガイダンスの開発等が行われる。専門家グループは、2020 年 12 月に、リスクが懸念されるブラジル、ミャンマー、ウクライナからの輸入木材のデュー・デリジェンスに関する結論を公開した⁸³。このガイダンスには法的拘束力はないが、EUTR に関する管轄官庁の共同解釈を事業者の説明するものである。以下はそれぞれの文書の要約である。

4-2-2-1 ブラジルからの木材輸入に関する専門家グループの結論

ブラジルのアマゾン流域の森林管理地域の天然林で伐採された高価な木材（特にイペ）については、伐採可能量の誤認、サプライチェーンのトレーサビリティの欠如、汚職等の現状報告を鑑みると、特別なリスク低減措置が取られていない限りは違法性リスクを無視できないと考えるべき、と専門家グループは結論づけている。そのため、事業者のデュー・デリジェンスでは、リスク低減措置として、伐採可能量の信頼性と、サプライチェーンのトレーサビリティの完全性に関する事実関係の独立した検証が必要となる。独立した検証を行う団体は、適切なレベルのリソースと適切な科学的能力及び専門知識を有し、利益相反の状況にないことを実証する必要がある。さらに、検証は、Embrapa（ブラジル農業研究公社）、ProManejo（持続的森林管理支援プロジェクト）、IBAMA（ブラジル環境・再生可能天然資源院）が承認するような実績のある方法論⁸⁴に基

⁷⁹ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32022R0576>

⁸⁰ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32022R0355>

⁸¹ 平成 30 年度報告書 2-2-7 章参照。

⁸² 正式名称：Commission Expert Group/Multi-Stakeholder Platform on Protecting and Restoring the World's Forests, including the EU Timber Regulation and the FLEGT Regulation

⁸³ <https://ec.europa.eu/transparency/expert-groups-register/screen/meetings/consult?lang=en&meetingId=23097&fromExpertGroups=true>

⁸⁴ 原文では「Manual on Field Checks and Forest Management Plans” produced by Embrapa, Promanejo and IBAMA, 2006」が紹介されている。

づくものである必要があり、文書検証のみでなく現地訪問を含むべきである⁸⁵。最終的な結論として、デュー・デリジェンスで特定されたすべてのリスクに対処するために必要なリスク低減措置を実施することが不可能な場合、又はそれを実施しても違法性のリスクが無視できない場合は、事業者は木材を EU 市場に出すことを控えるべき、としている。

4-2-2-2 ミャンマーからの木材輸入に関する専門家グループの結論

ミャンマーからの輸入材（特にチーク材）のリスクが懸念されている。ミャンマーの森林法等の法律の透明性や整合性の欠如、国内において違法伐採で押収された木材が合法木材として流通できる制度、政府の執行能力の低さや汚職の蔓延、国内における武力紛争等がその理由として挙げられている。EUTR の施行以来、事業者は、デュー・デリジェンスの実施にあたって、完全なリスク評価を実施するために必要な適用法令とその他の関連文書や情報にアクセスできない状態であり、デュー・デリジェンスを完全に実施することができていないとしている。したがって、ミャンマーから輸入されるすべての木材について、違法伐採リスクは無視できず、適切なリスク低減措置をとることができない状況が続く限り、事業者は、ミャンマーで伐採されたすべての木材と木材製品を EU 市場に流通させることを控えるべきであると結論づけられた。

4-2-2-3 ウクライナからの木材輸入に関する専門家グループの結論

EU は、2017 年と 2018 年ウクライナに専門家を派遣し、林業分野の問題点を調査した。その結果、ウクライナでは公共部門の汚職の問題によって、森林管理制度が適切に機能しておらず、伐採から輸出までのすべての段階で偽造文書が問題となっており、合法性を証明する書類があるにもかかわらず、実際には違法に伐採された木材であることが大きな問題であることが指摘された。さらに、FSC (Forest Stewardship Council, 森林管理協議会) 認証のような独立した基準は汚職に対処するために作られたものではなく、ウクライナにおける汚職の蔓延によって、FSC 認証が十分に機能していない問題も指摘されてきた。そのため、原産地証明書を含む公的文書やそれに依拠した電子木材追跡システムだけでは、リスクを低減することはできず、書類の信ぴょう性と現場の状況とを比較検証するために、追加的なリスク低減措置を講じる必要があり、リスク低減策として FSC やその他の民間の第三者検証スキームを単独で使用してもリスクが無視できるようになるとは限らないとしている。適切なリスク低減措置を実施することが不可能な場合、又は、適切な措置を講じたとしても木材の出荷に関連する汚職や違法行為のリスクが無視できない場合は、事業者はその製品を EU 市場に投入することを控えるべきであると結論づけている⁸⁶。

4-2-3 EUTR と FLEGT 規則の適合性評価

2021 年 11 月に、EUTR と FLEGT (Forest Law Enforcement, Governance and Trade) 規則⁸⁷の適合性をレビューする「フィットネス・チェック (fitness check, 適合性評価)」と題された報告書

⁸⁵ つまり、事業者自身によるサプライチェーン監査では不十分であり、第三者による現地訪問による監査が必要であると理解できる。

⁸⁷ Council Regulation (EC) No 2173/2005 of 20 December 2005 on the establishment of a FLEGT Regulation licensing scheme for imports of timber into the European Community;4 and the Commission Regulation (EC) No 1024/2008 of 17 October 2008. <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A32005R2173>

(以下、適合性評価報告書)が発行された⁸⁸。

FLEGT 規則は、2005 年に発効され、EU と木材生産国との間の自主的パートナーシップ協定 (Voluntary Partnership Agreement, VPA) を規定している。VPA は二国間貿易協定であり、特にパートナー国において合法的に生産された木材とみなされるものの定義、パートナー国が合法的に生産された木材と木材製品のみを EU に輸出すること、パートナー国がそのために木材合法性保証システム (TLAS) を構築すること等が記載されている。運用システムを導入した VPA 国は、FLEGT ライセンスの対象となる木材・木材製品のみを輸出することを約束する。有効な FLEGT ライセンスの対象となる木材製品は、EUTR の要件に適合しているとみなされる。

この適合性評価は、以下のように定められた義務に対応するものとなっている。

- EUTR 第 20 条：2015 年 12 月 3 日までとその後 6 年毎に、欧州委員会がこの規則の機能と効果を見直すことを定めている。
- FLEGT 規則第 9 条：2021 年 12 月までとその後 5 年ごとに、欧州委員会が規則の機能及び有効性を見直すことを定めている。

EUTR と FLEGT 規則の適合性評価は、両規則の違法伐採と関連取引を防止し、違法に収穫された木材と木材製品の EU 市場への流入を防止するという共通の目的に対し、両規則が適しているのかを評価することを目的としている。両規則は、木材の伐採と取引の供給側 (FLEGT 規則) と需要側 (EUTR) にそれぞれ対応することで相補的であることから、1 つの適合性評価報告書にまとめられた。適合性評価報告書では、両規則を、1) 効果、2) 効率性、3) 一貫性、4) 関連性、5) EU にとっての付加価値、という 5 つの観点から分析が行われ、最後に 6) 教訓 (Lessons learnt) を提示している。以下に適合性評価報告書の概要をとりまとめた。

1) 効果

EUTR と FLEGT 規制が、違法伐採木材の EU 市場への流通を阻止するという目的に対して、何らかの影響を与えていることは明らかであるが、その全体的な成果を確実に定量化することは困難であり、両規制が世界の違法伐採にどの程度大きな影響を与えたかを結論づけることは難しい。

(1) EUTR の効果

EUTR が世界的に違法伐採量を減少させたという明確なデータが存在しないため、EUTR を実施しなかった場合と比較した EUTR の違法伐採対策としての効果については明確な結論を導き出すことはできない。推測できるのは、もし輸入木材製品の大半が EUTR で定められたデュー・デリジェンス要求事項に従って輸入されているのであれば、EU 市場に出回る違法木材製品の量は減少しているはずだ、ということである。しかし、違法木材が EU 以外の市場に出回るようになっ

⁸⁸ 正式タイトル：FITNESS CHECK on Regulation (EU) No 995/2010 of the European Parliament and of the Council of 20 October 2010 laying down the obligations of operators who place timber and timber products on the market (the EU Timber Regulation) and on Regulation (EC) No 2173/2005 of 20 December 2005 on the establishment of a FLEGT licensing scheme for imports of timber into the European Community (FLEGT Regulation) . <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52021SC0328&qid=1673811664732>

た可能性は残る。また、デュー・デリジェンス義務によって伐採地の適用法令に違反していないことを証明するための情報収集は、サプライチェーンのすべての関係者にプレッシャーを与えているとも言える。

デュー・デリジェンス制度の機能と有効性については、特に各加盟国の EUTR の施行において、多くの課題が確認されている。

- デュー・デリジェンス・システムは、主に大規模な事業者によって適用されている。小規模事業者は、デュー・デリジェンス・システムの開発と実施に関する義務の認識や理解が限定的であることから、デュー・デリジェンスをあまり実施していない。
- EUTR のデュー・デリジェンス規定で使用されている「無視できるリスク」という概念が主観的であるため、事業者・管轄官庁・裁判所等が、「リスクは無視できる」という判断を下すことを困難にしている。
- すべての加盟国が EUTR を実施するための国内法的枠組を確立しているが、それが規定する執行内容や程度はそれぞれ異なっている。事業者は、EUTR が加盟国によって施行される厳しさ（例：チェックの回数、罰則のレベル等）に違いがあることをはっきりと認識しており、それが、事業者のリスクの高い木材を施行の緩い加盟国を経由して輸入しようとする動きにつながっているという証拠が存在する。
- 一部の管轄官庁では、検査の有効性が税関との正式な協力関係の欠如によって妨げられている。すべての事業者と木材・木製品の輸入に関する基本データがなければ、効果的かつ効率的なリスク分析ができない。管轄官庁が税関データにアクセスできる加盟国では、リスクに応じた検査計画や効率的な検査が期待できる。
- 監視団体⁸⁹ (Monitoring Organization, MO) は、当初設計された、事業者を支援する仕組みとして機能していない。事業者による重大な違反や繰り返される違反を MO が管轄官庁に通知する義務があることは、1つの理由と考えられる。また、MO の監査を利用していても、管轄官庁の検査で問題を指摘されるケースもいくつか存在していた。MO として認定された組織の監査サービスの利用が非常に限られていることから、MO がコンサルタントとして契約し活動していることが多いことも問題である。

EUTR は、上述した制度設計や施行上の弱点に阻まれているとはいえ、全世界を対象としていることから、有効性と効率性の両面で有望であるという結果がある。EUTR は、他の非 EU 諸国（オーストラリア、韓国、日本など）における需要サイドの法整備にも影響を与えた。米国では、既存の法律（レイシー法）を拡張し、EUTR と同様に輸入木材が対象に含まれるように改正が行われた。

貿易データによると、EUTR 実施期間中、EU 域内貿易（EU 域外からの輸入よりも一般に低リスク）と「低リスク」国からの輸入の増加は小さく、貿易パターンがより透明性の高い国へ大きく変化したとは言えない。実施期間中に問題が具体的に確認された国（ウクライナとミャンマー）からの輸入を具体的に見てみると、後者の場合は輸入が継続され、実際には増加していた。しかし、貿易データの差分分析では、EUTR が EU への違法伐採木材の輸入を 12-29%減少させたと暫定的に結論付けられる結果が得られている。

⁸⁹ 平成 30 年度報告書 2-2-9 章参照。

事業者がデュー・デリジェンス要件を満たすために十分な情報を得ることは困難である。しかし、ほとんどの関係者は、EUTR が木材サプライチェーン（特に樹種と伐採地に関して）の情報や文書の入手可能性に前向きな変化をもたらし、透明性を向上させたと考えている。

(2) FLEGT 規則の効果

FLEGT 規則については、多くの課題が確認されている。VPA は森林ガバナンスの改善やステークホルダーの参加強化という点で好ましい結果をもたらしたが、VPA の交渉と実施の進展は非常に遅く、違法木材の EU 市場への流通を阻止し世界的に違法伐採を減らすという点で、その効果を示す明らかな証拠はない。

FLEGT 規則は、VPA プロセスに関与する国の数が限られていることからみても、その目的を果たしているとは言えない。15 年以上に渡って VPA 交渉が実施されてきたが、VPA プロセスに関与している 15 か国のうち、FLEGT ライセンス制度を導入しているのはインドネシア 1 か国のみである。さらに、EU の貿易相手国上位 10 か国のうち、VPA プロセスに関与しているのは 1 か国だけである。2018 年に FLEGT ライセンスの対象となった木材製品は、EU の木材輸入のわずか 3% に過ぎない。VPA 対象国全 15 か国を合わせても、EU の木材輸入総額の 9% を占めるに過ぎない。EU にとって重要な輸入元のうち高リスクとされる国の多く（ロシア、ウクライナ、ブラジル等）は、VPA プロセスへの関与に関心を示していない。

VPA のプロセスは複雑で、長期に及び、多くの課題を抱えている。EU が提示する TLAS (Timber Legality Assurance System) に対する厳しい条件が相手国にとっては対応が困難であること、さらに相手国の脆弱なガバナンスシステム、組織能力や政治的意思の欠如、汚職の蔓延、合意形成の難しさなど、交渉や実施プロセスの長期化の要因は数多く存在する。おそらく一番の問題点は、VPA プロセスを国内レベルの改革プロセスと統合するための政治的意思であろう。一歩踏み込んだ変化が求められることが多く、それによって損失を被るステークホルダーが存在するため、進展を促すには強いリーダーシップが必要となる。

インドネシアは 2016 年に FLEGT ライセンスの発行を開始した。インドネシアにおけるライセンス発行のプロセスは、VPA の目的通りに機能していると報告されているが、完全なわけではない。また、インドネシアの経験から、一旦導入された VPA は相手国の政策や政治的な変化から大きな影響を受けることも明らかになった。インドネシアから EU への輸出は、ライセンス発行開始以来増加している。VPA に関与している国については、プロセスへの関与が違法伐採の減少につながったという証拠は限定的で、ほとんどの VPA 国は依然として「高リスク国」と評価され、多くの場合、森林減少が急速に進み、変化の兆しはない。しかし、VPA 国が、ガバナンスの改善、市民社会の参加の強化、既存の定義や法律の明確化などの改善を実施している証拠も存在する。

2) 効率性

(1) EUTR の実施に伴うコスト

EU 加盟国からの報告では、EUTR のデュー・デリジェンス要件の対象となる EU 内の輸入事業者数は 142,825 社である。輸入事業者の EUTR 遵守コストの推定値は、年間 71 - 1,071 ユーロの範囲である。EUTR の実施に管轄官庁が利用できる人的・財政的資源は、加盟国によって大き

く異なっている。人的資源では、わずか 0.125 人（ルクセンブルク）から 601 人（イタリア）までの範囲に及んでいる。大半の加盟国では、輸入業者に対する検査のために 1～10 人のフルタイムスタッフを配置しており、これによって輸入額の大部分の検査の実施をカバーできているようである。

(2) EUTR の長所

認識されている EUTR の長所の一つは、サプライチェーンの透明性への影響である。情報の入手可能性とその流れが良くなると、伐採の合法性確認の実施は、サプライチェーンを遡ったさらに上流のサプライヤーにも圧力をかけることになる。このことから、EUTR は、違法伐採問題に対する認識を高めるのに役立っている。EUTR は大多数の加盟国と大規模な事業者にとっては効率的であると考えられる。

(3) FLEGT 規則施行に伴うコスト

FLEGT 規則の中心となる手段を完全に実施するためのコストは、「開発」と「機能」の 2 つの categories に分けられる。開発コストは、2004 年以降、VPA の準備、交渉、実施に対する EU と EU 加盟国の投資総額の 15 億ユーロと推定される。これに加えて、VPA パートナー国も国家レベルで投資を行ったと考えられるが、定量化は困難である。機能コストとしては、ライセンスシステムの運用に関するものである。インドネシア、EU 加盟国の税関、輸入事業者が年間約 35,000 件のライセンスを処理するのにかかる総費用は、インドネシアにおける森林地域の認証のための支援と費用を含めて、合計 1,150 万ユーロで、ライセンス発行 1 件あたりのコストは約 330 ユーロである。

(4) FLEGT 規則の長所

最もよく言及される FLEGT 規則の長所は、VPA の導入とそれに伴う政策対話のプロセスを通じたガバナンスと法の改善である。また、ステークホルダーや市民社会の関与の強化、キャパシティビルディングも同様によく言及される長所である。FLEGT 規則の違法伐採に対する影響に関しては、FLEGT 規則が正の影響を与えたと結論づけることはできず、従って、FLEGT 規則は効率的とは言えない。

3) 一貫性

EUTR は内容的には一貫していると考えられるが、主要な定義や概念が不明確であることが、国内法における解釈と実施において、重大な課題となっている。特に、「無視できるリスク」の定義には深刻な問題があり、デュー・デリジェンス要件の国内法上の解釈、検察官や裁判所による理解と解釈が困難な状況になっている。このことが、EU 加盟国の管轄官庁による法執行、起訴、最終的には裁判所による判決を追求することを困難にしている。

FLEGT 規則も、内容的には一貫性があると考えられる。すべての VPA が含まなければならない最小限の要素（EU の定義に沿った合法性の定義など）が存在している。しかし、VPA の正確な範囲等は交渉の中で決定されるため、EU 加盟国の税関当局、EU の事業者にも混乱をもたらす可能性がある。

EUTR と FLEGT 規則の間では、一貫性が十分に保たれていない分野がある。特に、製品の範囲がそれぞれ異なっており、より多くのライセンス制度が運用されるようになると問題が生じる可能性がある。

FLEGT ライセンスが EU の事業者の木材輸入のコストを削減しているという強い証拠が存在する。EU の事業者の中には、デュー・デリジェンスを実施するよりも一般的にコストが低いため、FLEGT ライセンスを活用した輸入を好む事業者も存在するだろう。しかし、事業者にとっては、FLEGT ライセンスを利用できることは、輸入先を選定する際の一要件にすぎず、EUTR のコンプライアンス・コストを削減できている事業者は限られている。

EUTR と FLEGT 規則は、より広い EU の政策と概ね整合している。FLEGT 規則は、EU の貿易政策等と一貫性があり、持続可能な開発、社会的安全基準、コミュニティの権利、環境の尊重の促進に貢献するものである。EU における気候変動対策と生物多様性の損失対策の野心の高まりは、EUTR と FLEGT 規則との関連性に課題を投げかけているが、現在のところ、EU の環境政策との整合性をめぐる実質的な問題は提起はなされていない。また、ワシントン条約や生物多様性条約等の国際的な規制枠組とも大筋で一致している。

4) EU のニーズとの関連性

EUTR と FLEGT 規則では、合法性は持続可能性に必要なファーストステップとみなし、伐採が森林減少や森林劣化の速度に及ぼす影響よりも伐採の合法性に焦点を当て、対象を木材関連製品に限定しているという。この点からすれば、「世界レベルでの森林減少や森林劣化の抑止に貢献する」という EU の明確な政策目的の達成には部分的にしか寄与しないといえる。

EUTR が対象製品範囲を拡大することでその効果を高めることができるかもしれないが、実質的な焦点が合法性を超えたものに変更されない限り、規制によるコストを上回る効果をあげられるかどうかについては不確実である。EUTR では、EU に拠点を置くすべての事業者にデュー・デリジェンス義務が課せられているため、貿易相手国の変化などに柔軟に対応することができる。しかし、FLEGT ライセンス制度は、輸出国との 1 対 1 の VPA に基づくものであり、新たな課題への適応も相手国との交渉が必要となることから、変化に対応できない。

5) EU にとっての付加価値

EUTR は、特に多国間の協力と学習を可能にし、より広範な政策の一貫性を確保したことによって、EUTR が実施されなければ起こらなかったであろう成果をあげたという証拠がある。EUTR が EU 全体で違法伐採木材輸入を規制したことは、事業者に公平な競争条件をもたらしたが、EU 加盟国の執行レベルが多様であることによって、EUTR の可能性を十分に発揮することが制限された。

FLEGT 規則では、インドネシアとの VPA の成功とライセンス発行は、各 EU 加盟国レベルの行動では達成できなかったと考えられ、EU で取り組む価値があったと考えられる。しかし、現在、FLEGT ライセンス発行まで進んだ国は 1 か国に限られており、FLEGT 規則の課題となっている。

6) 教訓

適合性評価は、EUTR と FLEGT 規制が世界の違法伐採と関連取引に与える効果について、限られた証拠しか見出すことができなかった。実施に関しては、特に FLEGT 規則で、その有効性と効率性に関して多くの課題が確認された。しかしながら、両規則によって、違法伐採問題に対する意識は高まり、国際的にも違法伐採に対処することが支持され、その結果、他の国々が違法伐採木材の取引に反対する法律を採用するようになった。

(1) EUTR に関する教訓

- EUTR のようなデュー・デリジェンスに基づく規制は、他の政治的文脈においても、改良され適応されれば、目的に適うものになる可能性がある。
- EUTR の下で事業者が満たさなければならない要件を明確化する必要がある。そうすることで、事業者のコンプライアンスが向上し、公平な競争の場が確保され、各国の法廷での執行も容易になる。同様に、コンプライアンス違反についても、より明確に定義する必要がある。
- リスクのある製品を調達することや違反を繰り返すことに対する高額な罰金や厳しい行政処分は、事業者とその顧客にとって高い経済的コストとなる。
- 税関当局の役割をより明確にし、税関当局と検査当局の相互関係をより明確にすることは、EUTR の改善につながる。
- デュー・デリジェンスの要件は、森林所有者から国際企業まで、事業者の規模や実施する活動に関係なく実施することが可能である。
- デュー・デリジェンスは、リスクの高い国から調達していたり、加工度の高い製品や複数の原材料からなる製品、複雑なサプライチェーンを有する製品を取り扱う企業、特に中小企業にとって、より大きな負担となっている。
- デュー・デリジェンスの概念に対する共通理解は限定的である。特にデュー・デリジェンスの中核となる定義（EUTR の場合は「無視できるリスク」と「適切な」リスク低減）に課題がある。解決のためには、EUTR に追加的なツールを記述することが必要かもしれない。
- デュー・デリジェンスがよく理解されている場合でも、収集した情報が信頼でき、汚職等における文書虚偽がないことを確認する等、完全に検証を行うことは、事業者にとってかなりの困難が伴う。
- 管轄官庁と税関当局の間の緊密な協力が必要である。税関の役割は、より強化され、より正確に定義される必要がある。
- デュー・デリジェンスに関する情報やガイダンスの改善は、事業者や検察・裁判所を含む当局にとって必要である。
- 製品範囲を更新し、木材以外の林産物と再生・再利用木材繊維を含める必要がある。
- MO が期待通りに機能していないことが明らかになった。

(2) FLEGT 規則に関する教訓

- FLEGT 規則の効果は、FLEGT ライセンスを発行しているのがインドネシアのみであることから、かなり限定的だと考えられるが、違法伐採とそれに関連する取引を防止するための協力と関係者の関与は増加している。
- VPA 交渉と実施のための設計とプロセスを懸念して、EU の主要な貿易相手国は VPA プロセスに関与することを避けている。

- VPA 交渉と実施は複雑で長期間に渡ること、多くのパートナー国の能力的、リソース的な制限、弱いガバナンス、高い腐敗のリスクによって、将来的に枠組を変更したり、さらに発展させたりすることは困難であると考えられるため、短期的にも中期的にも、FLEGT 規則の目的を達成することは困難である。

4-2-4 森林減少防止に関する規則案（EUDR 案）

4-2-4-1 EU における立法プロセス

2022 年 12 月現在、EU では、EUTR に代替する新たな規則となる「森林減少防止に関する規則⁹⁰（EUDR⁹¹）」の審議が行われている。EU の立法プロセスには、基本的に「欧州委員会（European Commission）」、「EU 理事会（Council of the European Union）」と「欧州議会（European Parliament）」の 3 機関が関与する。各機関の概要と立法プロセスにおける役割を表 4.1 に示す。立案や法案の提出などの役割は、欧州委員会が担う。通常の立法手続きにおいては、欧州委員会が提案した法案を欧州議会と EU 理事会がそれぞれ審議し、必要に応じて修正を行い、合意する⁹²。EUDR の審議もこれに従って進んでいる。

表 4.1 EU の立法プロセスにおける主要機関と役割

組織	概要と役割
欧州委員会（The European Commission）	欧州委員会は EU の行政執行機関として、法令の立案、政策の施行、法の執行、国際条約の交渉などを行う。
EU 理事会（The Council of European Union）	加盟国政府の閣僚で構成され、かつては閣僚理事会とも呼ばれた。主たる役割は EU の法律を成立させることで、通常は欧州議会と立法権限を共有する。
欧州議会（The European Parliament）	5 年ごとの直接選挙で選ばれる議員で構成される。欧州市民の利益を代表する機関で、EU の活動を監督するほか、法令を制定する権限を EU 理事会と共有する。

出典：EU MAG⁹³

4-2-4-2 EUDR 案の経緯と審議状況（2022 年 12 月末時点）

気候変動緩和と生物多様性保全の観点から、EU は圏内の消費と生産によって引き起こされる森林減少と森林劣化を抑制することを目的に EUDR の策定を進めている。この提案は、欧州委員会が 2019 年に発表した政策文書「EU Communication（2019）on stepping up EU action to protect and restore the world's forests⁹⁴」で初めて示された。この中で、欧州委員会は、「サプライチェーンの透明性を高め、EU における産品輸入に伴う森林減少や森林劣化のリスクを最小化するために、公平な競争条件と森林減少を伴わないサプライチェーンの共通理解を確保するための追加の

⁹⁰ Regulation on the making available on the Union market as well as export from the Union of certain commodities and products associated with deforestation and forest degradation and repealing Regulation (EU) No 995/2010.

⁹¹ EUTR に倣って、EUDR（EU Deforestation Regulation）と呼ばれることが多い。

⁹² JETRO（2017）EU のルール形成に関する調査報告書 2017 年 3 月 日本貿易振興機構（ジェトロ）貿易制度課ブリュッセル事務所

⁹³ <https://eumag.jp/questions/f0417/>

⁹⁴ https://commission.europa.eu/publications/eu-communication-2019-stepping-eu-action-protect-and-restore-worlds-forests_en

需要側の規制・非規制措置を評価する」ことを約束した。このコミットメントは、「欧州グリーン・ディール（2020年）」⁹⁵、「2030年EU生物多様性戦略（2021年）」⁹⁶、「Farm to Fork 戦略（2020年）」⁹⁷でも示されている。

欧州委員会は、2021年11月にEUDR案を発表した。EUDR案に含まれるデュー・デリジェンスなどの政策オプションは、前章に記述したEUTRとFLEGT規則の適合性評価を踏まえたものとなっている。その後、欧州委員会が作成したEUDR案は、欧州議会とEU理事会でそれぞれ審議され、修正案が発表された（表4.2）。

表 4.2 EUDR 法案の経緯（2022年12月末時点）

2019年7月23日	欧州委員会が「EU Communication (2019) on stepping up EU action to protect and restore the world's forests」を発表 ⁹⁸
2020年	欧州委員会がオープン・パブリック・コンサルテーションを実施
2021年11月17日	欧州委員会がEUTRとFLEGT規則の適合性評価報告書を発表
2021年11月21日	欧州委員会がEUDR案を発表
2022年6月28日	EU理事会が欧州委員会のEUDR案に対する修正案 ⁹⁹ を採択
2022年9月13日	欧州議会が欧州委員会EUDR案に対する修正案 ¹⁰⁰ を採択
2022年12月6日	欧州委員会は、欧州議会とEU理事会が、EUDR法案について暫定的な政治合意に達したこと発表

出典：筆者作成

2022年12月6日に、欧州委員会は、「欧州議会とEU理事会がEUDR法案について暫定的な政治合意に達した」と発表し、「今後、欧州議会と欧州理事会は、この新規則を正式に採択し、発効させる必要がある。同規則が発効されると、事業者及び取引業者は18カ月以内に新規則を実施することになる。」と述べている¹⁰¹。2022年12月末現在、最終的に合意された法案は公表されていない。

4-2-4-3 EUDR案

欧州委員会によるEUDR案は、9章36条で構成されている（表4.3）。EU理事会と欧州議会の修正案には、それに対するコメントや修正案が記載されている。以下に、EUDR案について「目

⁹⁵ https://commission.europa.eu/strategy-and-policy/priorities-2019-2024/european-green-deal_en

⁹⁶ https://environment.ec.europa.eu/strategy/biodiversity-strategy-2030_en#:~:text=The%20EU's%20biodiversity%20strategy%20for,contains%20specific%20actions%20and%20commitments.

⁹⁷ https://food.ec.europa.eu/horizontal-topics/farm-fork-strategy_en

⁹⁸ https://environment.ec.europa.eu/system/files/2021-11/COM_2021_706_1_EN_ACT_part1_v6.pdf

⁹⁹ <https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-14151-2021-INIT/en/pdf>

¹⁰⁰ https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-9-2022-0311_EN.pdf

¹⁰¹ https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_7444

的と概要]、「スコープ」、「用語と定義」、「事業者に課せられた義務」、「デュー・デリジェンス」及び EUDR 実施に関するその他重要な事項を整理した。最終的に合意された法案が未公開であることから、欧州委員会の EUDR 案を整理し、該当する項目については、EU 理事会と欧州議会が提案した修正を追記した。

表 4.3 欧州委員会の EUDR 案の構成

章	条
1 章：総則	1-3 条
2 章：オペレーターとトレーダーの義務	4-12 条
3 章：加盟国とその管轄当局の義務	13-23 条
4 章：EU 市場に出入りする関連産品及び製品に関する手続き	24-26 条
5 章：カントリー・ベンチマーク・システムと第三国との協力	27-28 条
6 章：懸念事項	26-30 条
7 章：情報システム	31 条
8 章：レビュー	32 条
9 章：最終条項	33-36 条

出典：欧州委員会（2021）¹⁰²

4-2-4-4 EUDR 案の目的と概要

EUDR は、「世界の森林減少及び森林劣化に対する EU の寄与を最小化すること」と「温室効果ガス排出と世界の生物多様性損失に対する EU の寄与を削減する」ことを目的として、EUTR を置き換える法律として提案されている。

EUTR が EU 圏内で生産された、もしくは同圏内に輸入された違法伐採木材・木材製品を EU 市場に入れることを禁止しているのに対し、EUDR は、木材製品を含む農業関連産品が森林減少と劣化を伴って生産された場合や、違法に生産された場合、EU への輸入と EU からの輸出を禁止している。そして、禁止対象となる産品が EU 市場に出荷される、又は EU から輸出されるリスクを最小限にするために、該当する事業者に対してデュー・デリジェンス実施義務を課している。EUTR の要求事項との違いの一つに、デュー・デリジェンスの情報収集において生産地の位置情報の収集が挙げられる。さらに、事業者はデュー・デリジェンス・ステートメントを作成し、情報システムを通じて管轄官庁に提出することが求められる。また、生産国のリスクを提示するカントリー・ベンチマーク・システム等の EUTR には見受けられなかった新たな制度も法案に含まれている。

4-2-4-5 EUDR 案のスコープ

1) 法の適用

欧州委員会案：対象とする産品と製品は、以下の条件をすべて満たす場合に限り、EU 市場に出

¹⁰² EU 委員会（2021）Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on the making available on the Union market as well as export from the Union of certain commodities and products associated with deforestation and forest degradation and repealing Regulation (EU) No 995/2010: https://environment.ec.europa.eu/system/files/2021-11/COM_2021_706_1_EN_ACT_part1_v6.pdf

荷又は EU から輸出することができる。

- (a) 森林減少を伴わないものであること
- (b) 生産国の関連法規に従って生産されたものであること
- (c) 同法が定めるデュー・デリジェンス・ステートメントで当該製品のデュー・デリジェンスについて報告されていること

2) 対象とする産品

欧州委員会案：パーム油、大豆、木材、ココア、コーヒー、牛肉及び関連する産品が対象とされる。

EU 理事会案：家畜飼料の追加を提案。

欧州議会案：豚、鶏、羊・山羊の肉、ゴムとトウモロコシを追加提案。

3) 基準日 (Cut-off date)

欧州委員会案：対象産品が、基準日 (Cut-off date) 2020 年 12 月 31 日以降に森林減少又は森林劣化が発生した土地で生産された場合は、EU 市場への出荷を禁止する。

欧州議会案：基準年に 2019 年 12 月 31 日を提案。

4) 生産国の適用法 (合法性を判断する適用法の範囲)

欧州委員会案：土地使用権、環境保護、第三者の権利及び生産国で適用される法体系において関連する貿易・関税規制の内、生産地域で適用される法令が対象とされる。

EU 理事会案：先住民族の権利に関する国連宣言への言及を追加。

欧州議会案：FPIC¹⁰³の完全な尊重の他、国際労働機関 (ILO) の基本条約に明記されている労働者の権利、女性の権利、環境保護に対する権利、人権と環境を守る権利を促進すべきと提案。

4-2-4-6 用語と定義

欧州委員会案：

- 森林：0.5ha 以上の土地で、樹高 5 メートル以上、樹冠率 10% 以上、又はこれらの基準に達することができる樹木が存在する土地を意味し、農業プランテーション及び農業又は都市部の土地利用にある土地は除外される。
- 農業プランテーション：農業生産システムにおけるプランテーションを意味する。果樹園、アブラヤシ農園、オリーブ園、アグロフォレストリーシステムなど、農業生産システムにおける樹木を意味する。
- 森林減少：人為的か否かに関わらず、森林を農業用に転換することを意味する。
- 森林劣化：持続可能ではない伐採によって、森林生態系の生物学的・経済的生産性や複雑性の減少や喪失を引き起こし、木材、生物多様性、その他の産品やサービスを含む森林からの便益を長期的に減少させるプロセスを意味する。

¹⁰³ FPIC (Free, Prior and Informed Consent) とは、「先住民族と地域社会が、自分たちの権利、土地、資源、領土、生活、食糧安全保障に影響を及ぼす可能性のある活動が開始される前に、自分たちの同意を与えたり、留保したりする集団的人権であり、自ら選んだ代表者を通じて、自分たちの習慣、価値観、規範に沿った形で行使する権利である」(欧州議会の修正案)

- 森林減少フリー（森林減少を伴わない）：(a) 関連产品及び製品（製品に使用される又は製品に含まれるものを含む）が 2020 年 12 月 31 日以降に森林減少が起きていない土地で生産されたものである、及び (b) 2020 年 12 月 31 日以降、森林劣化を伴うことなく、森林から伐採されたものであること
- オペレーターとは、商業活動の過程において、関連する产品及び製品を EU 市場に出し、又は EU 市場から輸出する個人又は法人を意味する
- トレーダーとは、オペレーター以外のサプライチェーンにおける個人又は法人で、商業活動の過程で、関連する製品又は製品を EU 市場で入手できるようにする者を意味する。ただし、中小企業¹⁰⁴でないトレーダーは、オペレーターとみなされ、EU 市場で販売する関連产品及び製品に関して、デュー・デリジェンス実施義務の対象となる。

EU 理事会案・欧州議会案：森林減少や劣化について FAO や IPCC、UNEP、パリ協定、CBD、IUCN などの国際機関や国際的枠組の定義への言及を追加。

4-2-4-7 オペレーターとトレーダーに課せられた義務

1) オペレーターの義務

欧州委員会案：

- オペレーターは、产品及び製品を EU 市場に出す前、又は EU から輸出する前に、デュー・デリジェンスを行う。
- 产品及び製品を EU 市場に出す前、又は EU から輸出する前に、情報システムを通じて、デュー・デリジェンス・ステートメントを管轄官庁に提出する。
- デュー・デリジェンス・ステートメントは、デュー・デリジェンスが実施され、リスクがないこと又は無視できるレベルであることを確認し、当該产品及び製品について本法令が定める情報を含まなければならない。
- オペレーターはデュー・デリジェンス・ステートメントの記録を 5 年間保存しなければならない。
- オペレーターは以下に該当する場合、当該产品及び製品を EU 市場に出すこと、又は EU から輸出してはならない。
 - (a) 森林減少を伴う、又は生産国の関連法令を遵守していない場合
 - (b) 当該产品及び製品が森林減少を伴う、又は生産国の関連法令を遵守していないリスクが無視できないことが判明した場合
 - (c) デュー・デリジェンスの手続きを完了できなかった場合

2) トレーダーの義務

欧州委員会案：

- 中小企業であるトレーダーは、本規則で要求される情報を保有している場合に限り、当該产品及び製品を市場に流通させることができる。
- 中小企業であるトレーダーは、販売しようとする产品及び製品に関する以下の情報を収集し、5 年間保管しなければならない。

¹⁰⁴ 中小企業（SMEs）とは、指令 2013/34/EU（Directive 2013/34/EU）に定義された規模の企業を意味する。

- (a) 当該産品又は製品を供給したオペレーター又はトレーダーの名称、登録商標、住所、電子メール及び可能な場合はウェブアドレス
- (b) 当該産品及び製品の販売先トレーダーの名称、登録商号又は登録商標、住所、電子メール、及び可能であればウェブアドレス

4-2-4-8 デュー・デリジェンス

欧州委員会案：オペレーターは、関連する産品及び製品を市場に出す前、又は EU から輸出する前に、すべての関連する産品商品及び製品についてデュー・デリジェンスを行わなければならない。デュー・デリジェンスには以下の要素が含まれる。

- 情報及び文書の収集
- リスク評価
- リスク低減措置

1) 情報及び文書の収集

欧州委員会案：オペレーターは産品又は製品について以下の情報を収集しなければならない。

- (a) 商品名、種類及び該当する場合は、商品に使用された種の一般名と正式な学名を含む産品又は製品の説明
- (b) 量
- (c) 生産国
- (d) 当該産品又は製品が生産されたすべての区画の地理的位置座標
- (e) 当該産品又は製品の供給元である企業又は個人の名前、電子メール、住所
- (f) 当該産品又は製品の販売先である企業又は個人の名前、電子メール、住所
- (g) 当該産品又は製品が森林減少を伴わずに生産されたことを示す十分に検証できる情報
- (h) 当該産品又は製品が生産国の法令を遵守して生産されたことを示す十分に検証できる情報

欧州議会案：地理的位置情報に関連して、当該産品の生産日や収穫期を含まなければならないと提案。また、小規模農家が生産の大きな割合を占める産品の場合、地理的位置要件の適用は、特に困難である可能性があるという認識を示し、該当する場合には、ガイダンスだけでなく、技術的・財政的支援を提供する必要があると提案。

2) リスク評価

欧州委員会案：リスク評価は、以下の基準を特に考慮しなければならない。そして、オペレーターは、リスクが無視できるレベルであることを説明できない場合、当該産品又は製品を EU 市場に出荷、もしくは EU から輸出してはならない。

- (a) カントリー・ベンチマーク・システムが提供する国又はその一部地域のリスク
- (b) 該当する産品又は製品の生産国及び地域における森林の存在
- (c) 関連産品又は製品の生産地における森林減少と森林劣化の状況
- (d) 情報源、情報の信頼性、有効性及び他の利用可能な文書との関連性
- (e) 生産国及び原産国に関する懸念（例えば汚職のレベル、文書及びデータの偽造の蔓延、法執行の欠如、武力紛争、国連安全保障理事会又は EU 理事会が課す制裁の有無）

- (f) 関連するサプライチェーンの複雑さ、特に産品や製品と生産地を結びつけることの困難さ
- (g) 伐採地が不明な産品や、森林減少や森林劣化が発生している地域で生産された産品が混入するリスク
- (h) 欧州委員会の特門家集団の会合の結論
- (i) 提出、検証された懸念事項（個人や法人はオペレーターやトレーダーの EUDR 不遵守を管轄官庁に報告することができる）
- (j) EU 委員会が認めた任意スキームを含む、認証又は他の第三者検証スキームから提供される情報

3) リスク低減

欧州委員会案：オペレーターは、リスク評価で特定されたリスクを効果的に低減・管理するため、適切かつバランスのとれた方針・統制・手続きを有していなければならない。これには以下が含まれる。

- (a) リスク管理のモデル、報告、記録管理、内部統制及びコンプライアンス管理（中小企業でないオペレーターについては、経営レベルでのコンプライアンス担当者の選任を含む）
- (b) 中小企業ではない全てのオペレーターについて、(a) の内部方針、統制及び手続きをチェックするための独立した監査機関

4) 簡略化されたデュー・デリジェンス

欧州委員会案：生産国又はその一部地域がカントリー・ベンチマーク・システムにおいて低リスクであると評価された場合、リスク評価とリスク低減は免除される。ただし、情報収集（関連する産品及び製品が本規則に適合していることを示す情報、文書及びデータを収集）はしなければならない。

5) デュー・デリジェンス・システムの維持と記録

欧州委員会案：

- オペレーターは少なくとも年に一回、デュー・デリジェンス・システムのレビューを行い、システムの更新について5年間記録を残す。
- 中小企業でないオペレーターは、毎年デュー・デリジェンス・システムについて、インターネット上を含む可能な限り広く公に報告しなければならない。
- オペレーターは、デュー・デリジェンスに関連する文書を最低5年間は保持しなければならない。
- オペレーターはデュー・デリジェンス手順を構築し、実施しなければならない。
- デュー・デリジェンス手順は、地理的位置座標を含む生産国又は地域を特定することで、森林減少、劣化、森林の転換が起きておらず、合法要件が満たされていること、生産国が合法性と FPIC を含む国際的な人権を満たしていることを示す情報を含む。
- EU 市場に入る産品又は製品のソースとサプライヤーに関する情報へのアクセスを提供するよう設計しなければならない。

4-2-4-9 情報システム

欧州委員会案：

- EUDR を実施するための情報プラットフォームを EU 委員会が構築し、以下の機能を有する：
 - (a) EU 域内のオペレーター、トレーダー及びその正規代理人を登録する
 - (b) オペレーターのデュー・デリジェンス・ステートメントを登録する
 - (c) 管轄官庁のデュー・デリジェンス・ステートメントに対する管理の結果を登録する。
 - (d) EU Single Window Environment for Customs を介した税関との相互連携を可能にする。
 - (e) オペレーター、トレーダー及び関連する産品と製品のリスクプロファイリングを可能にする。
 - (f) 情報及びデータを交換し、管轄官庁と欧州委員会との間の行政支援及び協力を可能とする。
 - (g) 管轄官庁とオペレーター及びトレーダーとの間のコミュニケーションを可能にする。
- 税関当局、管轄官庁、オペレーター及びトレーダーに対して、情報システムへのアクセスを提供する。
- EU のオープンデータ政策、特に Directive (EU) 2019/1024¹⁰⁵に基づき、欧州委員会が、情報システムにおける完全匿名化データセットへのアクセスをより広い公衆に提供する。

4-2-4-10 カントリー・ベンチマーク・システム

欧州委員会案：

- 生産国又は地域のリスクに関する評価を提供するシステムで国又はその一部地域の評価について、3段階のシステム（低・標準・高リスク）を確立する。欧州委員会は、低リスク又は高リスクの国又はその一部を特定することができる。低リスク又は高リスクであると特定されない限り、その国は標準的なリスクを有するとみなされる。低リスク又は高リスクの国又はその一部のリストは、公表されるものとする。
- 低リスク国及び高リスク国又はその一部の特定は、当該国から提供された情報を考慮し、以下の評価基準に基づくものとする。
 - (a) 森林減少及び森林劣化の割合
 - (b) 関連産品のための農地の拡大率
 - (c) 関連産品及び製品の生産動向
 - (d) NDC¹⁰⁶が、農林業と土地利用からの排出と吸収を対象としており、森林減少と森林劣化からの排出が、NDC に規定された温室効果ガス排出の削減に関する国のコミットメントに確実に反映されているかどうか。
 - (e) 森林減少又は森林劣化に対処し、関連する産品及び製品が本規則の要求事項及びその効果的な実施に適合することを促進するために、関係国と EU の間で締結された協定及びその他の文書
 - (f) 当該国が、パリ協定に対応する国内法を整備し、森林減少や森林劣化につながる活動を抑制し処罰するための効果的な執行措置をとっているかどうか、特に、森林減少や森林劣化から生じる利益に対する厳格な処罰が適用されているかどうか。

¹⁰⁵ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32019L1024>

¹⁰⁶ 「国が決定する貢献 (Nationally Determined Contribution ; NDC)」は、温室効果ガスの排出削減目標を含む気候変動対策計画であり、パリ協定の各締約国は、NDC を策定し、5年ごとに更新することが義務付けられる。

5 ドイツ連邦共和国

5-1 概要

ドイツの違法伐採対策については、平成 30 年度林野庁委託事業「クリーンウッド」利用推進事業のうち追加的措置の先進事例収集事業において情報収集が行われ、報告書（以下「平成 30 年度報告書」）が林野庁「クリーンウッド・ナビ」で公開されている¹⁰⁷。本事業では、平成 30 年度報告書以降のドイツにおける違法伐採対策に関するアップデート情報の収集を行った。

EU 木材規則（EU Timber Regulation, EUTR）の国内実施法として、2 つの法律が制定された。

- 「違法に伐採された木材の商取引を防止するための法律（木材流通確保法¹⁰⁸、Gesetz gegen den Handel mit illegal eingeschlagenem Holz, Holzhandels-Sicherungs-Gesetz, HolzSiG）¹⁰⁹」（2011 年 7 月制定）
- 「木材流通確保法に関する一般行政規則（Allgemeine Verwaltungsvorschrift zum Holzhandels-Sicherungs-Gesetz und zur Aufhebung von Verwaltungsvorschriften im Bereich des Rechts über forstliches Vermehrungsgut, HolzSiGVwV）¹¹⁰」（2013 年 11 月制定）

前者は EUTR を国内で実施するための法律、後者は、EUTR をドイツ国内で生産された木材と木材製品に適用するための法律である。HolzSiG によって、管轄官庁は、輸入材については連邦農業食料機関（Bundesanstalt für Landwirtschaft und Ernährung, BLE）が、国産材については各州法によって定められた機関が、管轄官庁としての責任を負うと規定されている。これらの法令の解説は平成 30 年度報告書の 3-4 章に、法令の仮訳は 3-4 章に収録されている。

本事業では、HolzSiG は更新されていないことを確認した。HolzSiG の実施状況について管轄官庁の BLE にインタビューを実施した。さらに、リスク低減措置に関する事例の収集のために、業界団体のドイツ木材貿易協会（GD Holz）と民間企業 2 社にインタビューを行った。一方で、ドイツでは、企業に人権に関するデュー・デリジェンスを義務付ける「サプライチェーンにおける企業のデュー・デリジェンス義務に関する法律」が 2021 年に制定され、2023 年から施行される。木材関連企業も対象となることから、本法について調査を行った。

5-2 違法伐採対策関連法令の更新情報

ドイツでは、EU 木材規則（EU Timber Regulation, EUTR）の国内実施法として、HolzSiG が、2011 年に制定、2013 年に施行された。HolzSiG は、単語の置き換えや削除を除いて、これまで更新は行われていない。2020 年 2 月に、デュー・デリジェンス制度の要件について詳細を示すガイドライン¹¹¹が発表されたが、その内容は、EU ガイダンス文書の「デュー・デリジェンス」¹¹²の仮訳にとどまっている。

¹⁰⁷ <https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/pdf/r1/r1report-tuika.pdf>

¹⁰⁸ 平成 30 年度報告書では「木材流通一保安法」と呼称

¹⁰⁹ <https://www.gesetze-im-internet.de/holzsig/BJNR134500011.html>

¹¹⁰ https://www.verwaltungsvorschriften-im-internet.de/bsvwvbund_25112013_534623030011.htm

¹¹¹ https://www.ble.de/SharedDocs/Downloads/DE/Wald-Holz/Leitfaden_Sorgfaltspflicht.pdf?__blob=publicationFile&v=2

¹¹² 平成 30 年度報告書 8-3-5 章 参照

5-2-1 サプライチェーン法 (LkSG)

5-2-1-1 サプライチェーン法概要

「サプライチェーンにおける人権侵害を防止するための企業のデュー・デリジェンスに関する法律 (Gesetz über die unternehmerischen Sorgfaltspflichten zur Vermeidung von Menschenrechtsverletzungen in Lieferketten, Lieferkettensorgfaltspflichtengesetz, LkSG)¹¹³」(以下、サプライチェーン法)が、2021年7月16日に制定された(2023年1月1日施行)。サプライチェーン法の目的は、基本的人権の保護を向上させ、特に強制労働の禁止を徹底させることである。ここには、一部の環境問題も含まれる。例えば、汚染された水によって人権が侵害されている、あるいは、人間の健康に関わる問題が生じている場合に、環境問題が関係することになる。従業員の労働安全衛生も含まれている。NGO(Initiative Lieferkettengesetz)の報告書¹¹⁴によると、サプライチェーン法は、これまで自発的な企業の社会的責任とされてきた人権と環境問題を、拘束力のある義務とするパラダイムシフトを起こすものであるとしている。当事者は、ドイツの裁判所を使って自身の権利を主張することができるだけでなく、所轄官庁にも苦情を訴えることができるようになってきている。また、ドイツの労働組合やNGOは、他国の当事者の権利をドイツの裁判所で擁護することによって支援することができる。

本法の適用対象となる企業は、2023年以降は従業員数3,000人以上の企業(約900社)、2024年以降は従業員1,000人以上の企業(4,800社)である。同法の適用対象となる企業は、デュー・デリジェンスを実施し、直接的な取引先、さらには、間接的な取引先の人権に関するリスクを特定しなければならない。対象企業は、デュー・デリジェンスの内容を「説明責任報告書」を年1回管轄官庁に提出することが義務付けられており、報告書は管轄官庁のウェブサイトで公開される。

サプライチェーン法の所轄官庁である連邦経済・輸出管理庁(Federal Office for Economics and Export Control)は、デュー・デリジェンス実施義務に違反した場合、罰金等を科すことができる。企業がデュー・デリジェンス義務に違反した場合、行政執行手続における金銭処罰の額は最高5万ユーロ、より深刻な違反の場合は最高で80万ユーロ以下の罰金が科せられる。

5-2-1-2 サプライチェーン法で要求されるデュー・デリジェンス

サプライチェーン法第1条第3項では、デュー・デリジェンス義務として、以下の9項目が挙げられている。

1) リスク管理システムの構築(第1条第3項§4)

企業は、デュー・デリジェンスの要件を満たすために、適切かつ効果的なリスク管理システム(体制)を確立しなければならない。リスク管理は、適切な手段により、関連するすべてのビジネスのプロセスに定着させなければならない。企業は、デュー・デリジェンス義務を遵守するた

¹¹³https://www.bgbl.de/xaver/bgbl/start.xav?start=//%5B@attr_id=%27bgbl121s2959.pdf%27%5D#__bgbl__%2F%2F%5B%40attr_id%3D%27bgbl121s2959.pdf%27%5D_1674829434944

英訳：https://www.csr-in-deutschland.de/SharedDocs/Downloads/EN/act-corporate-due-diligence-obligations-supply-chains.pdf;jsessionid=C85FBBE3730ED332AF3DB902B810073C.delivery2-replication?__blob=publicationFile

¹¹⁴ https://lieferkettengesetz.de/wp-content/uploads/2021/06/Initiative-Lieferkettengesetz_Analysis_What-the-new-supply-chain-act-delivers.pdf

めに、適切かつ効果的なリスク管理システムを構築しなければならない。リスク管理は、適切な手段により、すべての関連する業務プロセスに組み込まなければならない。

2) 企業内の責任者又は担当者の指定（第1条第3項§4）

企業は、人権担当者を任命するなどして、企業内の誰が人権リスク管理の監視に責任を持つかを明確にしなければならない。取締役会は、企業のサプライチェーンにおける経済活動によって、企業の法的地位が直接的に影響を受ける可能性があることを十分に考慮しなければならない。

3) 定期的なリスク分析の実施（第1条第3項§5）

特定された人権及び環境関連のリスクは、適切に重み付けされ、優先順位がつけられる必要があり、企業は、リスク分析の結果が、取締役会や購買部門などの関連する意思決定者に内部的に伝達されることを保証しなければならない。リスク分析は、年に一度だけでなく、新製品や新しい事業分野の導入などにより、サプライチェーンのリスク状況が大幅に変化又は拡大すると予想される場合には、都度実施しなければならない。

4) ポリシー・ステートメントの公表（第1条第3項§6）

企業は、人権戦略に関するポリシー・ステートメント（方針声明）を公表しなければならない。これには、企業の人権戦略として少なくとも、義務を履行するための手続きの説明、リスク分析に基づいて特定された優先的な人権及び環境関連リスク、企業がサプライチェーンの従業員やサプライヤーに期待する人権と環境関連の定義が含まなければならない。

5) 自社の事業と直接サプライヤーに対する予防措置（第1条第3項§6）

企業は、自社事業領域において適切な防止策を定めなければならない。

- ポリシー・ステートメントで定められた人権戦略の実施
- 特定されたリスクを防止又は最小化するための適切な調達戦略及び購買慣行の策定と実施
- 研修の実施
- 自社事業領域において、ポリシー・ステートメントに含まれる人権戦略の遵守を検証するためのリスクベースの管理策の実施

企業は、直接サプライヤー（直接的な取引がある一次サプライヤー）に対して、適切な予防措置を講じなければならない。

- 直接サプライヤーを選定する際に、人権と環境に関連する事項を考慮する
- 人権と環境関連の期待事項を遵守し、サプライチェーンに沿って適切に対処することを、直接サプライヤーが契約により保証する
- 直接サプライヤーが行った契約上の保証を実施するための、初期研修及び追加研修の実施
- 直接サプライヤーの人権戦略の遵守を検証するための適切な契約上の管理メカニズムとそのリスクベースでの実施に同意すること

予防措置の有効性は、年に一度、また、新製品導入などにより、自社の事業分野や直接の供給元におけるリスク状況が著しく変化又は拡大すると予想される場合には、都度見直さなければならない。

6) 改善措置（第1条第3項§7）

企業が、自社の事業領域又は直接サプライヤーにおいて、人権又は環境関連の義務違反が発生していることを発見した場合、この違反を防止、終了又はその程度を最小限に抑えるために、不当な遅滞なく、適切な改善措置を講じなければならない。ドイツ国内の自社事業所、海外の自社事業領域で発生した義務違反は、改善措置によって違反状態を解消しなければならない。義務違反が直接サプライヤー側に生じており直ちに解消することができない場合には、企業は改善措置として、遅滞なく違反を解消するか最小限に抑えるための具体的な工程を含んだ計画を策定し実行しなければならない。計画の策定と実施において、特に以下を考慮しなければならない。

- 違反の原因となっている企業との間で、違反状態を解消する、又は最小限に抑えるための計画を共同で策定し、実施すること
- 各業界の主体的な取組方針（セクター・イニシアチブ）や開発された取組基準（セクター・スタンダード）を活用することで他の企業と協力し、被害をもたらす、又はもたらす可能性のある主体への影響力を高めること
- リスクを最小化するための努力をする間、取引関係を一時的に停止すること。

7) 苦情処理手続（第1条第3項§8）

企業は適切な内部苦情処理手続が実施されていることを確認しなければならない。苦情処理手続は、企業が自社事業領域又は直接サプライヤーの経済的行為の結果として生じた人権及び環境関連のリスク、並びに人権関連又は環境関連の義務違反を報告することを可能にするものである。企業は、苦情手続に関する情報を、適切な方法で一般に公開する必要がある。苦情処理手続は、潜在的な関係者がアクセス可能でなければならず、身元の機密を保持し、苦情の結果としての不利益や処罰から効果的に保護することを保証しなければならない。苦情処理手続きの有効性は、少なくとも年に1回見直されなければならない。

8) 間接的サプライヤーのデュー・デリジェンスの実施（第1条第3項§9）

企業が、間接的サプライヤー（直接取引はしていない一次サプライヤーより上流のサプライヤー）における人権又は環境関連の義務違反の可能性が明らかになった場合、リスク分析を実施し、リスクの予防と回避のための支援など適切な措置を講じる。

9) 文書化（第1条第3項§10）

デュー・デリジェンス義務を遂行する上では、企業内で継続的にデュー・デリジェンス義務の履行を文書化されなければならない。文書は作成から少なくとも7年間は保管されなければならない。企業は、前会計年度のデュー・デリジェンス義務の履行に関する年次報告書を作成し、会計年度終了後4ヶ月以内に企業のウェブサイト上で、無料で7年間公開しなければならない。報告書には少なくとも以下の事項を理解しやすい形で記載しなければならない。

- 企業が人権と環境関連のリスク又は義務違反を特定したか、特定した場合はその内容
- 企業がデュー・デリジェンス義務を果たすために実施した内容
- 企業がデュー・デリジェンス義務を果たすために行った取組の影響と有効性の評価
- 評価から得られた、企業が今後デュー・デリジェンス義務を果たすために行う取組に関する結論

5-3 違法伐採木材リスク低減に関する事例調査

5-3-1 木材流通確保法（Holz SiG）法の実施状況

5-3-1-1 BLE へのインタビュー概要

管轄官庁である BLE の職員に HolzSIG の執行状況についてインタビューを行った。インタビューから得た情報を以下に記載する。

5-3-1-2 BLE へのインタビュー結果

1) BLE の検査

Q：EU 各国政府は、EUTR 遵守のために各国で制定した法制度の執行状況を EU 委員会に報告する義務があり、それらの報告をとりまとめたレポートが公開されている¹¹⁵。レポートによると、ドイツには、木材輸入事業者（オペレーター）が 27,000 社存在している。ドイツの管轄官庁である連邦農業食料機関（BLE）は、2020 年に、約 240 社の検査を実施し、約 180 社で何らかの不遵守が判明し、約 150 社に対し何らかの法執行を行った¹¹⁶。2021 年には検査数に減少がみられ、約 140 社の検査を実施し、約 100 社の不遵守が判明、そのすべてに法執行を実施した¹¹⁷。不遵守や法執行の内容の詳細はレポートには記載されていない。BLE に上述した 2021 年の検査数減少の理由をたずねたところ、2 つの理由が示された。

1 つの理由はコロナウィルスによるロックダウンの影響で、多くの企業が現地訪問を受けることに消極的であったため、代替案として、オンラインミーティングや、メールでのコミュニケーションとオンラインミーティングや電話を組み合わせたハイブリッドなアプローチで検査を実施した。しかし、これまでに経験がなかったため、手配等に多くの時間がかかってしまった。もう 1 つの理由は、検査を実施するための優秀な人材が不足していることである。一般的に、検査に関連する資格を持った人物は政府機関よりも民間企業に就職した方が有利であることに加え、既存の検査官の多くが定年を迎えたことから、検査官の人数が減少してしまったことが検査数に影響した。現在は、検査員数は再び 15 人程度に回復し、2022 年 220 件の検査が実施される予定（2022 年 11 月のインタビュー時に 200 件完了）である。

Q：BLE に検査対象企業の選定方法について質問したところ次の回答を得た。

検査の対象企業は、企業規模を基準に選定している。木材輸入事業者数が 27,000 社ある中で、その 9 割は年間輸入総額が 25,000 ユーロ以下であり、このような小規模事業者の中には木材輸入を専門としない事業者が少なくない。例えば、バーの経営者がグラスや皿を運ぶための箱をいくつか買っただけであったり、木材輸入業者ではない企業がオフィス用の机を購入しただけというケースである。BLE の推定によると、木材輸入事業者上位 400 社の検査を完了すれば、総木材輸入量の 82% がカバーされることになる。現在大手 300 社は少なくとも一度は検査されており、すでに数回検査されている場合もある。不遵守の件数は、EU 委員会に報告している通り（約 240 社

¹¹⁵ レポートは EU 委員会のウェブサイトからダウンロードが可能である。 https://environment.ec.europa.eu/topics/forests/de-forestation/illegal-logging/timber-regulation_en

¹¹⁶ https://ec.europa.eu/environment/forests/pdf/EUTR%20Overview%202020_alternative.pdf

¹¹⁷ https://ec.europa.eu/environment/forests/pdf/EUTR%20Overview%202021_743575405.pdf

の検査を実施し、約 180 社で何らかの不遵守が判明) で、それに対する異議申し立ては 10~20% 程度である。もし、上述のような小規模輸入者をチェックするとしたら、100%が不遵守であろうと考えている。不遵守に対する対応は、不正行為の深刻さと、デュー・デリジェンスのどの段階で発生したかによって異なる。情報収集の義務に重大な違反があった場合は刑事訴訟に発展するが、正確なリスク評価やリスク低減の義務に違反した場合は、行政指導、つまり、BLE は企業が取るべき是正措置を指示することになる。そして、企業がこの是正措置を講じない場合にのみ、刑事的手続がとられることになる。小規模輸入者に対する意識改革や能力向上のための活動は、BLE では行っておらず、それは業界団体の役割であると認識している。

Q: NGO のレポート¹¹⁸によれば、2017 年から 2018 年にかけてドイツ、ベルギー、オランダ政府当局はミャンマー産チーク材に対して厳しい共通執行体制を築いた。ドイツ当局はミャンマーからチークを輸入し続けている事業者に対する措置を強化し、執行姿勢と違反した場合の措置を明確に伝える書簡とプレスリリース¹¹⁹を発表し、さらにミャンマー産チーク材(インドなど別の国を経由した場合も)は一時的に押収し、押収後 1 カ月以内に合法性を確認できない場合は輸入者の負担で返還すると宣言した。その結果、ドイツ、ベルギー、オランダのミャンマー産チーク材の輸入が劇的に減少したことが確認されている¹²⁰。これは厳格な法執行の成功例と考えられる一方で、他の NGO からは、ドイツ政府の法執行は制裁措置が不十分であることが指摘されている。このような現状を踏まえ、BLE に検査を実施するにあたっての困難な点について質問したところ、以下の回答を得た。

法律が必要な手段を提供しているため困難な点はない。NGO の批判は、現在の検査対象がドイツの木材輸入量の大部分をカバーしていることを考慮していない。敢えて言えば、BLE に資格を持った検査官が不足していることが最大の難点である。

2) リスク低減措置

Q: BLE に有効なリスク低減措置は何かと質問したところ、以下の回答を得た。

輸入事業者のリスク低減措置として、森林認証がある。森林認証があればデュー・デリジェンス(特に情報収集とリスク評価)が不要となるわけではないが、リスク低減のための有効な手段であることには変わりない。高リスク国から輸入される木材で森林認証材でない場合のリスク低減措置としては、企業がサプライヤーに対して自ら監査を実施したり、第三者に監査や検証を委託するというオプションもある。これは単なるサプライヤー訪問ではなく、サプライチェーンのリスクに関連する情報を文書化する必要がある。このような監査・検証の合法性の証拠としての価値は、他の手段に比べて低いと考えているが、必要な情報を慎重に文書化することでその価値が認められることもある。しかし、一般的に、ビューロ・ベリタスなどの民間企業が提供している合法性検証スキームは、コストが非常に高いため、輸入事業者にとっての利用価値はあまりないかもしれない。事業者による科学的検査の活用は、Thünen-Institute からの報告によれば、大幅に増加しており、最もよく活用されているのは、樹種特定のための検査である。

¹¹⁸ <https://www.forest-trends.org/wp-content/uploads/2020/03/How-is-EU-enforcing-common-position.pdf>

¹¹⁹ https://www.ble.de/SharedDocs/Pressemitteilungen/DE/2018/180613_Myanmar

¹²⁰ その一方で、執行体制の弱い EU 諸国でのミャンマー産チーク材の輸入が同程度増加したと報告されている。

現在、ロシアのウクライナ侵攻の影響による制裁で、ロシア産木材の輸入は基本的に不可能となっている。また、ウクライナやベラルーシからの輸入材についても、リスクを低減することが非常に困難な状況にある。ベラルーシ産のほとんどの木材製品とウクライナの一部地域で生産される木材に制裁が適用されていることが理由であるが、戦前からリスク低減が困難な地域である。主な理由は汚職等の問題によるもので、ウクライナの汚職腐敗度指数（CPI）はロシアよりも低かった。現在ウクライナやロシアでは森林認証制度が機能しなくなって、リスク低減に活用することが困難である。

3) 他の関連規則、法律への対応について

Q：現在議論されている、EUTR を代替する新しい EU 森林減少規則（EUDR）案¹²¹への準備について質問した。

この新規規則の目的は、森林減少の主な要因（牧畜、大豆、オイルパームプランテーションなど）にもっと焦点を当てることである。これは EUTR を補完するものではなく、それにとって代わるものである。EUTR と EUDR の主な違いは、輸入事業者は、輸入前にデュー・デリジェンスを実施しなければならない（現行通り）ことに加え、輸入ごとに企業の代表者が署名したデュー・デリジェンス宣言を税関に提出しなければならないことである。つまり、デュー・デリジェンス申告書を提出しなければ、税関で輸入が差し止められるので、今後はすべての輸入事業者が新しい規制認識することになる。BLE は、より技術的な面において、現在提案されている管轄官庁による検査数が非現実的な多さである点を懸念しており、現行提案を満たすためには検査官が少なくとも 600 人必要になると推定している（現在の BLE の検査官数は 15 人）。新規制はまだ承認されていないため、準備のための具体的な措置は実施していない。

Q：サプライチェーン法による人権デュー・デリジェンスと HolzSig のデュー・デリジェンスとの関連性について質問した。

サプライチェーン法の実施主体は、連邦経済・輸出管理局（BAFA）である。サプライチェーン法は、取引する商品に関係なく、すべての大規模な企業に適用されるものである。しかしこれは、BLE の管轄には含まれておらず、対応等は行っていない。

5-3-2 事業者や業界団体によるリスク低減措置に関する事例

5-3-2-1 ドイツ木材貿易協会

ドイツ木材貿易協会（Gesamtverband Deutscher Holzhandel e. V., GD Holz）は、ドイツの木材貿易業界の最大の団体で、約 900 社の会員を代表し活動を行っている。GD Holz は、GD Holz Service という子会社を設立し、2015 年から EUTR の監視団体（Monitoring Organization, MO）として登録したが、2019 年より MO の業務は実質的に停止し、GD Holz の会員が EUTR に対応するためのコンサルテーション業を行っている¹²²。このサービスには、100 社以上の会員企業が登録している。コンサルテーション・サービスは現在 3 人の職員が担当しており、そのうち 2 名の

¹²¹ ドイツ語では Entwaldungsfreie-Lieferketten-Verordnung（ELK VO）（森林破壊のないサプライチェーン規制の意）になる予定）

¹²² この経緯については平成 30 年度報告書 3-4-3 章参照。

担当者にインタビューを行った。以下は、すべてインタビューで得られた情報である。

1) デュー・デリジェンス支援サービス

GD Holz はデュー・デリジェンス・システムをパッケージとして提供している¹²³。情報収集、リスク評価、リスク低減の各段階でテンプレートが準備されており、ユーザーはそれに従って記入していくことで、デュー・デリジェンスが完了する。リスク評価では、「デシジョン・ツリー」(フローチャート)を提供している¹²⁴。デシジョン・ツリーに沿って、各質問に回答することでリスクを評価し、その回答に対応したポイントを加算していく(高得点であるとリスクが高い)。

最初の質問は「サプライチェーンのすべての段階が特定できているか?(サプライチェーン・リスクの評価)」で、「はい」なら1ポイント、「いいえ」なら5ポイントが与えられる。2番目の質問は「伐採国のCPIは30以下か?(カントリー・リスクの評価)」で、「はい」なら1ポイント、「いいえ」なら4ポイント、加えて武力抗争もある場合は5ポイントが与えられる。3番目の質問は「その樹種は頻繁に違法伐採の対象となっているか?(樹種リスクの評価)」で、「はい」なら1ポイント、「いいえ」なら5ポイントが与えられる。最後に「有効なCoC認証材(FSCやPEFC)であるか?」という質問があり、「はい」なら-10ポイント(減点)、「いいえ」なら0ポイントが与えられる。最終的に各質問で得た合計ポイントが、-7から5であれば「リスクは無視できる」、6から14であれば「リスクは無視できず、リスク低減措置を実施する」という判断結果となる。はじめの3つの質問のうち2つで、高リスクと判断されても、森林認証材であればリスクは低減されているとみなされ、10ポイントマイナスされる。しかし、サプライチェーン・リスク、カントリー・リスク、樹種リスクすべてが高リスクである場合は、森林認証材であっても、最終的な判断は、「リスクは無視できず、リスク低減措置を実施する」となる。

ウクライナはそもそもCPIが低く、高リスク国とみなされていたが、ロシアの軍事侵攻の影響で森林認証が機能しなくなり、デュー・デリジェンスの実施が困難な国となっている。GD Holzはウクライナ専用のデシジョン・ツリーを開発した。

GD Holzは、このデシジョン・ツリーは、ドイツの管轄官庁BLEの検査に対しては効果的であると自信を持っている。なぜなら、GD Holzは検査を受けた会員からの情報や、BLEとの直接的なやりとり等に基づき、管轄官庁の要件に即して開発、改良したものである。つまりGD Holzは、会員企業がBLEの検査で問題を生じないことを目指して、デュー・デリジェンス・システムを開発し、提供している。GD Holzは、会員企業のデュー・デリジェンス実施のプロセスにおける疑問点に回答もする。企業からの相談は、入手した証拠書類の有効性をはじめとして、さまざまである。GD Holzが蓄積した経験により回答できる場合もあるが、回答できない場合は、BLEに直接質問する。BLEは通常、どのような文書や証拠必要か、どのような書類は証拠として使えないかなど具体的なことについて教えてくれることはない。企業が直接BLEに質問することもできるが、ほとんどの企業はそれを好まない。

GD Holzは、森林認証を一般的にBLEの検査に有効なリスク低減措置の一つであると考えて

¹²³ 平成30年度報告書3-4-3章参照。

¹²⁴ 平成30年度報告書 図3.26、図3.27を参照。2023年現在のデシジョン・ツリーはこの内容が修正されたものとなっている。

いる。しかし、CPI が非常に低い国からの輸入の場合は虚偽のリスクがあるため、森林認証さえも問題となる。GD Holz は、会員に対してそのような問題がある製品は輸入しないことを推奨している。企業にとっては、森林認証材を調達すると利益率が下がる、あるいは森林認証材が入手できないという問題もある。特に森林認証された熱帯材の入手は困難であると考えている。その他のリスク低減措置の選択肢としては、第三者による監査を手配する、あるいは企業が独自に監査を行うことであるが、前者はかなりコストがかかり、後者は BLE が証拠として認めない可能性がある。

2) その他

BLE の検査における問題点は、中国やインドからの植林木の輸入のように、リスクが低くても、高リスクの製品と同様にすべての書類を整えることを当局が期待することであるとされている。また、EU 全体としての EUTR の実施に関する問題は、ドイツと他の国で検査のクロスチェックが行われていないことだと考えている。この問題は表面化していないが、同じ書類が他の国での輸入品に添付されていることがある。また、すべての国が同じ程度に EUTR を施行しているわけではないことも問題である。例えば、アフリカの高リスク木材は、いまだにフランス経由で EU に入っている¹²⁵。

議論が進んでいる EUDR では、FLEGT ライセンスが使用できなくなるかもしれない。なぜなら、FLEGT 制度は EUTR の要求はみたしているが、EUDR で要求される事項、特に森林減少フリーという要件に対処していない。EUDR では、木材の伐採地を詳細に特定することが求められる可能性があるが、EUTR ではそれは求められていないためそこまでの追跡は実施しておらず、現実的には非常に困難と考えている。

5-3-2-2 A 社

A 社のデュー・デリジェンス担当者にインタビューを行った。以下は、すべてインタビューで得られた情報である。

1) 会社概要

A 社は 1969 年にドイツで設立された企業で、現在は日本を含めた世界に 64 の子会社、約 9,100 人の従業員を有している。主な事業は、産業用足場の製造と型枠システムの製造だが、合板や人工木ベースのパネルのサプライヤーでもある。A 社の主な顧客は、輸送・梱包業界、家具・構造材建築、コンクリートブロック・プレキャスト製造会社である。認証材への注目は高まっており、販売におけるシェアは年々高まっている。しかし、顧客が認証材を特別に要求することはほとんどない。価格には若干の差があり、認証材製品の方が高価である。A 社は針葉樹と広葉樹の両方を輸入し、型枠、合板、人工木ベースのパネルに使っている。スカンジナビアから型枠用のスプルー製材とバーチ合板、パーティクルボードを輸入している。A 社が輸入している主な広葉樹はユーカリである。ヨーロッパからの木材は主に PEFC 認証、南米やアジアからの木材は FSC 認証を取得している。インドネシアからも若干の輸入があるが、これは FLEGT ライセンスを活用できるためデュー・デリジェンスは容易である。A 社はロシア、ウクライナからバーチ合板を輸

¹²⁵ 「例えばフランスの様に、違法伐採リスクの高い旧植民地の国から木材を多く輸入している場合、EUTR によって輸入をしないなどという対策は実施することができないという事情もあると考えている。」(H30 報告書 3-4-3 章)

入していたが、今年はウクライナ戦争によって、対ロシア輸入制裁、ウクライナも高リスク国（合法性の証明が困難な国）とみなされ、両国では森林認証が停止していると伝えられており、木材輸入は困難な状況にある。現在両国からの輸入は行っていない。

2) デュー・デリジェンスの概要

A社はGD Holzの会員であり、GD Holzのデュー・デリジェンス・システムを使用している。デュー・デリジェンスは、各サプライヤーからの輸入品と各樹種について、年1回実施する必要がある。特定の輸入木材製品についてサプライチェーンが同じである場合、輸入ごとにデュー・デリジェンスを繰り返す必要はないが、最初に実施したデュー・デリジェンスの手続きは、1年間有効である。つまり、同じサプライチェーンから輸入される同じ種類の木材製品は、最初の輸入について文書化すれば十分である。例えば、1年間に5,000m³の同製品を500m³ずつ10回に分けて輸入する場合、最初の500m³についてデュー・デリジェンスの記録を残す必要がある。

3) 情報収集

デュー・デリジェンスに通常必要とされる書類は（リスクの高さによって、必要な書類は異なる）、所有権に関するコンセッション契約や伐採許可証、売買契約、請求書や領収書などの関連書類、サプライチェーンに沿った輸送書類などである。木材を、伐採国の特定の地域や特定の森林地域までさかのぼることは可能であるが、木材が伐採された森林内の具体的な場所までは特定できていない。A社は、EUTRではここまでは要求されていないと理解している。A社は、複数の樹種で構成される製品を取り扱っているが、樹種が増えれば増えるほど、デュー・デリジェンスの実施は難しくなると実感している。

4) リスク評価

リスク評価はGD Holzが提供するデシジョン・ツリーに従って実施している。これは、体系的なアプローチになっており、活用しやすい。サプライヤーの中には、自らサプライチェーンの概要を提供しているところもあり、リスク評価がしやすくなってきている。

5) リスク低減措置

A社は、リスク低減措置として、森林認証を主に活用している。民間の合法性検証スキームは活用していない。もう一つのリスク低減措置はサプライヤー訪問を実施し、現地で監査を行うことである。しかし、近年のパンデミックにより、この方法の採用することは少なくなってきている。現地監査の問題点は、直接サプライヤーの生産施設や丸太の倉庫での管理の確認はできるが、その上流のサプライヤーを訪問し監査するということは困難ということである。科学的な分析はまだ活用したことはないが、Thünen Institutに分析を依頼する予定がある。中国から輸入した木材が中国産かどうか（あるいはロシア産か）をテストしたいケースがある。

6) 政府の検査

BLEの検査はすでに4回受けている。BLEはガイダンスを示していないので、初めの頃はどのような文書を使用すればいいのかわからず、対応に苦慮していた。ドイツ政府の検査は、社内で伝え聞いていた他国における検査よりも、非常に綿密な検査だと感じた。BLEの検査官は、アド

バイスをすることはないが、少なくともどの書類が証拠として有効か、有効でないかについては教えてくれたので、参考になった。最初の検査では木材サンプルも採取された。

7) 業界団体の活用

A社はGD Holzの会員であり、コンサルティング・サービスを利用している。初めの頃はデュー・デリジェンス体制の構築について助言を求めた。GD Holzのデュー・デリジェンス実施方法に関するトレーニングを受けている。特定の書類について疑問がある場合は、GD Holzにアドバイスを求めることも可能である。GD Holzから、EUDR、ウクライナ情勢、対ロシア制裁などの最新情報を定期的に入手し参考にしている。

8) 人権・環境デュー・デリジェンス

A社は、サプライチェーン法を遵守することになっており、2023年からの法律施行に対する準備を進めている。Ecovadis社¹²⁶と契約し、A社は、サプライヤー、特に人権・環境リスクが高いと思われるサプライヤーに対して、Ecovadisの評価を受けることを勧めている。Ecovadisが評価したサプライヤーごとに「スコアカード」を作成し管理している。担当者は、中国やブラジルなどのサプライヤーに対しては本法はある程度意味があるが、すべての国のサプライヤーを対象とする必要性については疑問であるとコメントしていた。

9) その他

担当者は、EUTRの理念、サステナビリティの重視、そして違法木材の流通を管理することは基本的には正しいことだが、EU全体で同じレベルで実施される必要があると考えている。ドイツ、イギリス、スカンジナビア、ベネルクスにおいては厳しく監視が行われていると認識しているが、オーストリア、南欧、東欧の国々ではEUTRの執行がかなり弱いと感じている。また、インドネシア産の熱帯木材はFLEGTライセンス以外の要件なく輸入できるが、中国で農民が植林したポプラ材やブラジルの植林地からのマツ材を輸入するには多くの書類が必要となることには矛盾を感じる。

5-3-2-3 B社

B社のデュー・デリジェンス担当者にインタビューを行った。以下は、すべてインタビューで得られた情報である。

1) 会社概要

B社は、1989年にドイツで設立された、従業員18人の輸入木材の卸売企業である。主な事業は、すでに加工された木材製品（窓枠用集成材、端材パネル、集成材、モールディングなど）の輸出入で、主な顧客は窓・ドア業界の企業や小売店である。取引先の要望で、製材、合板、丸太を輸入することもある。主な市場はヨーロッパのドイツ語圏であるが、他のヨーロッパ諸国や海外市場への木材製品の輸出も行っている。顧客から森林認証製品を要求されることは頻繁にあるが、デュー・デリジェンスに関する情報を要求されたことはない。

¹²⁶ サプライチェーンのサステナビリティ評価を提供している企業。 <https://ecovadis.com/ja/>

2) デュー・デリジェンスの概要

B社のデュー・デリジェンスの担当者は、パートタイムで週に2-3日勤務している。新規サプライヤーのデュー・デリジェンスを実施するには、大抵2日程度の作業が必要になる。デュー・デリジェンスには、GD Holzのデュー・デリジェンス・システムを使用している。

3) 情報収集

情報収集では、森林から輸出までのサプライチェーンの全ステップをくまなく示し、合法的に伐採された木材であることを証明する書類を収集する必要がある。GD Holzのテンプレートは、収集すべき情報が体系的に記載されており、B社は以下の情報を収集している。

- 森林からサプライチェーンに関わる全サプライヤー
- コンセッション契約書
- 伐採許可証

B社はサプライチェーン全体について、全サプライヤーのリストを作成している。証拠として入手した文書中に示された重要な情報にマークを付け、説明を添えている。重要な情報とは、文書の種類、買い手と売り手、日付、有効期間、製品の説明、樹種、数量、木材の伐区に関する情報等である。GD Holzのテンプレートには、サプライヤー名と住所、製品、樹種（一般名と学名の両方）、原産国と地域、認証の場合は認証制度のデータベースで確認した認証番号、有効期限などの情報を記載する。サプライヤーからのメールによる情報も文書として保管し活用することがある。B社は、文書がもっともらしいことを確認することが極めて重要と考えている。例えば、時系列的に妥当な日付、現実的な換算係数などである。また、伐採された森林ユニットの場所を示す地図を入手することも重要だと考えている。サプライヤーから提供される書類の種類は様々である。最近によく準備し詳細な情報を提供するサプライヤーも増えてきた。中国のサプライヤーからは、中国で合法的に伐採されたものであることを示す書類を入手できた。ウクライナからの輸入は、リスクが高いため、FSC認証材のみを輸入している。GD Holzが特別に準備しているウクライナ用のテンプレートに必要情報を記入する必要がある。書類の多くは現地語で書かれており、Google翻訳を活用している。B社担当者は、情報収集がデュー・デリジェンスにおいて最も手間を要し、困難な部分であると考えている。また、書類を収集して確認しても、「合法的に伐採された」と証明することはとても難しいと考えていた。

4) リスク評価

B社はGD Holz社が提供する、採点システムに基づく「デシジョン・ツリー」を活用している。これは体系的にできており、リスク評価と意思決定のプロセスで苦慮することはない。B社は、リスク評価では、CPIがとても重要と考えている。デシジョン・ツリーに従うと、CPIが30以下であると、最終的に「無視できるレベルのリスク」という評価を得ることはできない。

5) リスク低減措置

リスクが「無視できないレベル」と評価された場合、サプライヤーの監査を毎年行う必要がある。サプライヤーの監査は、サプライヤーの積極的な協力があって初めて可能となるものであり、実施を実現するために多大な手間を要する。また、監査を実施できる現地コンサルタントを雇う

必要もある。サプライヤー監査では、書類、地図、写真などをチェックするが、これでもリスク低減には不十分な場合がある。B社は、森林認証はリスク低減策として有効であり、活用している。科学的試験はこれまで活用したことはない。B社は、リスク評価の結果に基づき、サプライヤーとの契約をしないことを決定したり、サプライヤーの変更を行ったことがある。

6) 政府の検査

B社は、すでに3回(2019年、2020年、2022年)、BLEによる検査を受けている。丸材、製材、窓用スカントリング材が検査対象であった。すべての検査で問題は生じなかった。最初の検査では5つの出荷が指定され、2回目と3回目の検査ではそれぞれ3つの出荷が指定された。1回目の検査では、BLEから建設的なアドバイスが提供され、どのような追加書類が必要なのか理解できた。そのため2回目以降の検査では、必要な書類を準備することができた。2020年の検査は、コロナウィルスのパンデミックの影響によって、オンラインで行われた。

7) 業界団体の活用

B社が加盟している業界団体はGD Holzのみで、2013年から加盟している。B社は、GD Holzのデュー・デリジェンス・ツールを活用している他、ニュースレター、デュー・デリジェンス・システムに関する法的要求事項に関する説明等の情報を受け取っている。また、デュー・デリジェンスのプロセスでわからないことが生じた場合に具体的なアドバイスを求めたり、サプライヤーから提供された書類の確認をしてもらうこともできる。例えば、中国のサプライヤーが、取引した木材は中国で合法的に伐採されたものであると主張してきたことについて、リスク評価の支援を依頼したことがある。B社は、GD Holzの会員であることは、デュー・デリジェンスの実施に非常に役立っており、このような問い合わせができることは安心感につながっていると考えていた。

8) その他

B社は、顧客から製品のサプライチェーン情報の開示を求められたことがあるが、自社のサプライチェーンを開示することはできない。GD Holzが開発した、デュー・デリジェンスを実施したことを示す「合法性証明書」にサインして、提供することを提案した。

B社が輸入している木材製品は、どの森林地域で伐採されたかの追跡は可能であるが、その森林内での具体的な場所までの追跡はできない。担当者は、このような追跡は法的要件ではないと認識しているが、現在議論されているEUDR法案ではそれが要求事項となる可能性があることは認識しており、将来の問題となる可能性があると考えていた。また、EUTRのデュー・デリジェンスによる違法伐採対策というコンセプトは良いが、それが実際に違法伐採問題を解決できているかについては疑問であり、現在の状況は、自国の木材業界を罰する手段となってしまうと考えていた。

6 英国

6-1 概要

英国（イングランド、スコットランド、ウェールズ）は、欧州連合（EU）との離脱協定に基づき、2020年1月31日にEUから離脱した。離脱に伴い、それまで実施されていたEU木材規制（EUTR）は英国では適用されなくなり、新たに制定されたUK木材規則（UKTR）が2021年1月1日から適用されている。

UKTRにおけるデュー・デリジェンスの要件など制度の内容はEUTRと基本的に同じである。またリスクベースによる英国政府のUKTR施行アプローチもEUTR実施時と基本的に同じである。

過去の林野庁によるクリーンウッド法関連の情報収集事業において、英国に関する情報は、平成30年度事業による報告書にまとめられ、林野庁「クリーンウッド・ナビ」で公開されている¹²⁷。2019年までに施行された法令等とEUTRの施行については既存の報告書で解説されているため、本報告書ではUKTRを中心に、2020年以降に施行された法令と関連する情報及び民間企業によるリスク低減措置に関する事例を収集した。

6-2 違法伐採対策関連法令の更新情報

6-2-1 UK木材規則

英国は、EUとの離脱協定に基づき2020年1月31日にEUを離脱した。EU離脱に伴って、EU木材規則（EU Timber Regulation, EUTR）は、英国では適用されなくなり、離脱に伴って新たに改正されたUK木材規則（UK Timber Regulation, UKTR）が2021年1月1日から適用されている。ただし、EU（離脱）法及び北アイルランド議定書に従い、北アイルランドに限っては、移行期間終了以降もEUTRが適用される。

EU離脱に伴って改正されたUKTRは、法律として一つの文書に統合されていない。全文を見るには、「EUTR」と「その国内法として2013年に制定された旧UK Timber Regulation」（付属資料6.1）をベースに、以下の修正箇所を示した法令で、EUTRのどの部分が離脱によって改正されたかを参照する形になっている。

- 「木材・木材製品及びFLEGT（EU離脱）規則2018年版（The Timber and Timber Products and FLEGT（EU Exit）Regulations 2018（legislation.gov.uk）」（付属資料6.2）
- 「木材・木材製品及びFLEGT（改正）（EU離脱）規則2020年版（The Timber and Timber Products and FLEGT（Amendment）（EU Exit）Regulations 2020（legislation.gov.uk）」（付属資料6.3）

UKTRは、違法伐採木材・木材製品を英国市場に入れることを禁止しており、輸入事業者は、違法伐採木材が英国市場に入るリスクを最小限にするためにデュー・デリジェンスを実施しなけ

¹²⁷ 平成30年度林野庁委託事業「クリーンウッド」利用推進事業のうち追加的措置の先進事例収集事業報告書抜粋版（イギリス）：<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/pdf/r1/r1report-tuika-4-eng.pdf> 及び民間企業のEUTRに対する取組（イギリス）：<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/pdf/r1/r1report-tuika-7-4-swe.pdf>

ればならない。木材関連事業者等の区分やデュー・デリジェンスの要件、対象とする木材製品等の内容は EUTR と基本的に同じである。UKTR の内容を下記に取りまとめる。

6-2-1-1 オペレーターとトレーダーの区分及び課せられた義務

UKTR は、EUTR と同じく、木材関連事業者をオペレーターとトレーダーに区分し、それぞれの義務を定める（表 6.1）。

表 6.1 UKTR におけるオペレーターとトレーダーの区分と義務

区分	定義	義務
オペレーター	木材・木材製品を英国市場へ最初に出荷する事業者	<ul style="list-style-type: none"> 違法伐採木材が英国市場に入るリスクを最小にするためのデュー・デリジェンスを実施する。 使用するデュー・デリジェンス・システムを管理し、定期的に評価を行う。
トレーダー	市場へ既に出荷されている木材・木材製品を市場で販売又は購入する取引業者	<ul style="list-style-type: none"> 木材・木材製品の購入先となったオペレーター又はトレーダーを示した記録を最低 5 年間保存する。 該当する場合には、木材・木材製品の販売先となったトレーダーを特定する。

出典：OPSS（2021）¹²⁸

オペレーターとトレーダーの区分及び課せられる要件は EUTR と同じである¹²⁹。ただし、UKTR では、オペレーターが、EU 市場ではなく、英国市場に最初に出荷する木材輸入事業者が対象になった。つまり、EU 諸国からイギリスに輸入される木材・木材製品についてもデュー・デリジェンス実施の対象となる。

6-2-1-2 デュー・デリジェンスの要件

オペレーターは、独自のデュー・デリジェンス・システムを開発することも、認定された監視団体（Monitoring Organisation）¹³⁰が提供するシステムを利用することもできる。

デュー・デリジェンス・システムは、「情報収集」、「リスク評価」、そして該当する場合は「リスク低減」の 3 段階で構成される。デュー・デリジェンスは予防的措置であり、木材・木材製品が

¹²⁸ OPSS（2021）Timber and Timber Products (Placing on the Market) Regulations 2013, as amended Guidance on the UK Timber Regulations, January 2021. Office for Product Safety & Standards (OPSS), Department for Business, Energy and Industrial Strategy

¹²⁹ EUTR におけるオペレーターとトレーダーの区分とデュー・デリジェンスに関する要件は『林野庁「クリーンウッド・ナビ：EU の合法伐採木材等の流通・利用促進の取組」を参照：<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/eutr.html>

¹³⁰ 英国では 1 団体（Soil Associations）が監視団体として登録されている。監視団体の役割については『平成 30 年度林野庁委託事業『クリーンウッド』利用推進事業のうち追加的措置の先進事例収集事業報告書 抜粋版（イギリス）』を参照：<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/pdf/r1/r1report-tuika-4-eng.pdf>

英国市場に出荷される前に実施されなければならない。オペレーターは、収集した情報に基づきリスク評価を行い、違法伐採木材がサプライチェーンに流入するリスクは無視できるレベルだと判断した場合、製品を英国市場に出荷することができる。リスクが無視できない場合、オペレーターはそのリスクを低減する手段を取らなければならない。リスクが無視できるレベルまで軽減されない限り製品を英国市場に出荷することはできない。

英国政府が作成した UKTR に関する解説資料¹³¹を基に、UKTR で適用されるデュー・デリジェンス・システムの概要と「情報収集」、「リスク評価」、「リスク低減」の各段階について説明する。

1) 情報収集

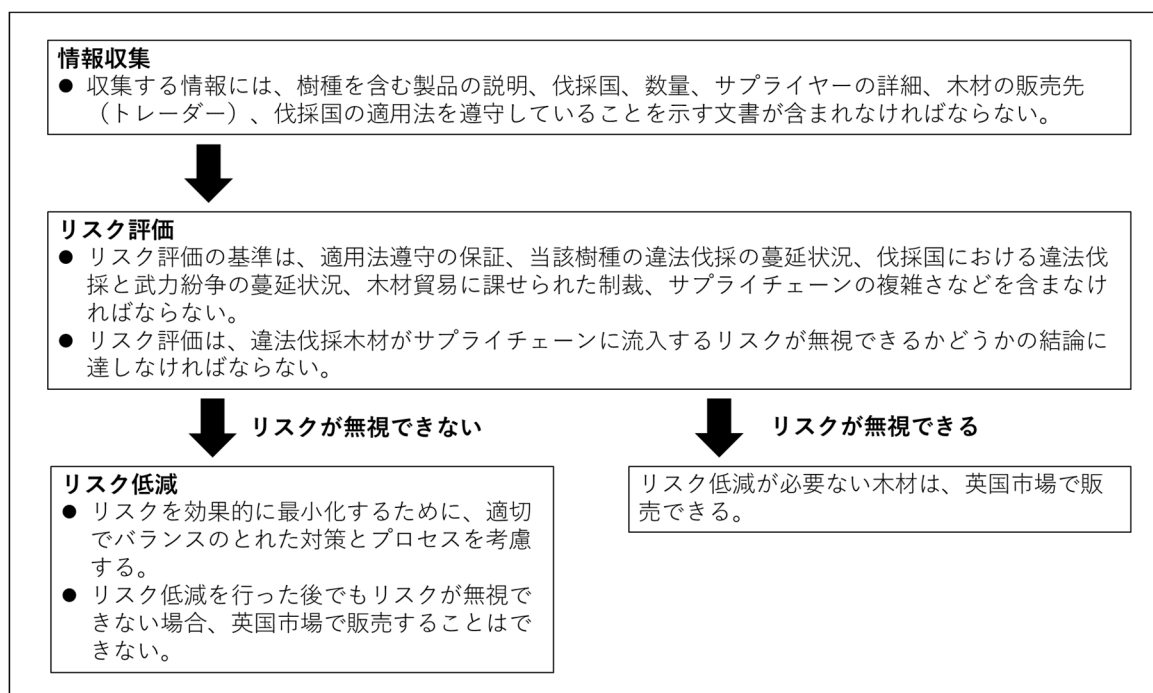


図 6.1 UKTR で適用されるデュー・デリジェンス・システム概要

出典：OPSS (2021) ¹

オペレーターは、市場に出荷しようとしている木材・木材製品に関連する情報を収集しなければならない。収集すべき主な情報を表 6.2 に示す。

表 6.2 情報収集

情報	説明
製品の説明	<ul style="list-style-type: none"> ● 製品の商品名と種類だけでなく、使用された木材樹種の一般名と、該当する場合はその完全な学名が含まれていなければならない。 ● 複数の樹種が使われている場合は、すべての樹種が特定されなければならない。 ● 必要な情報を含む文書の例としては、インボイスや関連文書が挙げられる。

¹³¹ OPSS (2021) 前掲

伐採国	<ul style="list-style-type: none"> 伐採国を特定しなければならない。 該当する場合、州や県などの地域と伐採コンセッションを特定しなければならない。適用される法律は、準国地域、場合によってはコンセッションによって異なる可能性がある。 伐採国、準国地域、伐採コンセッションは地図上に記録すべきである。
量	<ul style="list-style-type: none"> 木材の数量は、体積、重量、個数で申告する必要がある。 この情報は、船荷証券、その他の通関・貿易書類、請求書などの書類に記載されている。
サプライヤーの名前と住所	<ul style="list-style-type: none"> サプライチェーンのトレーサビリティを確保するためにサプライヤー情報を記録しなければならない。
木材の販売先であるトレーダーの名前と住所	<ul style="list-style-type: none"> サプライチェーンの追跡性を確保するために販売先情報を記録しなければならない。 木材が公的機関に販売された場合、この情報は不要である。
適用法への遵守を示す文書	<ul style="list-style-type: none"> 木材が合法的に伐採されたものであることを証明しなければならない。 UKTR は、適用法が地域によって大きく異なることを認識しており、遵守すべき法律を指定していない。しかし、合法性を証明するためには、伐採国、州や県などの地域、場合によってはコンセッションを特定することが重要である。それによって、法遵守を検証するために必要な文書を確保することができる 適用される法律に遵守していることを示す文書の完全なリストを提供することは不可能であるが、例として以下の文書を挙げる。 <ul style="list-style-type: none"> コンセッションライセンス 森林管理計画 適用される税金と関税の支払い証明書 伐採許可量と輸送書類 伐採許可証

出典：OPSS (2021) ¹³²

2) リスク評価

オペレーターは必要な情報を全て収集した後、リスク評価を実施しなければならない。リスク評価で考慮すべき要素を表 6.3 に示す。

表 6.3 リスク評価

リスク基準	説明
適用法遵守の保障	<ul style="list-style-type: none"> 木材が伐採国の適用法に従って伐採されたかどうか、また該当する場合は、州や県などの地域やコンセッションに適用される法律に従って伐採されたかどうか評価する。 法遵守の証明は、伐採の権利を示す文書を用いて行われる。以下の

¹³² OPSS (2021) 前掲

	<p>点について考慮し、入手した文書の評価を行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文書は製品に関連しているものか？ 例えば、伐採許可証を入手した場合、評価対象の木材がその許可証に明記されている場所から伐採されたものであることを証明する必要がある。 ・ 文書は最近発行されたものか、原本か、検証可能なものか？ 文書の発行時期が古い場合や原本のコピーである場合は、特に注意が必要である。文書の真正性を確認するための措置を講じなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ● オペレーターは、適用法の遵守をカバーする認証又は第三者検証制度の利用を手法として含める事が出来る。認証製品には、一般に、認証組織の名称を記載したラベルが貼付される。オペレーターは、認証書を発行した第三者機関が十分な資格を持ち、認証スキーム及び関連する機関と良好な関係にあることを確認する必要がある。
<p>特定の樹種の違法伐採頻度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● オペレーターは、製品に含まれる樹種の違法伐採に関するリスクを評価しなければならない。 ● 樹種リスクに関する決定的な情報源は存在しない。特定の樹種の違法伐採リスクを評価するには、以下の情報源へのアクセスが含まれるが、これらに限定されない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ インターネット ・ 絶滅危惧種を保護するために活動する組織（例えば市民社会）が作成した資料や国際自然保護連合の IUCN 絶滅危惧種レッドリスト¹³³ ・ ワシントン条約（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約：CITES）のチェックリスト¹³⁴
<p>伐採国における違法伐採蔓延、又は武装紛争の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ある国における違法伐採や違法行為の蔓延に関する決定的な情報源は存在しない。オペレーターは伐採国を調査する必要がある。 ● 違法行為は、違法伐採だけでなくその後の加工や輸送における違法伐採材のロンダリングなど、木材サプライチェーンのどの段階でも起こり得る。 ● サプライチェーンに複数の国又は州や県などの準国地域が含まれる場合、それぞれの国や地域について評価しなければならない。 ● 国又は地域内に武力紛争がある場合、注意を払う必要がある。紛争に関する情報は、Council of Foreign Relations の Global Conflict Tracker¹³⁵や New Humanitarian¹³⁶等、様々な組織によって発表されている。しかしながら、これらの情報源が必ずしも包括的であったり、最新であったりしないことに留意する必要がある。 ● 腐敗認識指数 (CPI) を確認し、サプライチェーンにおける伐採や加工に腐敗がどのように関係しているかを検討するべきである。オペ

¹³³ <https://www.iucnredlist.org/ja>

¹³⁴ <https://checklist.cites.org/#/en>

¹³⁵ <https://www.cfr.org/global-conflict-tracker>

¹³⁶ <https://www.thenewhumanitarian.org/maps-and-graphics/2017/04/04/updated-mapped-world-war>

	<p>レーターは、製品の原産地における汚職レベルを確認するために、可能な限り多くの情報源を活用すべきである。情報源は、以下を含むが、これらに限定されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インターネット ・ NGO の報告書 ・ 特定の国で活動する独立した監視組織
木材貿易に関する制裁措置	<ul style="list-style-type: none"> ● サプライチェーンに含まれる国の木材の輸入又は輸出が、国連安全保障理事会又は英国政府から、制裁が課せられているかどうか確認しなければならない。
サプライチェーンの複雑さ	<ul style="list-style-type: none"> ● 伐採地からオペレーターまでの間に加工業者や仲介業者が多いほど、また製品に使用される樹種が多いほど、サプライチェーンは複雑になる。 ● 違法に伐採された木材が混ざっていないことを証明するため、各ポイントでの透明性が必要となる。 ● サプライチェーンのマッピングやサプライチェーンの評価に基づき、製品の合法性を確保するための適切な措置が講じられていることを証明する必要がある。

出典：OPSS (2021) ¹³⁷

3) リスク低減

リスク低減措置は様々であり、対策はリスクの性質によって異なる。あるリスクを低減するためのアプローチは、別のリスクを低減するためには有効でない場合がある。したがって、特定した各リスクに最適な行動を選択することが不可欠である。リスクを軽減するために取るべき行動には、以下のようなものがあるが、これらに限定されるものではない。

- 伐採から輸送までのサプライチェーンのマッピングを行い、追加で認証/検証された文書を要求する。
- 森林管理計画に関する文書を入手し、その遵守を検証する。
- 木材検査を実施し、使用された樹種や伐採地を確認する。
- 現場でサプライチェーンの監査を行う。
- CoC (chain of custody：管理の連鎖) を評価する。
- リスク低減に重点を置いた第三者検証を利用する。
- サプライヤーを変更する。新規のサプライヤーは、リスク評価を行い、調達する製品のリスクが無視できることを確認する必要がある。

6-2-1-3 対象とする木材・木材製品

UKTR が適用される木材・木材製品は、輸出入統計品目番号 (HS コード) にて指定されており、対象は EUTR と同じである。また、以下の場合においてデュー・デリジェンスは免除される。

- イギリスとの自主的パートナーシップ協定 (Voluntary Partnership Agreement, VPA) を締結

¹³⁷ OPSS (2021) 前掲

した国¹³⁸からの輸入で、「森林法施行・ガバナンス・貿易 (Forest Law Enforcement, Governance and Trade, FLEGT)」¹³⁹ライセンスを伴う木材・木材製品

- 有効な CITES (ワシントン条約) 許可証が添付された木材・木材製品

6-2-2 2021 年環境法付属第 17：商業活動における森林リスク商品の使用

英国政府は、英国のサプライチェーンにおける違法な森林減少に取り組むため、2021 年環境法を (Environmental Act 2021) 制定した。その付属第 17「商業活動における森林リスク商品の利用」によって、生産国の法制度を遵守せずに生産された産品 (forest risk commodities, 森林リスク産品) を英国国内で販売することを禁止し、該当する事業者に対しデュー・デリジェンス・システムの導入を義務付けることを決定した。この規制は、イギリスのサプライチェーンの持続可能性を向上させるための幅広い政策パッケージの 1 つとして位置付けられており、熱帯林やその他の生態系保護を目的とする国際的な取組に貢献することが期待される。

2021 年環境法付属第 17 の詳細を効果的に設計するために、英国政府は 2021 年 12 月 3 日から 2022 年 3 月 11 日の期間、パブリック・コンサルテーションを実施し、以下の点について意見を求めた。

- 規制の対象とすべき森林リスク産品
- 規制の対象とすべき事業者
- デュー・デリジェンスに関する要件と報告内容
- 実施方法

英国政府は、パブリック・コンサルテーションの結果を 2022 年 6 月に公開した。様々な団体や個人から合計 16,838 件の回答が寄せられた。回答の多くは、英国のサプライチェーンが関連する違法な森林減少に取り組むために、政府が迅速に行動する必要があるという意見であった。パブリック・コンサルテーションの結果を受け、英国政府は、2021 年環境法におけるデュー・デリジェンスの規定を、二次法を通じて早急に実施する方針を明らかにした。

ただし、木材と木材製品の輸入は UKTR によってすでに規定されており、違法に伐採された木材製品の輸入はすでに禁止されていることから (UKTR 以前には、EUTR を実施していた)、2021 環境法による影響はないと考えられる。2021 環境法付属第 17 は、「この規則は、木材及び木材製品を市場に出す事業者の義務を定めた 2010 年 10 月 20 日付欧州議会及び理事会規則 (EU) 第 995/2010 号 の意味において、木材及び木材製品を特定することはできない。」と記している。

¹³⁸ 2022 年 12 月時点でイギリスはインドネシアと VPA を締結している。

¹³⁹ 欧州委員会 (European Commission: EC) は 2003 年に「森林法の施行・ガバナンス・貿易 (FLEGT) に関する EU 行動計画」を策定した。これに基づき、EU と FLEGT VPA を提携し、木材合法性確認システム (TLAS) を確立したパートナー国からの木材に対しては、FLEGT ライセンス材が発行される。FLEGT ライセンス材については平成 29 年度「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国情報収集事業 報告書の「インドネシア」を参照；https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/pdf/r3/r3report_3.pdf

6-3 違法伐採木材リスク低減に関する事例調査

6-3-1 UK 木材規則の実施状況

UKTR の責任政府機関は、EUTR の管轄官庁であったビジネス・エネルギー・産業戦略省 (Department for Business, Energy and Industrial Strategy : BEIS) の製品安全・基準局 (Office for Product Safety and Standards : OPSS) である。

UKTR の施行に関しては、EUTR 実施時と同様のリスクベースアプローチと罰則規定を採用している¹⁴⁰。

オペレーターの検査は、リスクベースで実施され、違法伐採のリスクが高いと考えられる製品タイプ、樹種、国に焦点を当て、該当する事業者を選定して検査を行う。OPSS のヒアリングによると、OPSS はリスクを検討するために NGO 等の報告書を参考にしており、高リスク製品の例として合板を挙げている。また、リスク国には、中国などの木材加工国も含まれる。例えば、ソロモン諸島産の違法な熱帯広葉樹丸太が中国に輸出され、現地で加工された後、英国に製品が輸出されるリスクがあると考えている。検査の影響を最大化するために、検査対象事業者の選定基準として、事業者の取扱量や取引先の数も考慮される。

OPSS は、検査対象となるオペレーターを選定後、一定期間の全輸入品の概要情報を提出するよう要請し、その中から特にリスクが高いと考えられる製品輸入を選んで立ち入り検査を行う。また、事前通知なしに立ち入り検査を実施する場合もある。

OPSS は違反の程度を考慮して、EUTR 実施時と同様に、以下の 3 段階の罰則を適用している。

- 警告書：軽度の違反行為に対して適用する。
- 是正措置の通告：違反行為（デュー・デリジェンス・システムを構築・維持していない）に対して適用する。是正措置を特定し、一定期間内に措置を行うことを要求する。
- 起訴：デュー・デリジェンス・システム使用の継続的拒否や是正措置の通告に対する違反に適用する。上限のない罰則金、又は最大 2 年間の懲役刑が適用される。

OPSS によると、起訴された場合、罰金は 1 回につき約 5,000 ポンドで、さらに検査コストもオペレーターの負担になる。警告書発行の場合には公開されないが、是正措置の通告と起訴の場合は、企業名とその内容が公表される。2020 年以降の違反事例を表 6.4 にとりまとめる。

表 6.4 UKTR の違反事例 (2020 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日)

日付	罰則タイプ	木材タイプ	輸入国	違反内容
2020 年 7 月	是正措置の通告	MDF から作られたベッドフレーム	中国	● 使用された木材が合法的に伐採されたものであることを確認するための措置を怠った。
2021 年 6 月	起訴 (5,000 ポンドの罰金と	サイドボード	中国	● 使用された木材の樹種と合法的に伐採されたことを示す文書の

¹⁴⁰ 詳細は「平成 30 年度林野庁委託事業『クリーンウッド』利用推進事業のうち 追加的措置の先進事例収集事業報告書 抜粋版 (イギリス)」を参照：<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/pdf/r1/r1report-tuika-4-eng.pdf>

	10,104.48 ポンドの費用、合計15,104.48 ポンドの支払い)			<ul style="list-style-type: none"> • 特定を怠った。 • 当該事業者は、是正措置の通告の以前に受けていたが改善が行われなかった。
2021年9月	是正措置の通告	ウッドチップ	ウクライナ	<ul style="list-style-type: none"> • 使用された木材の樹種、伐採国、伐採の合法性を示す文書の特定を怠った。
2021年9月	是正措置の通告	ペレット	ロシア	<ul style="list-style-type: none"> • 使用された木材の樹種、伐採国、伐採の合法性を示す文書の特定を怠った。 • 違法に伐採された木材がサプライチェーンに入るリスクを低減させる措置を怠った。
2021年9月	是正措置の通告	針葉樹ブリケット状のもの	ロシア	<ul style="list-style-type: none"> • 使用された木材の樹種、伐採国、伐採の合法性を示す文書の特定を怠った。 • 違法に伐採された木材がサプライチェーンに入るリスクを低減させる措置を怠った。
2022年3月3日	是正措置の通告	ペレット	ロシア	<ul style="list-style-type: none"> • 使用された木材の樹種、伐採国、伐採の合法性を証明する書類を特定することを怠った。 • 違法に伐採された木材がサプライチェーンに入るリスクを低減させる措置を怠った。
2022年3月28日	是正措置の通告	ペレット	ロシア	<ul style="list-style-type: none"> • 使用された木材の樹種、伐採国、伐採の合法性を証明する書類を特定することを怠った。 • 違法に伐採された木材がサプライチェーンに入るリスクを低減させる措置を怠った。

出典：OPSS ウェブサイト¹⁴¹

6-3-2 リスク低減に関する国等の取組の実施状況

OPSS は、違法木材の輸入を防止するために木材関連事業者に対するガイダンスの作成や、セミナーの開催、業界団体との対話などの活動を行っている。

OPSS は、違法木材の輸入を防止するために木材関連事業者に対するガイダンスの作成や、セミナーの開催、業界団体との対話などの活動を行っている。

¹⁴¹ <https://www.gov.uk/government/publications/opss-enforcement-actions>

6-3-2-1 UK 木材規則のガイダンス

OPSS は、UKTR の全般を説明したガイダンス¹⁴²を 2021 年 1 月に作成した。表 6.5 にガイダンスの構成と内容を示す。

表 6.5 UKTR のガイダンスの構成と内容

ガイダンスの項目	内容
背景	<ul style="list-style-type: none"> UKTR 成立の背景を説明
スコープ	<ul style="list-style-type: none"> UKTR の対象とする事業者（トレーダー、オペレーター）と木材製品を説明
トレーダーの義務	<ul style="list-style-type: none"> トレーダーの義務を説明
オペレーターの義務	<ul style="list-style-type: none"> オペレーターの義務を説明
リスク低減措置	<ul style="list-style-type: none"> 違法伐採木材のリスクレベルの推定方法と、例を示してリスク低減措置を説明 特定したリスクに応じて、以下のリスク低減措置をとる（場合によっては組み合わせる）ことができると説明： <ul style="list-style-type: none"> 森林管理、サプライチェーン、サプライヤーに関する追加情報の要求 第三者機関の利用 イギリスや国際基準を満たす独立監査システムの利用と報告書の入手 科学的検査の利用 自社によるサプライヤーの検査
リサイクル木材と製品	<ul style="list-style-type: none"> UKTR の対象外となるリサイクル木材と製品についてとその証明方法について説明
紛争木材	<ul style="list-style-type: none"> 紛争木材のリスク評価方法と取扱いについて説明
裏づけのある懸念事項	<ul style="list-style-type: none"> 第三者が、特定の企業の UKTR 不遵守に関する懸念を OPSS に報告する場合の手順等を説明
OPSS の役割	<ul style="list-style-type: none"> OPSS の役割について説明

6-3-2-2 デュー・デリジェンス・ガイド

OPSS 政府は、オペレーターが UKTR で要求されるデュー・デリジェンスの実施を支援するためにガイダンス¹⁴³を作成した。ガイダンスの日本語翻訳版を付属資料 6.4 に掲載する。ガイダンス

¹⁴² UKTR のガイダンス：<https://www.gov.uk/guidance/regulations-timber-and-flegt-licences>

¹⁴³ デュー・デリジェンス・ガイドは以下のリンクからダウンロードできる：<https://www.gov.uk/guidance/regulations-timber-and-flegt-licences>

は「情報へのアクセス」、「リスク評価」、「リスク低減」について説明し、オペレーターがデュー・デリジェンスを実施する際に利用できるフォームと参考事例を提供する。ガイダンスは義務ではなく、参照資料という位置づけとなっている。

OPSS は、デュー・デリジェンス・システムを構成する全ての情報と書類について、アクセス可能なポートフォリオに収め、可能であれば時系列に並べ、各情報／文書が「情報収集」、「リスク評価」、「リスク低減」のどれに該当するのかわかるラベルを付けることを推奨する。またリスクレベルに関する判断とその理由を記録しておくことが重要であると強調する。

6-3-2-3 OPSS のその他の活動

上述のガイダンスの他に、OPSS は地域及び製品タイプ毎にワークショップを開催し、違法伐採木材リスクの特定とリスク低減措置について関連事業者の認識と能力強化を図っている。2022年には、燃料用木材と合板の輸入に関するデュー・デリジェンスについてワークショップを開催した。

さらに、OPSS は、UKTR 実施を強化するために業界団体に積極的に働きかけている。2022年には、木材関連事業者の業界団体であるイギリス木材貿易連合 (UK Timber Trade Federation, UK TTF) や英小売連合 (British Retail Consortium, BRC)、ヨットの業界団体などの会合に参加し、UKTR に関して発表を行った。また、OPSS は木材専門家パネルを設立し、政府機関である環境・食糧・農村地域省 (Department for Environment, Food and Rural Affairs, DEFRA)、UK TTF、大手の小売業者等が参加している。

6-3-3 事業者や業界団体によるリスク低減措置に関する事例

事例を調査するために、業界団体であるイギリス木材貿易連合 (UK Timber Trade Federation, UK TTF) と4事業者 (オペレーター) にヒアリング調査を行った。4事業者は UK TTF の加盟企業である。

6-3-3-1 業界団体の取組：イギリス木材貿易連合

イギリス木材貿易連合 (UK Timber Trade Federation, UK TTF) は、イギリスに拠点を置く木材業界団体で、木材と木材製品を取り扱う輸入業者、商社、代理店、メーカーなどが加盟し、加盟企業の売上高は、英国木材産業全体の約 80% を占める¹⁴⁴。UK TTF は、会員事業者に対してデュー・デリジェンス・システムとツールを提供し、さらに各会員が適切にデュー・デリジェンスを実施したかどうか独立第三者機関 (Soil Associations) と契約して毎年監査を行っている。UK TTF の取組と会員企業に提供するデュー・デリジェンス・システムとツールについては、平成 30 年度林野庁委託事業で取りまとめられ、「クリーンウッド・ナビ」で公開されている¹⁴⁵。

¹⁴⁴ UK TTF は Timber Research and Development Association (TRADA) と合併し、新たに Timber Development UK (T DUK) 形成した。ただし、ヒアリング時 (2022 年 10 月) には、別々の組織として運営されていた : <https://timberdevelopment.uk/>

¹⁴⁵ <https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/pdf/r1/r1report-tuika-4-4-eng.pdf>

6-3-3-2 事業者の取組

1) A社

(1) 事業概要

- 丸太と製材の輸入販売

(2) 輸入先

- 米国、カナダ、フランス、デンマーク、ポーランド、ドイツ、オランダ、ノルウェー、コンゴ共和国、ガボン、カメルーン、コートジボアール、マレーシア、インドネシア、中南米諸国

(3) 輸入木材製品

- 丸太と製材

(4) アフリカ諸国からの輸入木材樹種

- イロコ (Iroko)、イディグボ (Idigbo)、オベチェ (Obeche)、サペリ (Sapele)、ユティレ (Utile) ウェンジ (Wenge) 等の熱帯広葉樹

(5) デュー・デリジェンスの体制とシステム

- 2人の専属スタッフを配置
- UK TTF のデュー・デリジェンス・システム、フォーマットと監査制度を活用
- サプライチェーンマッピングを重視
- 入荷ごとにデュー・デリジェンスを実施
- 新規サプライヤーの場合、スタッフを送ってサプライヤーに対して面談を実施

(6) デュー・デリジェンス（アフリカ諸国から熱帯広葉樹を輸入する場合）

情報収集	<ul style="list-style-type: none">原産国によって書類は異なるが、基本的にコンセッション契約書類、年間伐採許可書を収集する。証拠書類をもとに、伐採源である森林までのサプライチェーンの各段階を特定する。
リスク評価	<ul style="list-style-type: none">NGO の報告書、Open Timber Portal¹⁴⁶、BV Rio の国別デュー・デリジェンス・ガイドライン¹⁴⁷を活用する。コンゴ共和国では Global Forest Watch (GFW)¹⁴⁸を活用し、対象地域の森

¹⁴⁶ 合法木材の生産と貿易を促進するために世界資源研究所 (World Resources Institute: WRI) が開発した情報プラットフォーム。アフリカ諸国の伐採事業者リストと各事業者が自主的にアップロードした木材の合法性に関する書類等が掲載される。一部日本語訳がある：<https://opentimberportal.org/about>

¹⁴⁷ BV Rio の国別デュー・デリジェンス・ガイドライン：<https://www.bvrio.com/plataforma/plataforma/manuais.do>

¹⁴⁸ Google マップを基に、地球規模での森林面積の動態を可視化して提供する。任意の期間や地域を選択し、森林面積の減少や増加を確認することが可能である：<https://www.globalforestwatch.org/>

	林減少について確認する。
リスク低減	<ul style="list-style-type: none"> ● FSC 認証材を活用する。 ● 認証材が使えない場合、以下の合法性検証制度を活用する。 ● Bureau Veritas Timber Legality Origin (OLB) ● Preferred by Nature の LegalSource Standard ● SGS Timber Legality & Traceability Verification (TLTV)

2) B社

(1) 事業概要

- 木材輸入代理店

(2) 輸入先

- 50 か国以上、34 のサプライヤーから調達
- アフリカ、ヨーロッパ、東南アジア、北アメリカ、南アメリカ、ニュージーランド

(3) 輸入木材製品

- 内外装用ドア、家具、木材部品、合板（東南アジア産の熱帯広葉樹合板、その他広葉樹合板、MDO 合板、針葉樹合板、突き板合板）

(4) 輸入樹種

(情報提供なし)

(5) デュー・デリジェンスの体制とシステム

- 1 人の専属スタッフを配置
- UK TTF のデュー・デリジェンス・システム、フォーマットと監査制度を活用
- サプライチェーンマッピングの重視

(6) デュー・デリジェンス

情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ● サプライチェーンマッピングの根拠となる文書（インボイス、伐採許可、認証文書当）、関連情報とデータ（写真、地理的情報）を収集し、保存する。これら情報は監査のために必要なだけでなく、顧客に提供する。 ● Track Record Global などの民間企業のサービスを利用してサプライチェーンや ESG（環境・社会・ガバナンス）に関連するデータを入手する。
リスク評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 証拠書類をもとに、伐採源である森林までのサプライチェーンの各段階を特定し、リスクを評価する。 ● Preferred by Nature や Forest Trends 等の報告書のレビューを行う。 ● 木材サプライチェーン、環境や人権問題に詳しい NGO と対話を行う。

リスク低減	<ul style="list-style-type: none"> • サプライヤーを訪問し、UKTR と自社のデュー・デリジェンス・システムについて説明する。 • サプライヤーとよい関係を構築し、提供される情報の信頼性を高める。 • 認証を活用する。
-------	--

3) C社

(1) 事業概要

- ブラジルの木材を専門に扱う木材企業
- 英国に本社、ブラジルに木材加工工場を有す
- 英国だけでなく米国、フランス、ドイツ、ポーランド等でブラジル産木材を販売

(2) 輸入先

- ブラジル

(3) 輸入木材製品

- ウッドデッキ、床材、製材、合板

(4) 輸入樹種

- 天然木：ジャトバ (Jatobá) とクマル (Cumarú)
- 植林木：チークとユーカリ

(5) デュー・デリジェンスの体制とシステム

- UK TTF のデュー・デリジェンス・システム、フォーマットと監査制度を活用
- サプライチェーンのトレーサビリティを確保 (天然木は切り株レベル¹⁴⁹、植林木は林分まで追跡する)
- クラウド・ストレージを利用した文書・データの管理
- 外部 (OPSS や NGO) に対して透明性を示す

(6) デュー・デリジェンス

情報収集	<ul style="list-style-type: none"> • 丸太ごとに情報収集を行い、トレーサビリティを確保する • 情報収集の記録 (日付とサイン) を付ける。 • ブラジル人の現地スタッフを雇用する (情報収集力の向上、言語問題解決)。
リスク評価	<ul style="list-style-type: none"> • 伐採国の制度に精通する。

¹⁴⁹ 天然木の伐採は択伐方式で行われる。バーコードシステムを活用し、伐採樹木毎にマーキングと登録を行い、伐採した丸太にラベルを付け登録することで切り株レベルの追跡性が確保される。

	<ul style="list-style-type: none"> ブラジルの業界団体や弁護士からインプットをもらう。 第3者に現地監査やサプライチェーン監査を依頼する。
リスク低減	<ul style="list-style-type: none"> 森林認証制度を活用する。ただし、すべてが認証材ではない。 契約前に、サプライヤーを調査する。契約後は定期的に訪問し、よい関係を構築する。 樹種判別がつきにくい樹種は、他の樹種と混ざるリスクが無視できないため取り扱いをやめる。

4) D社

(1) 事業概要

- 広葉樹・針葉樹木材の輸入販売

(2) 輸入国

- 米国、カナダ、ヨーロッパ、マレーシア、インドネシア、ガーナ、コートジボアール、コンゴ共和国、カメルーン

(3) 輸入木材製品

- 丸太と製材

(4) 輸入樹種（アフリカ諸国）

- イロコ (Iroko)、イディグボ (Idigbo)、サペリ (Sapele)、ユティレ (Utile) ウェンジ (Wenge) 等

(5) デュー・デリジェンスの体制とシステム

- 1人の専属スタッフを配置
- UK TTF のデュー・デリジェンス・システム、フォーマットと監査制度を活用。OPSS のガイドランスも活用
- 自社調達方針の策定

(6) デュー・デリジェンス

情報収集	<ul style="list-style-type: none"> 伐採国によって文書は異なるが、基本的に伐採合意書、コンセッション文書やコンセッションマップ、丸太識別番号、インボイス、仕様書、 SHIPPING ドキュメントを収集する。 (アフリカ諸国の場合) Open Timber Portal を活用する。 文書の翻訳を行う (Google 翻訳や専門家に依頼)。
リスク評価	<ul style="list-style-type: none"> 外部専門家に依頼して入手文書を検証し、サプライチェーンマッピングを行う。

	<ul style="list-style-type: none"> ● リスクのほとんどは、違法伐採丸太がサプライチェーンに混入したり、書類で申告されている地域以外から調達されたりすることである。 ● UK TTF の専門家の意見を聞く。 ● Preferred by Nature の Timber Chain が提供するサプライチェーンデータを活用する。 ● 森林減少率の高い地域は高リスクとみなす。
リスク低減	<ul style="list-style-type: none"> ● 樹種の目視検査（樹種確認）と必要に応じて科学検査を活用する。ただし、安定同位体検査は非常に限定的である。カメルーン、北米は参照データがあるが、ガボン、ガーナ、コートジボワールの木材には利用できない。 ● 経験上、サプライヤー訪問時に適切な監査を行うことはできない。サプライチェーンに関する疑問や質問があれば、サプライヤーに質問する。追加情報としてサプライヤーの財務報告書を要求することもある。 ● 認証を利用する。 ● 各発注前にサプライチェーンのチェックを実施する。

行政委任立法
2013 年第 233 号
環境保護

2013 年木材および木材製品（市場供給）規則

起草：2013 年 2 月 6 日

議会へ提出：2013 年 2 月 8 日

発効：2013 年 3 月 3 日

環境との関連で 1972 年欧州共同体法 2 条 2 項の目的を達するために指定を受けた国務大臣は、同法 2 条 2 項および同法別表 2 の 1A 項により与えられた権限を行使して、本規則を制定する。

本規則は、1972 年欧州共同体法 2 条 2 項記載の目的を達するための規定を定める。国務大臣のみるところ、本規則中、木材および木材製品を市場へ供給する業者の義務を定めた 2010 年欧州議会および理事会規則（EU）第 995 号に言及している箇所は、同規則への言及だと解釈するのが便宜上妥当と思われる。同規則別紙は随時改正されるからである。

第 1 部 序

名称・発効・解釈

1. (1) 本規則は、「2013 年木材および木材製品（市場供給）規則」と呼ぶことができる。

(2) 本規則は 2013 年 3 月 3 日に効力を生じる。

(3) 本規則において、

「法人」には、有限責任パートナーシップを含む。

「取締役」とは、構成員が業務を運営している法人においては、同法人の構成員をいう。

「実施規則」とは、木材規則に定める相当の注意制度および監督機関に対するチェックの頻度・性質を詳細に定めた、2012 年欧州委員会実施規則（EU）第 607 号をいう。

「査察官」は、3 条に定める意味を有する。

「救済的訴訟の通知」とは、11 条に従って送達する通知をいう。

「役員」とは、法人においては、法人の取締役、秘書官その他同様の役員をいう。

「パートナーシップ」には、有限責任パートナーシップを含まない。

「敷地」には、車両、船舶、航空機、ホバークラフト、テントその他の可動構造も含む。

「押収通知」とは、9 条 2 項にもとづいて送達する通知をいう。

「木材」とは、木材および木材製品をいう。

「木材規則」とは、木材および木材製品を市場へ供給する業者の義務を定めた、2010 年欧州議会および理事会規則（EU）第 995 号をいう。同規則の別表は随時改正されるからである。

「法人格なき社団」には、パートナーシップを含まない。

(4) 本規則中で使用する用語であって、木材規則または実施規則中でも使用されている用語は、それら両規則中において有する意味を有する。

発効関連情報：1条2項記載のとおり、2013年3月3日に発効。

管轄当局

2. (*2条は2020年に削除済み)

国務大臣は、以下の各規則における管轄当局である。

- (a) 木材規則。
- (b) 木材規則に定める監督機関の認定および撤回に関する手続の定めに関する2012年欧州委員会委任規則(EU)第363号。
- (c) 実施規則。

査察官

3. 国務大臣は、木材規則および実施規則を執行するため、査察を行う者(「査察官」)を書面で任命することができる。

第2部 犯罪

犯罪

4. 以下のいずれかを遵守しないのは犯罪である。
- (a) 木材規則4条1項(違法に伐採した木材の市場供給の禁止)。
 - (b) 木材規則4条2項(相当の注意を払う義務)。
 - (c) 木材規則4条3項(相当の注意制度を維持・評価する義務)。
 - (d) 木材規則5条(トレーサビリティーの義務)。
 - (e) 実施規則5条1項(記録保存義務)。
 - (f) 10条(査察官に対する妨害)。
 - (g) 救済的訴訟の通知。

相当の注意抗弁

5. (1) 4条(a)または(b)にもとづく犯罪の訴訟手続において、ある者(「A」)が、自己が相当の注意制度を適正に利用したことを証明するのは、Aの抗弁となる。

(2) 同抗弁に、犯罪の実行が以下のいずれかの理由によるものだったとの主張が含まれているときは、Aは裁判所の許可を得た場合を除き、同抗弁に頼ることはできない。

- (a) 第三者(「B」)の作為または不履行。
- (b) Bから提供された情報に依存したこと。

ただしAが、3項に従い、訴訟提起者に通知を送達したときは例外とする。

(3) 2項において、通知は以下のとおり送達しなければならない。

- (a) イングランド、ウェールズまたは北アイルランドでは、訴訟の審理の正味7日前までに。
- (b) スコットランドでは、略式手続の場合は審理の正味7日前までに、正式起訴手続の場合は第1回審理時まで。

(4) 通知には、Aが所持する情報であってBを特定する情報、またはBの特定に資する情報を記載しなければならない。

(5) A は、B から提供された情報に依存していたからという理由で同抗弁に頼ってはならない。ただし A が、とくに以下の各事項との関連で、状況全般からみて同情報に依存するのが合理的だったことを証明した場合は例外とする。

- (a) 同情報を検証するため A がとった行動、および合理的にとりえた行動。
- (b) 同情報を信じない理由が A にあったか否か。

法人、パートナーシップまたは法人格なき社団による犯罪

6. (1) パートナーシップまたは法人格なき社団が犯したとされる、本規則にもとづく犯罪の訴訟手続は、同パートナーシップまたは社団に対し、同パートナーシップまたは社団の名において提起することができる。

(2) かかる訴訟手続において、

(a) 文書送達に関する裁判所規則は、同パートナーシップまたは社団が法人である場合と同様に効力を有する。かつ、

(b) 以下の各規定は、法人におけると同様に適用される。

(i) 1925 年刑事司法法 33 条（会社に対する犯罪訴追手続）および 1980 年治安判事裁判所法別表 3（会社）。

(ii) 1945 年刑事司法法（北アイルランド）18 条（訴追手続）および 1981 年治安判事裁判所（北アイルランド）命令別表 4（会社）。

(3) 本規則にもとづく犯罪の有罪判決において、パートナーシップまたは社団に科せられた罰金は、同パートナーシップまたは社団の基金から支払う。

(4) 法人が犯した、本規則にもとづく犯罪につき、以下のいずれかの事項が証明されたときは、その役員および同法人は同犯罪につき有罪であって、しかるべく訴追され刑罰を受ける責を負う。

- (a) 役員の同意または黙認のもとに実行されたこと。
- (b) 役員の過失が原因であること。

(5) パートナーシップが犯した、本規則にもとづく犯罪につき、以下のいずれかの事項が証明されたときは、そのパートナーおよび同パートナーシップは同犯罪につき有罪であって、しかるべく訴追され刑罰を受ける責を負う。

- (a) パートナーの同意または黙認のもとに実行されたこと。
- (b) パートナーの過失が原因であること。

(6) 法人格なき社団が犯した、本規則にもとづく犯罪につき、以下のいずれかの事項が証明されたときは、その役員または構成員、および同社団は同犯罪につき有罪であって、しかるべく訴追され刑罰を受ける責を負う。

- (a) 同社団の役員またはその管轄機関の構成員の同意または黙認のもとに実行されたこと。
- (b) 同役員または構成員の過失が原因であること。

(7) 4 項、5 項および 6 項において役員、パートナーまたは構成員というときは、かかる資格で行動すると称する者を含む。

第 3 部 執行

立ち入り権限

7. (1) 査察官が、木材規則および実施規則を執行するため合理的通知を送達したときは、合理的時間帯に敷地内へ立ち入ることができる。ただし、全面的にまたは主に私的住居として使用されている敷地を除く。

- (2) 通知送達要件は、以下の各場合には適用されない。
- (a) 立ち入り合意に向けた合理的努力が成功しなかったとき。
 - (b) 通知を送達すれば立ち入り目的を損なうと、査察官が合理的に信じる時。
 - (c) 4条にもとづく犯罪がすでに実行されたという合理的疑いを査察官が有するとき。
 - (d) 非常時。
- (3) 査察官は、要請があれば、適正に認証された授權文書を提示しなければならない。
- (4) 1項は、5項に従って発付された令状により与えられた立ち入り権限に影響を与えない。
- (5) 治安判事は、宣誓の上での書面の訴追請求 (information) によって以下の各事項を認めた場合、署名した令状により査察官に対し、敷地内への、必要とあらば合理的実力を行使しての立ち入りを許可することができる。
- (a) 木材規則および実施規則を執行するために査察官が敷地内へ立ち入る合理的理由があり、かつ、
 - (b) 6項記載のいずれかの条件を充たすとき。
- (6) 条件は以下のとおりとする。
- (a) 敷地内への立ち入りが拒否されたか、または令状なしでは拒否されそうな場合であって、令状申し立て意図の通知が占有者にすでに送達されたとき。
 - (b) 敷地内への立ち入りを要請するか、またはかかる通知を送達すれば、立ち入り目的を損なうとみられるとき。
 - (c) 緊急の立ち入りが必要なとき。
 - (d) 敷地が占有下にないか、または占有者が一時的に不在のとき。
- (7) ただし5項記載の権限は、全面的または主に私的住居として使用されている敷地には適用されない。
- (8) 令状の有効期間は3カ月とする。
- (9) 本条にもとづいて敷地内へ立ち入る査察官は、以下の各事項を実施することができる。
- (a) 以下の各項記載の者を同行させること。
 - (i) 査察官が必要と思料する第三者。
 - (ii) 欧州委員会の代表者。(* (ii) は2020年に削除済み)
 - (b) 査察官が必要と思料する設備を敷地内へ持ち込むこと。
- (10) 占有下にないか、または占有者が一時的に不在な敷地内へ立ち入る査察官が敷地を退去するときは、同敷地を、無権限の立ち入りに対し、査察官立ち入り前と同様に有効に保護された状態にして退去しなければならない。
- (11) 査察官は、本規則により与えられた権限を行使するため、車両、船舶、航空機またはホバークラフトであって、木材輸送に使用されていると同人が信じる合理的理由があるものを停止させることができる。
- (12) 本条において、
- (a) スコットランドでは、治安判事といえば執行官を意味し、宣誓の上での書面の訴追請求 (information) といえば、宣誓の上での証拠を意味する。
 - (b) 北アイルランドでは、治安判事といえば法曹資格なき治安判事を意味し、宣誓の上での書面の訴追請求 (information) といえば、宣誓の上での書面の訴追請求 (complaint) を意味する。

査察権限

8. (1) 7条にもとづく権限を行使するため敷地内へ立ち入った査察官は、以下の各事項を実施することができる。

- (a) 敷地、および敷地内で発見した以下の各物件を査察すること。
 - (i) プラント、機械または設備。
 - (ii) コンテナ。
 - (iii) 木材。
 - (b) 敷地内を捜索すること。
 - (c) 形態をとわず文書、記録その他の情報にアクセスし、それを査察し複写し、かつ複写のため持ち出すこと。
 - (d) かかる文書、記録その他の情報と関連して使用されているコンピュータおよび関連機器の提示を要請し、かかる機器の搭載データおよび動作を検査・検証し、かつ、コンピュータ記録を、査察官が容易にアクセスでき持ち出せる形態で提示するよう要請すること。
 - (e) 木材の標本を採取すること。
 - (f) 検査、捜査またはテストを行うこと。
 - (g) 写真撮影、計測または記録を行うこと。
- (2) 査察官は、木材規則および実施規則の執行のために必要な以下の各事項の提供を要請することができる。
- (a) 支援。
 - (b) 木材。
 - (c) 文書、記録その他の情報。

押収権限

9. (1) 査察官が、4条(a)にもとづく犯罪があったと信じる合理的理由を有するときは、木材を押収し持ち出すことができる。
- (2) 査察官が押収木材の占有者を特定できるときは、以下の各条件を充たす通知（「押収通知」）を同人に送達しなければならない。
- (a) 木材を押収する理由を記載し、かつ、
 - (b) 同人には本条にもとづく押収に対し上訴する権利があることと、5項にもとづく上訴の通知の送達先住所とを記載する。
- (3) 査察官が押収木材の占有者を特定できないが、その所有者は特定できたときは、所有者に押収通知を送達しなければならない。
- (4) 査察官が押収木材をただちに持ち出せないときは、形態をとわず木材にマーキングし、かつ、押収通知の送達を受けた者に対して通知を送達して、当該木材を特定するとともに、査察官が収集するまで、または査察官が別段の手配を行うまでの間、敷地からの持ち出しを禁ずることができる。
- (5) 査察官から押収通知の送達を受けた者は、送達から28日以内に国務大臣に対し、押収に対して上訴する理由全般を記載した上訴通知を、押収通知記載の住所宛てに送達することができる。
- (6) 国務大臣が5項に従った上訴通知を受け取ったときは、同押収木材が犯罪捜査目的で留置されている場合を除き、以下のいずれかの事項を実施しなければならない。
- (a) 押収通知を撤回し、木材がすでに持ち出されている場合は、持ち出した元の場所、その他状況に応じて相当な場所へ木材を返還する。
 - (b) 以下の各事項を命じる裁判所命令を求める手続をとる。
 - (i) 押収通知の追認。
 - (ii) 国務大臣による、または査察官から押収通知の送達を受けた者による、木材の破棄、寄付、売却その他の処分。

(7) 8項記載のいずれかの条件を充たすときは、国務大臣は以下のいずれかの事項を実施することができる。

- (a) 木材を破棄すること。
- (b) 木材を寄付し、売却し、またはその他の方法で処分すること。
- (c) 査察官から押収通知の送達を受けた者がいれば、同人に対してさらなる通知を送達して、そのさらなる通知記載の方法で、かつ記載の期間内に、同木材を破棄しまたはその他の方法で処分するよう要請すること。

(8) 条件は以下のとおりとする。

(a) 木材押収から 28 日以内に、査察官が押収木材の占有者または所有者を特定できないとき。または、

(b) 国務大臣が、5 項に従った上訴通知を受け取らなかったとき。

(9) 本条にもとづく治安判事裁判所における訴訟手続は、訴追請求 (complaint) により行う。同手続には、1980 年治安判事裁判所法が適用される。

(10) 北アイルランドでは、本条にもとづく治安判事裁判所における訴訟手続には、1981 年治安判事裁判所 (北アイルランド) 命令が適用される。

(11) スコットランドでは、訴訟手続は執行官の面前での略式手続申し立てにより行う。

査察官に対する妨害

10. 査察官が本規則にもとづく権限を行使するときは、何びとも以下のいずれかの事項を行ってはならない。

- (a) 故意に査察官を妨害すること。
- (b) 合理的な免責事由がないのに、査察官から合理的に要請された情報または支援を提供しないこと。
- (c) 故意に虚偽の、または誤解を招く情報を査察官に提供すること。
- (d) 合理的な免責事由がないのに、査察官から合理的に要請された記録または文書を提示しないこと。
- (e) 合理的な免責事由がないのに、以下のいずれかの事項を遵守しないこと。
 - (i) 7 条 11 項にもとづく停止の要請。
 - (ii) 9 条 4 項または 7 項(c)にもとづく通知、または同条 6 項(b)にもとづく命令。

救済的訴訟の通知

11. 査察官が、4 条(b)または(c)にもとづく犯罪を犯した者がいると信じる合理的理由を有するときは、以下の各事項を記載した通知 (「救済的訴訟の通知」) を同人に送達することができる。

- (a) 査察官がそのように信じる理由を述べる。
- (b) 容疑の犯罪を構成する事項を特定する。
- (c) 被送達者が木材規則 4 条 2 項 (相当の注意実施義務) または 4 条 3 項 (相当の注意制度の維持・評価義務) を遵守するためにとるべきだと、査察官が思料する措置を特定する。
- (d) 通知記載の (14 日以上) の期間内に、かかる措置、または少なくともそれと同等の措置をとるよう同人に要請する。

救済的訴訟通知に対する上訴

12. (1) 救済的訴訟通知により被害を受けた者は、治安判事裁判所に対し、スコットランドでは執行官に対し、上訴することができる。

(2) 1 項にもとづく治安判事裁判所への上訴手続は訴追請求 (complaint) による。手続には 1980 年治安判事裁判所法が適用される。

(3) 1 項にもとづく執行官への上訴は、略式手続申し立てによる。

(4) 上訴を提起できる期間は 28 日間、または救済的訴訟通知に記載する期間の、いずれか早い方とする。

(5) 救済的訴訟通知には、以下の各事項を記載しなければならない。

(a) 治安判事裁判所または執行官への上訴権。

(b) かかる上訴を提起できる期間。

(6) 上訴の係属中、裁判所は救済的訴訟通知を一時停止することができる。

(7) 裁判所が救済的訴訟通知に対する上訴を受けたときは、通知を取り消すか、または通知に変更を加えもしくは加えずに追認することができる。

罰則

13. (1) 4 条(a)、(b)または(c)にもとづく犯罪で有罪となった者には、以下の刑を科す。

(a) 陪審によらない有罪判決の場合は、法定上限額以下の罰金または 3 カ月以内の拘禁、またはその両方。

(b) 正式起訴による有罪判決の場合は、罰金または 2 年以内の拘禁、またはその両方。

(2) 4 条(d)、(e)、(f)または(g)にもとづく犯罪で有罪となった者には、陪審によらない有罪判決により、標準スケールのレベル 5 を超えない罰金を科す。

(3) 1 項にいう法定上限額は、スコットランドにおける有罪判決については、5,000 ポンドと解釈する。

(4) 1980 年治安判事裁判所法 127 条 (期間制限) または 1981 年治安判事裁判所 (北アイルランド) 命令 19 条 (犯罪を告発する訴追請求 (complaint) に裁判権を与えるために提起すべき期間) にかかわらず、イングランド、ウェールズおよび北アイルランドでは、4 条にもとづく犯罪が 5 項記載の該当条件を充たす場合は、治安判事裁判所は以下のいずれかの事項を実施することができる。

(a) イングランドおよびウェールズでは、訴追請求 (information) を審理する。

(b) 北アイルランドでは、訴追請求 (complaint) を審理する。

(5) 犯罪実行日から 3 年以内と、検察官が犯罪を発見してから 1 年以内とのいずれか早い方に、以下の条件を充たすことを条件とする。

(a) イングランドおよびウェールズでは、訴追請求 (information) が提起されること。

(b) 北アイルランドでは、訴追請求 (complaint) が提起されること。

(6) 1995 年刑事訴訟 (スコットランド) 法 136 条 (一定犯罪の期間制限) にかかわらず、スコットランドでは、4 条にもとづく犯罪の陪審によらない訴訟手続は、犯罪実行日から 3 年以内と、検察官が犯罪を発見してから 1 年以内の、いずれか早い方に開始することができる。

(7) 1995 年刑事訴訟 (スコットランド) 法 136 条 3 項は、同条においてと同様に本条 6 項においても適用される。

(8) 本条において、

(a) 検察官が署名し、または同人に代わって署名された証明書であって、訴訟手続を正当化するに足りる証拠を検察官が知った日を記載した証明書は、同事実の確定証拠となる。

(b) 上記事項を記載した証明書であって、上記のとおり署名されたと称する証明書は、別段の証明がない限り、かかる署名があるものとみなす。

(9) 北アイルランドの治安判事裁判所における、11 条にもとづく救済的訴訟通知に関連した訴訟手続には、1981 年治安判事裁判所（北アイルランド）命令が適用される。

執行費用の回収

14. (1) 本条は、裁判所が 4 条にもとづく犯罪で被告人に有罪判決を下したときに適用される。

(2) 裁判所は、(裁判所が費用や出費につき下す他の命令に加えて)、有罪判決を受けた被告人に対し、国務大臣または査察官が同犯罪の捜査にあたって合理的に負担した費用を国務大臣に返還するよう命じることができる。7 条、8 条または 9 条にもとづく権限の行使にあたって負担した費用も含む。

第 4 部 雑則

執行権限の制限

15. 本規則中のいかなる規定も、以下の各事項を意味するものとして解釈しない。

(a) いかなる裁判所のいかなる訴訟手続においても、それが法曹特権の対象だという理由で、またはスコットランドにおいては、それが弁護士（アドヴォケートまたはソリシタ）の職務に関連して弁護士により、または弁護士宛てに作成された機密通信を含むからという理由で所持者が提示拒否権を有する文書を、提示するよう同人に要請すること。

(b) 文書占有権者の占有下にある文書の占有を、第三者に授権すること。

通知の送達

16. (1) 本規則にもとづいて送達する通知は書面でなければならず、いつでも書面に変更、一時停止または撤回することができる。

(2) 通知は以下のいずれかの方法で送達することができる。

(a) 手渡しによる交付。

(b) 被送達者の適正な住所に届ける。

(c) 被送達者の適正な住所宛てに郵送し、または電子的手段で送付する。

(3) 法人に対する通知は、同法人の役員に送達することができる。

(4) パートナースHIPに対する通知は、同パートナーシップの事業を支配または管理するパートナーその他の者に送達することができる。

(5) 法人格なき社団に対する通知は、同社団の役員またはその管轄機関の構成員に送達することができる。

(6) 本条において、かつ 1978 年解釈法 7 条（郵送による文書送達）が本条に適用される場合においては、「適正な住所」とは以下のいずれかを意味する。

(a) 法人またはその役員については、

(i) 同法人の登録上の、または主たる営業所。

(ii) 同役員のメールアドレス。

(b) パートナースHIP、または同パートナーシップの事業を支配または管理するパートナーその他の者については、

(i) 同パートナーシップの主たる営業所。

(ii) 同パートナー、またはその支配者または管理者のメールアドレス。

(c) 法人格なき社団、または同社団の役員またはその管轄機関の構成員については、

(i) 同社団の主たる営業所。

(ii) 同役員または構成員のメールアドレス。

(d) 上記以外の場合は、被送達者の最近の知られた住所とする。メールアドレスも含む。

(7) 6条において、英国外で登録した会社、または英国外で事業を行うパートナーシップや法人格なき社団の主たる営業所は、英国内の主たる営業所とする。

(8) 合理的調査を経ても、本規則にもとづいて通知を送達すべき敷地の占有者の名称または住所を確認できないときは、通知を敷地内の建物または物に、目立つよう貼付することによって送達することができる。

見直し

17. (1) 国務大臣は随時、以下の各事項を実施しなければならない。

(a) 本規則の見直しを行うこと。

(b) 見直しの結論を報告書に記載すること。

(c) 報告書を公表すること。

(2) 国務大臣が見直しを行うにあたっては、合理的な範囲で、木材規則および実施規則が他の加盟国においてどのように執行されているかを考慮しなければならない。

(3) 報告書には、とくに以下の各事項を記載しなければならない。

(a) 本規則によって達成を意図する目的。

(b) それらの目的がどの程度達成されたかの評価。

(c) それらの目的が依然として適切か否か、もし適切であれば、それらの目的をどの程度、より負担の軽い形で達成できるかの評価。

(4) 本条にもとづく第1回報告書は、2013年3月3日から始まる5年間の末までに公表しなければならない。

(5) 本条にもとづくその後の報告書は、5年を超えない間隔で公表する。

リチャード・ベノン

環境食糧農村省政務次官

解説（本解説は本規則の一部ではない）

本規則は英国内で適用され、以下の各規則を執行する。

(a) 木材および木材製品を市場へ供給する業者の義務を定めた2010年欧州議会および理事会規則（EU）第995号（「木材規則」）。

(b) 木材規則に定める相当の注意制度および監督機関に対するチェックの頻度・性質を詳細に定めた、2012年欧州委員会実施規則（EU）第607号。

本規則2条は、国務大臣を木材規則、実施規則、および木材規則に定める監督機関の認定および撤回に関する手続の定めに関する2012年欧州委員会委任規則（EU）第363号の管轄当局に指定する。3条は、国務大臣の査察官任命権を定める。

第2部は、本規則にもとづく犯罪につき定める。4条は、犯罪を定める。5条は、うち2犯罪について、相当の注意抗弁を定める。6条は、会社による犯罪につき定める。

第3部は、執行につき定める。7条、8条および9条は、査察官に立ち入り・査察・押収権限を与える。10条は、査察官に対する妨害を禁ずる。11条は、木材規則に定める相当の注意義務を遵守していないと査察官が信じる者に対して救済的訴訟通知を送達する権限を、査察官に与える。12条は、かかる通知に対する上訴を定める。13条は、本規則にもとづく犯罪に対する罰則を定める。14条は、国務大臣および査察官が負担した捜査費用を補償するよう、かかる捜査を経て有罪判決を受けた者に命じる権限を裁判所に与える。

15条は、法曹特権の対象となる文書、およびスコットランドにおけるそれに相当する文書に関して定める。16条は、5条、7条および9条にもとづく通知の送達方法を定める。17条は、本規則の運用・効果を見直し、本規則の発効から5年後およびその後5年ごとに報告書を公表することを国務大臣に義務づける。

本法が事業費に与えるとみられる影響の影響評価全文は、www.ialibrary.bis.gov.uk 上で参照できる。「解説覚書」および本規則と並んで、www.legislation.gov.uk 上でも公表している。

法改正による影響：

現時点でわかっている限りでは、2013年木材および木材製品（市場供給）規則に対する顕著な影響はない。

行政委任立法
2018 年第 1025 号
欧州連合離脱
環境保護

2018 年木材および木材製品ならびに FLEGT (EU 離脱) 規則

選別要件充足：2018 年 9 月 11 日

起草：2018 年 9 月 21 日

議会へ提出：2018 年 9 月 25 日

規則 1 条に従い発効

国務大臣は、2018 年欧州連合（離脱）法 8 条 1 項により授与された権限を行使して、本規則を制定する。

同法別表 7 の 3 条 2 項（本規則に関する適正な議会手続）に定める要件は満たされた。

第 1 部

呼称・発効

1. 本規則は、「2018 年木材および木材製品ならびに FLEGT (EU 離脱) 規則」と呼ぶことができ、離脱日において効力を生ずる。

第 2 部 2 次法 (subordinate legislation) の改正

2012 年森林法施行・ガバナンス・貿易 (FLEGT) 規則の改正

2.

- (1) 2012 年森林法施行・ガバナンス・貿易規則を、以下のとおり改正する。
- (2) 2 条を削除する。
- (3) 3 条を以下のとおり改正する。

3. (1) 物が HMRC 官吏の管理下にある場所では、一般関税係官が欧州規則を執行するものとする。

(2) 1 項において、HMRC 官吏の管理下にある物というときは、以下のいずれかの場合を含む。

(a) HMRC 官吏から（口頭でとその他の方法でとを問わず）与えられた指示に従って物を処理し、またはその他の方法で取り扱うことを要する場合。

(b) HMRC 官吏が定めた場所に物を保管することを要する場合。

(3) 本規則において「HMRC 官吏」とは、英国歳入関税局官吏をいう。

(4) 4 条を削除する。

- (5) 6条9項(a)(ii)を削除する。

2013年木材および木材製品（市場供給）規則の改正

3.

- (1) 2013年木材および木材製品（市場供給）規則を、以下のとおり改正する。
- (2) 2条を削除する。
- (3) 7条9項(a)(ii)を削除する。

第3部 維持された直接EU法の改正

2005年欧州理事会規則（EC）第2173号の改正

4.

(1) 欧州共同体内への木材の輸入に向けた FLEGT ライセンス枠組の設立に関する 2005 年欧州理事会規則第 2173 号を、以下のとおり改正する。

(2) 1条において、

(a)1項において、

- (i) 「共同体」を削除する。
- (ii) 「製品」のあとに「英国内へ」を挿入する。
- (b)3項中、「別紙1記載の」を削除する。

(3) 2条において、

(a)1項において、

- (i) 初出2カ所の「共同体」を「英国」と改める。
- (ii) 3カ所目の「共同体」を削除する。
- (iii) 「国境」を「輸入」と改める。
- (b)2項中、「別紙1記載のとおり」を削除する。
- (c)3項において、
- (i) 「共同体」2カ所を「英国」と改める。
- (ii) 「FLEGT アクションプランを支援して」を削除する。
- (d)4項中、「別紙1記載のとおり」を削除する。
- (e)8項を以下のとおり改正する。

8. 「管轄当局」とは国務大臣をいう。

(f)9項において、

- (i) 初出の「共同体」を「英国」と改める。
- (ii) 「に定義するとおり」から最後までを削除する。
- (g)11項中、「の意味の範囲内において」から最後までを「英国において」と改める。
- (h)13項中、「共同体」を「英国」と改める。
- (i)14項のあとに、以下を挿入する。

15. 「非営利的な物」とは、折に触れて英国内へ持ち込まれる物であって、その性質と量からみて荷受人または運搬者の私的、個人的または家庭内利用を意図しているとみられる物、または贈答品とする意図であることが明らかな物をいう。

16. 「関税当局」とは、英国歳入関税局コミッショナーをいう。

- (4) 4条において、
 - (a)1項中、「共同体」を「英国」と改める。
 - (b)3項の第2パラグラフを削除する。
- (5) 5条において、
 - (a)1項において、
 - (i) 「共同体」を「英国」と改める。
 - (ii) 「管轄当局（複数）」を「管轄当局（単数）」と改める。
 - (b)2項を削除する。
 - (c)3項において、
 - (i) 「管轄当局（複数）」を2カ所とも「管轄当局（単数）」と改める。
 - (ii) 「同人らは」を「同人は」と改める。
 - (iii) 「それらの国法」を「法の制定または支配」と改める。
 - (d)4項および5項中、「管轄当局（複数）」を「管轄当局（単数）」と改める。
 - (e)6項を削除する。
 - (f)7項中、「関係加盟国」を「国務大臣」と改める。
 - (g)8項を削除する。
- (6) 6条および7条を削除する。
- (7) 8条において、
 - (a)1項において、
 - (i) 「加盟各国は4月30日までに提出しなければならない」を「国務大臣は作成し公表しなければならない」と改める。
 - (ii) 「暦」を「会計」と改める。
 - (iii)(a)項中、「加盟国」を「英国」と改める。
 - (iv)(c)項中、「6条1項が適用された」を「4条1項の禁止規定に関連した犯罪が実行された」と改める。
 - (b)2項を以下のとおり改正する。

2. 本条にもとづく第1回報告書は2020年4月30日までに公表し、その後の報告書は1年を超えない間隔で公表しなければならない。

- (c)3項を削除する。
- (8) 9条を削除する。
- (9) 12条のあとの「本規則は」で始まる1文を削除する。
- (10) 別紙1を削除する。

2008年欧州委員会規則（EC）第1024号の改正

5.

(1) 欧州共同体内への木材の輸入に向けたFLEGTライセンス枠組の設立に関する2005年欧州理事会規則第2173号の、詳細な実施方法を定めた2008年欧州委員会規則（EC）第1024号を、以下のとおり改正する。

- (2) 2条において、

(a)1 項中、「関税局」を「英国歳入関税局が全部または一部を占有する敷地」と改める。

(b)4 項を削除する。

(3) 3 条中、2 項を削除する。

(4) 4 条中、「共同体内において」を「英国内へ、および英国内において」と改める。

(5) 5 条を以下のとおり改正する。

(5) 管轄当局または関税当局は、FLEGT ライセンスを英語で利用可能とするよう要請することができる。

(6) 6 条中、1 項および 2 項を以下のとおり改正する。

1. 英国内での自由な流通に向けた供給を目的として申告している積荷に関しては、ライセンスは管轄当局に提出しなければならない。

2. 管轄当局は、ライセンスを受領し次第すみやかに関税当局に通知しなければならない。

(7) 7 条中、1 項を削除する。

(8) 9 条および 10 条中、「管轄当局（複数）」を「管轄当局（単数）」と改める。

(9) 11 条において、

(a) 1 項中、「ボックス」から「流通される」までを、「英国内における自由な流通に向けた供給を目的とする関税申告」と改める。

(b)2 項を以下のとおり改正する。

2. 木材製品を自由な流通に向けて供給するのは、6 条 2 項記載の通知がなされたときのみとする。

(10) 12 条を削除する。

(11) 13 条中、「管轄当局（複数）」を「管轄当局（単数）」と改める。

(12) 14 条において、

(a)1 項中、「加盟各国」を「管轄当局」と改める。

(b)2 項を以下のとおり改正する。

2. 1 項記載の電子システムは、以下の各人とのデータ交換を可能とするものでなければならない。

(a)管轄当局と関税当局との間。

(b)管轄当局および関税当局と、パートナー国のライセンス付与当局との間。

(c) 3 項を削除する。

(13) 16 条中、「の規定」から「指令 95/46/EC」までを、「法の制定または支配」と改める。

(14) 17 条のあとの「本規則は」で始まる 1 文を削除する。

(15) 別紙において、

(a)表の見出し中、「欧州共同体」を削除する。

(b)解説中、ボックス 5 の注釈中の「EU」を「英国」と改める。

2010年欧州議会および理事会規則（EU）第995号の改正

6.

(1) 木材および木材製品を市場へ供給する業者の義務を定めた2010年欧州議会および理事会規則（EU）第995号を、以下のとおり改正する。

(2) 2条において、

(a) (b) 項において、

(i) 「域内市場」をすべて「英国内の市場」と改める。

(ii) 「指令 97/7/EC」から「遠隔契約」までを、「2000年消費者保護（遠隔販売）規則 3条1項」と改める。

(b)(d)項において、

(i) 初出の「域内市場」を「英国内の市場」と改める。

(ii) 2カ所目の「域内市場」を「同市場」と改める。

(c)(h)項のあとに以下を挿入する。

(i) 「管轄当局」とは国務大臣をいう。

(3) 4条3項中、第2文を削除する。

(4) 5条の第2パラグラフ中、「管轄当局（複数）は、同人らが要請すれば」を「管轄当局（単数）は、同人が要請すれば」と改める。

(5) 6条において、

(a) 1項(b)の第2サブパラグラフ・第4インデント中、「国連により」から「連合」までを「英国内において、または国連安全保障理事会により」と改める。

(b) 2項を以下のとおり改正する。

2. 詳細な規定は、本条1項(b)第2文記載のさらなる該当リスク評価基準に関連するものを除き、木材および木材製品を市場へ供給する業者の義務を定めた2010年欧州議会および理事会規則（EU）第995号に定める、相当の注意制度および監督機関に対するチェックの頻度・性質を詳細に定めた、2012年欧州委員会実施規則（EU）第607号により定める。

(6) 7条を削除する。

(7) 8条において、

(a) 1項(c)中、「管轄当局（複数）」を「管轄当局（単数）」と改める。

(b) 2項(a)中、「連合」を「英国」と改める。

(c) 3項を以下のとおり改正する。

3. 管轄当局は、以下の各人を監督機関と認定しなければならない。

(a) 2項に定める要件を充たす申請者。

(b) 以下の各条件を充たす機関。

(i) 離脱日直前に欧州委員会から監督機関の認定を受けた機関。

(ii) 2項に定める要件を充たす機関。

(b)が適用されるときは、管轄当局は同機関に通知し、または木材および木材製品を市場へ供給する業者の義務を定めた2010年欧州議会および理事会規則（EU）第995号に定める、監

督機関の認定および撤回に関する手続の定めに関する 2012 年欧州委員会委任規則（EU）第 363 号 4 条に従った証明書を提供することを要しない。

(d) 4 項を以下のとおり改正する。

4. 管轄当局は、監督機関が引き続き 1 項に定める機能を遂行し、かつ 2 項に定める要件を遵守していることを確認するため、定期的にチェックを実施しなければならない。管轄当局が、第三者からの裏づけのある懸念その他の関連情報を所持しているとき、または監督機関が設立した相当な注意制度を業者が遂行するにあたっての不備を発見したときも、チェックを実施することができる。2004 年環境情報規則に従い、チェックに関する報告書を利用可能としなければならない。

(e) 5 項を削除する。

(f) 6 項を以下のとおり改正する。

6. 管轄当局が、監督機関がもはや 1 項に定める機能または 2 項に定める要件を充たしていないと判断したときは、監督機関の認定を撤回しなければならない。

(g) 7 項を以下のとおり改正する。

7. 監督機関の認定および認定撤回に関しては、2012 年欧州委員会委任規則（EU）第 363 号によって手続規定を補完する。

(h) 8 項中、「および制服」から最後までを「2012 年欧州委員会実施規則（EU）第 607 号で定める」と改める。

(8) 9 条を以下のとおり改正する。

9. 監督機関の一覧表

管轄当局は、監督機関の一覧表を公表しなければならないが、管轄当局が適切と判断した方法で同一一覧表を利用可能にしなければならない。一覧表は定期的に改訂しなければならない。

(9) 10 条において、

(a) 1 項中、「管轄当局（複数）」を「管轄当局（単数）」と改める。

(b) 2 項中、「管轄当局」を「その管轄当局」と改める。

(c) 5 項において、

(i) 「19 条に不利益を与えることなく」を削除する。

(ii) 「管轄当局（複数）」を「管轄当局（単数）」と改める。

(iii) 「加盟各国」を「管轄当局」と改める。

(10) 11 条において、

(a) 1 項中、「管轄当局（複数）」を「管轄当局（単数）」と改める。

(b) 2 項中、「指令 2003/4/EC」を「2004 年環境情報規則」と改める。

(11) 12 条を削除する。

(12) 13 条において、

- (a)1 項中、「加盟各国が、必要とあれば欧州委員会の支援を受けて」を「管轄当局」と改める。
- (b)2 項中、「加盟各国が、必要とあれば欧州委員会の支援を受けて」を「管轄当局」と改める。
- (c)3 項中、「管轄当局（複数）……同人らの……を保護」を「管轄当局（単数）……同人の……を保護」と改める。

(13) 16～19 条を削除する。

(14) 20 条を以下のとおり改正する。

20. 報告

1. 国務大臣は随時、以下の各事項を実施しなければならない。

(a)本規則の適用の見直しを行うこと。

(b)見直しの結論を報告書に記載すること。

(c)報告書を公表すること。

2. 1 項にもとづく第 1 回報告書は 2021 年 3 月 31 日までに公表し、その後の報告書は 2 年を超えない間隔で公表しなければならない。

3. 国務大臣は、1 項にもとづく報告書の作成にあたり、2005 年規則（EC）第 2173 号に従ったパートナーシップ条約の締結・運用に関連した進歩と、同条約が違法に伐採された木材およびかかる木材に由来する木材製品の英国国内市場での流通の最小化への貢献とを考慮に入れなければならない。

4. 国務大臣は、本規則の適用に関する報告と本規則の適用経験とを踏まえて随時、違法に伐採された木材やかかる木材に由来する木材製品の市場供給防止その他の面における本規則の機能と有効性を見直ししなければならない。とくに、2015 年中小企業・事業・雇用法 7 条 1 項に定める意味ならびに製品範囲の範囲内において、中小企業に及ぶ経営上の影響を考慮しなければならない。

5. 4 項にもとづく第 1 回見直しは 2025 年 3 月 31 日までに公表しなければならず、その後の見直しは 6 年を超えない間隔で公表しなければならない。

(15) 21 条のあとの「本規則は」で始まる 1 文を削除する。

2012 年欧州委員会委任規則（EU）第 363 号の改正

7.

(1) 木材および木材製品を市場へ供給する業者の義務を定めた 2010 年欧州議会および理事会規則（EU）第 995 号に定める、監督機関の認定および撤回に関する手続の定めに関する 2012 年欧州委員会委任規則（EU）第 363 号を、以下のとおり改正する。

(2) 1 条中、(1) を削除する。

(3) 2 条において、

(a) 1 項を以下のとおり改正する。

1. 公共と民間とを問わず、会社、企業、商事組合、事業、機関または当局であるとを問わず、英国内で適法に設立された法主体は、監督機関認定申請書を管轄当局へ提出することができる。

(b)3 項中、「欧州委員会」を 2 カ所とも「管轄当局」と改める。

(c)4 項において、

- (i)「欧州委員会の」を「管轄当局の」と改める。
- (ii)「欧州委員会」を2カ所とも「管轄当局」と改める。
- (d)5項を削除する。
- (4)3条を以下のとおり改正する。

3. 追加文書および敷地の視察 (access)

1. 申請者が管轄当局から要請されたときは、管轄当局から要請された追加の情報または文書を、定められた期限内に提出しなければならない。
2. 申請者は、2010年規則(EU)第995号8条および本規則5~8条に定めるすべての要件が充たされていることを確認するため、自己の敷地を管轄当局が視察することを許可しなければならない。管轄当局は、視察につきあらかじめ申請者に通知しなければならない。申請者は、かかる視察を円滑化するために必要なすべての支援を提供しなければならない。

- (5)4条を以下のとおり改正する。

4. 認定決定

管轄当局が、2010年規則(EU)第995号8条3項に従った認定決定を採択したときは、決定採択日の翌日から10営業日以内に、当該申請者にその旨通知しなければならない。管轄当局はさらに、認定証明書を遅滞なく申請者に提供しなければならない。

- (6)5条を以下のとおり改正する。

5. 法人格と法人の営業所

申請者は、英国内の自己の登録上の営業所、経営本部または主たる営業所に関する情報、ならびに英国内に設立した自己のすべての代理店、支店または子会社に関する情報を提供しなければならない。

- (7)9条において、

- (a)1項において、

- (i)(a)項の前の記載中、「欧州委員会」を「管轄当局」と改める。

- (ii)(b)項中、「連合」を「英国」と改める。

- (iii)(c)項を削除する。

- (iv)(d)項中、「加盟国」を「英国」と改める。

- (b)2項を削除する。

- (8)10条を以下のとおり改正する。

10. 認定決定の見直し

1. 管轄当局はいつなんどきでも、監督機関認定決定を見直すことができる。

以下のいずれかの状況では、管轄当局はかかる見直しを実施しなければならない。

- (a)管轄当局が、本規則5~8条に定めるとおり、監督機関がもはや2010年規則(EU)第995号8条1項に定める機能を果たしていない、または同8条2項に定める要件を遵守していないと判断したとき。

(b)管轄当局が、監督機関がもはや 2010 年規則 (EU) 第 995 号 8 条 1 項および 2 項ならびに本規則 5~8 条に定める要件を遵守していないという、第三者からの裏づけのある懸念その他の関連情報を所持しているとき。

(c)監督機関が、本規則 9 条 1 項(a)記載の変更を管轄当局に通知したとき。

2. 申請者は、2010 年規則 (EU) 第 995 号および本規則 5~8 条に定めるすべての要件が満たされていることを確認するため、自己の敷地を管轄当局が視察することを許可しなければならない。

申請者は、かかる視察を円滑化するために必要なすべての支援を提供しなければならない。

3. 管轄当局は、自己の調査結果を記載した報告書を作成しなければならない。見直し報告書には裏づけ証拠を添付しなければならない。

見直し報告書には、監督機関認定を撤回すべきか否かに関する勧告も記載しなければならない。

管轄当局は、調査結果の要旨と報告書の結論を当該監督機関に提供しなければならない。同機関は、要旨送付日の翌日から 3 週間以内に、管轄当局に意見を提示することができる。

(9) 11 条において、

(a)1 項および 2 項中、「欧州委員会」を「管轄当局」と改める。

(b)3 項中、「かつ、通信」から最後までを削除する。

(10) 12 条を以下のとおり改正する。

12. データ保護

本規則は、法の制定または支配にもとづく、個人データの処理に関する規定に不利益を与えない。

(11) 13 条のあとの、「本規則は」で始まる 1 文を削除する。

(12) 別紙第 1 パラグラフにおいて、

(a)第 1 インデント中、「該当国法に定めるとおり」を削除する。

(b)第 2 インデントを削除する。

2012 年欧州委員会実施規則 (EU) 第 607 号の改正

8.

(1) 木材および木材製品を市場へ供給する業者の義務を定めた 2010 年欧州議会および理事会規則 (EU) 第 995 号に定める、相当の注意制度および監督機関に対するチェックの頻度・性質を詳細に定めた 2012 年欧州委員会実施規則 (EU) 第 607 号を、以下のとおり改正する。

(1) 6 条において、

(a)1 項中、「管轄当局 (複数)」を「管轄当局 (単数)」と改める。

(b)2 項において、

(i)(a)項中、「管轄当局」を「その管轄当局」と改める。

(ii)(b)項において、

(aa)「欧州委員会」から「監督機関」までを「監督機関は管轄当局に対し……と通知した」と改める。

(bb)「9 条 2 項」を「9 条 1 項」と改める。

(c)4 項中、「管轄当局 (複数)」を「管轄当局 (単数)」と改める。

(d)5 項中、「管轄当局（複数）」を「管轄当局（単数）」と改める。

(3) 7 条において、

(a)1 項を以下のとおり改正する。

1. 管轄当局は、自己が実施した個々のチェックに関する報告書を作成しなければならない。報告書には、適用したプロセスおよび技術の説明と、自己の調査結果および結論を記載しなければならない。

(b)2 項および 3 項中、「管轄当局（複数）」をすべて「管轄当局（単数）」と改める。

(4) 8 条のあとの、「本規則は」で始まる 1 文を削除する。

テレーズ・コフィー

環境食糧農村省政務次官

2018 年 9 月 21 日

解説（本解説は規則の一部ではない）

本規則は、維持された EU 法の運用不備その他、英国が欧州連合から離脱したことに起因する（とくに 8 条 2 項(a)(b)(c)(e)(g)の各項にもとづく）欠陥に対応するため、2018 年欧州連合（離脱）法 8 条 1 項に定める権限を行使して制定されたものである。

本規則は、違法に伐採された木材およびかかる木材に由来する木材製品が市場に供給される危険を最小化するために、環境保護分野の法律、とくに木材および木材製品の輸入および市場供給に関連した法律を改正するものである。第 2 部は 2 次法を改正し、第 3 部は維持された EU 規則を改正するものである。

本規則については、いまだ影響評価は作成していない。民間・非営利・公共部門へのいかなる影響も予想されないからである。

付属資料 6.3 木材・木材製品および FLEGT（改正）（EU 離脱）規則 2020 年版仮訳
（The Timber and Timber Products and FLEGT (Amendment) (EU Exit) Regulations 2020
(legislation.gov.uk)

行政委任立法
2020 年第 1315 号
欧州連合離脱
環境保護

2020 年木材および木材製品ならびに FLEGT（改正）（EU 離脱）規則

起草：2020 年 11 月 19 日

規則 1 条 2 項に従い発効

国務大臣は、2018 年欧州連合（離脱）法 8 条 1 項および 8C 条 1 項ならびに別表 7 の 21 項により授与された権限を行使して、本規則を制定する。

本規則案は、2018 年欧州連合（離脱）法別表 7 の 8F 項（1）に従って議会で提出され、各院の議決により承認された。

呼称・発効

1.

（1）本規則は、「2020 年木材および木材製品ならびに FLEGT（改正）（EU 離脱）規則」と呼ぶことができる。

（2）本規則は、IP 完了日の直前に効力を生ずる。

2018 年木材および木材製品ならびに FLEGT（EU 離脱）規則

2.

（1）2018 年木材および木材製品ならびに FLEGT（EU 離脱）規則を、以下のとおり改正する。

（2）1 条において、

(a) 見出しを「呼称、発効および程度」と改める。

(b) 既存の条項を 1 項とする。

(c) 1 項のあとに以下を挿入する。

（2）本規則第 2 部は、イングランド、ウェールズおよびスコットランドに適用される。

（3）4 条において、

(a) 2 項(a)(ii)中、「英国」を「グレートブリテン」と改める。

(b) 3 項において、

(i)(a)項(i)を以下のとおり改正する。

(i) 「共同体」の初出 2 カ所を「グレートブリテン」と改める。

(ii)(f)項(i)を以下のとおり改正する。

(i)「共同体」の初出箇所を「グレートブリテン」と改める。

(iii)(g)項中、「英国」を「グレートブリテン」と改める。

(iv)(h)項を以下のとおり改正する。

(h)13項中、「英国」を「グレートブリテン」と改める。

(v)(i)項に挿入した箇所のうち、「英国」を「グレートブリテン」と改める。

(c)4項(a)を以下のとおり改正する。

(a)1項中、「共同体」を「グレートブリテン」と改める。

(d)5項(a)(i)を以下のとおり改正する。

(i)「共同体」を「グレートブリテン」と改める。

(e)7項において、

(i)(a)項を以下のとおり改正する。

(a)1項中、「加盟各国は、一般および欧州委員会に対して利用可能とする」を「国務大臣は作成し公表しなければならない」と改める。

(ii)(b)項の改正箇所のうち、「2020」から最後までを「2022」に改める。

(4)5条において、

(a)4項、6項および9項中、「英国」を「グレートブリテン」と改める。

(b)15項(b)を以下のとおり改正する。

(b)解説中、ボックス5の注釈中の「EU」を「グレートブリテン」と改める。

(5)6条において、

(a)5項(a)の改正箇所のうち、「英国内において」を「英国により」と改める。

(b)7項(c)の改正箇所のうち、「離脱」を「IP完了」と改める。

(c)14項の改正箇所のうち、「2021」を「2022」と改める。

(6)7条7項(a)(iv)中、「英国」を「グレートブリテン」と改める。

ゴールドスミス・オブ・リッチモンド・パーク

環境食糧農村大臣

2020年11月19日

解説（本解説は規則の一部ではない）

本規則は、2018年欧州連合（離脱）法8条1項および8C条1項ならびに別表7の21項により授与された権限を行使して制定されたものである。

2条は、北アイルランド・プロトコル（EU 離脱合意中、アイルランドおよび北アイルランドに関するプロトコル）を実施する目的で、2018年木材および木材製品ならびに FLEGT（EU 離脱）規則を改正するものである。改正にあたっては、同規則制定後に EU において採択された、「維持された直接 EU 法」の改正を考慮に入れるとともに、同規則 6 条 5 項(a)の軽微な過誤を是正した。

本規則については、いまだ影響評価は作成していない。民間・公共または非営利部門への影響、または重大な影響は何ら予想されないからである。

**The Timber and Timber Products (Placing on the Market) Regulations 2013 as amended:
Due Diligence Guide : デュー・デリジェンス・ガイド**

注) 以下、本ガイドで使用する「木材」という用語は、「木材または木材製品」を示す。

(イントロダクション)

本ガイドは、UKTR の下、要求されるデュー・デリジェンスを実施する事業者を支援するために作成された。

(ノート)

- デュー・デリジェンスの実施を支援する無料のツールが多数ある。これらは、業界団体、監視団体 (MO)、非政府組織 (NGO) を通じて入手できる。
- 事業者は、要求事項に対して根拠を示す必要がある。
- 本ガイドに挙げられた事例はあくまで例で、これらに限定されるものではない。
- 伐採許可証、インボイス、その他の公式文書
- NGO の報告書などのウェブサイトのリンク。また、情報源を確認した日付を記録すること。
- 英語以外の書類はすべて翻訳*し、原文と訳文の両方を提出する。
 - 専門家によって翻訳する必要はない。

デュー・デリジェンス・システムに関する具体的な質問は、OPSS.enquiries@beis.gov.uk まで直接お問い合わせください。

会社概要	
会社名	
会社登録番号	
会社住所	
会社連絡先電話番号	
会社連絡先メールアドレス	
担当／記入者の氏名	
会社での役職	
連絡先電話番号（上記と異なる場合）	
連絡先メールアドレス（上記と異なる場合）	

レビューのタイムスケール			
日付	名称	サイン	重要な変更点

会社情報／関連情報		
会社の概要など、関連する情報を説明するために使用。 <i>事業内容、事業規模（従業員数）、年間輸入量、年間売上高などの一般的な説明</i>		
デュー・デリジェンスの要件：情報へのアクセス		
要求事項	対応	証拠
市場に出荷される製品の固有の識別名、商品名、または説明	社内システムの中で、当該商品にどのようなラベルや指標を付与し、販売するまで追跡できるようにしているか。 例えば、SKU（Stock Keeping Unit）番号などが挙げられるが、これに限定されない。	

<p>木材の種類 の通称名。該当する場合は完全な学名</p>	<p>木材の樹種の一般名称を記入する。製品に複数の樹種が含まれる場合は、そのすべてを記載する。 同属異種で違法伐採問題がある場合は、種に至るまで完全な学名を記載する必要がある。</p>	
<p>伐採国 該当する場合*は、地域と伐採コンセッション情報。 *該当する場合とは、その国のリスクが高い場合、またはその国の特定のコンセッションのリスクが高い場合、または州や県などの準国レベルによって法制度が異なる場合を指す。</p>	<p>特定の木材生産国は、他の国よりもリスクが高い場合がある。 リスクの低い国については、伐採国の名前と証拠を示すことだけが要求される。 森林の規制が州や県などの地域によって異なる場合は、地域を特定する必要がある。 リスクの高い国の場合は、伐採権（森林コンセッション）の名称とその証明も必要である。 当該国のリスクレベルを判断するには、木材合法性リスク評価を調べたり、その国の木材リスクスコアを確認したりすることが挙げられる。</p>	
<p>木材の量 定量的な数値は、体積、重量、直線メートル、個数、その他の単位で表示することができる。</p>	<p>木材製品の量を入力し、証明する。</p>	
<p>木材または木材製品を供給した会社 の名称と住所</p>	<p>木材を提供した組織の名称と住所、取引に関する証拠を入力する。</p>	
<p>この/貴社のビジネスから木材または木材製品を購入した顧客/ トレーダーの名前と住所</p>	<p>木材の売却先組織の名前と住所を入力し、取引の証拠となるものを添付する。 一般消費者向けに販売する場合は不要だが、その旨をここに記す。</p>	
<p>木材が国、州や県などの地域、伐採権の適用法令を遵守していることを示す文書 またはその他の情報</p>	<p>木材生産国/地域ごとに異なる林業法があり、伐採者が伐採活動を行うための認可を取得する必要がある場合もあれば、そうでない場合もある。 法律があり、認可が得られた場合、その国の国内法を遵守していることを証明する重要文書が発行される。これには、伐採許可証、森林管理計画などが含まれるが、これらに限定されるものではない。 これらの書類はそれぞれ、製品が伐採された国の関連法規に沿って合法的に伐採されたことを示す証拠の一部として収集され、提出される必要がある。</p>	

デュー・デリジェンスの要件：リスク評価	
要求事項	根拠・対応
適用される法律への遵守の保証。これには、適用される法律への遵守をカバーする認証またはその他の第三者によって検証されたスキームが含まれる場合がある。	<p>第三者認証は UKTR の法的要件ではないが、製品が森林レベル及び/またはサプライチェーン全体で認証されていれば、特定のリスクを低減することができる。</p> <p>第三者認証によるリスク低減の詳細については、UKTR ガイダンス（https://www.gov.uk/guidance/regulations-timber-and-flegt-licences）を参照する。</p> <p>第三者認証を取得している場合は、ここにその旨を記載する。これらの認証の有効性を確認したかどうか、またいつ確認したかを記録する。その認証は、製品、事業、該当する製品の樹種を対象としているのか？</p>
伐採国及び/又は木材が伐採された州や県などの地域における違法伐採の蔓延状況（武力紛争の蔓延の考慮も含む）。	<p>伐採国及び/又は地域特有のリスク、例えば、木材ロンダリング、不正に発行された文書、違法伐採などがあるかどうかを評価する。</p> <p>これらのリスクが貴社のサプライチェーンに適用されるかどうかを特定し、その理由や正当性を示さなければならない。</p> <p>この情報を収集するために、NGO の報告書など、一般に公開されている情報源を使用することが推奨される。該当する情報を得るために使用したウェブサイトのリンクと、確認した日付を含める。</p>
特定の樹種に関する違法伐採の蔓延。	<p>特定の樹種の違法伐採のリスクを評価する。</p> <p>情報を収集するために、例えば CITES や IUCN レッドリストなど、一般にアクセス可能な情報源を使用することが推奨される。この情報を得るために使用したウェブサイトのリンクと、確認した日付を含める。</p> <p>樹種が絶滅危惧種に指定されていたり、ワシントン条約で保護されている場合、さらなる証拠が必要であったり、UKTR の適用範囲ではなくなったりする場合がある。UKTR ガイダンス（https://www.gov.uk/guidance/regulations-timber-and-flegt-licences）を参照する。</p>
木材の輸出入に対して、イギリスまたは国連安全保障理事会が原産国に対して課した制裁措置。	<p>イギリスまたは国連安全保障理事会が伐採国に対して制裁措置をとっているかどうかを述べる。</p> <p>https://www.gov.uk/guidance/uk-sanctions</p> <p>https://www.un.org/securitycouncil/</p> <p>情報を入手した日付を記録する。</p>
木材のサプライチェーンが複雑であること。 *特定の製品が通過する国の評価。	<p>森林から貴社までのサプライチェーンに含まれるすべての事業体を記載する。これは、インボイスや輸送書類など、サプライチェーンの範囲を証明する文書で証明する必要がある。</p>

特定されたリスクを考慮し、この評価はどのくらいの頻度で見直すべきか？	規制では、少なくとも12ヶ月に一度（提示されたリスクに依存）、または新しいサプライヤーや輸送会社から調達した場合など、サプライチェーンに変更があった場合に、デュー・デリジェンス・システムを見直すことが要求される。 リスクの高いサプライチェーンは、より頻繁に見直す必要がある。			
特定されたリスクレベルの概要。	特定したリスクと、特定したリスクのレベルに対する結論に至った理由を説明する。			
特定したリスクのレベル	無視できる		無視できない	

特定したリスクが無視できるレベルだと確認した場合のみ、輸入できる。サプライチェーンに無視できないリスクが確認された場合、このリスクを無視できるレベルまで低減するための手段を講じることができる。次のセクションを参照する。

<p>デュー・デリジェンスの要件：リスク低減</p> <p>リスクが特定された場合、どのような低減措置がとられているか？</p> <p>特定された具体的なリスクごとに、リスクを無視できるレベルにするための低減策を講じる必要がある。これが達成できない場合は、サプライチェーンを変更する必要がある。可能なリスク低減措置については、以下を参照すること。</p>				
リスク	低減措置*			
<p>* 低減措置には、以下のものが含まれるが、これらに限定されるものではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 証拠書類の評価 - 文書が不正でないか、改ざんされていないかを確認すること、公文書に署名した政府関係者に関する情報をインターネットで検索することなどが含まれる サプライチェーン内の企業の評価 - 過去の不祥事を評価するためにサプライチェーン内の企業の情報をインターネットで検索することや、第三者による認証が含まれる。 認証取得 科学的検査 現地視察（会社監査、第三者検証） 				
特定したリスクのレベル	無視できる		無視できない	

リスクが無視できるレベルだと確認された場合のみ、輸入する。サプライチェーンに無視できないリスクがあり、それを低減できない場合は、製品を市場に出すべきではない。